

を避け、以て圓滿に事案を解決せんことを念はざるにあらず。百方熟慮、終に民黨の一角を破りて、之を籠絡するの計を立て、密に自由黨所屬の土佐派議員を誘ひ、之をして従來の政府黨と結び、相借に時局に周旋する所あらしむ。政府が修正案不同意の覆牒を送付し來るや、土佐派議員は、突如特別委員を擧げて、再ひ豫算案を審査せしむるの議を唱へ、議院は多大の紛擾を経て、此動議を可決し、茲に民吏兩黨の勢力を一變す。新に選舉したる特別委員は、連日政府と交渉し、行政整理實行の言質を領し、此條件の下、六百五十有餘萬圓の歳出を削減するの議を協定す。民黨は、此修正案を以て尙ほ微温なりと爲し、且つ委員の越權粗漏を非難したりと雖も、院議終に修正案を可決し、政府之に同意し、而して貴族院は、全然衆議院の送付案を可決したり。

黄白政策の嚆矢。姑息政治の流毒。

意ふに政府と土佐派議員と私議の結果、端なく局面を一變し、豫算成立し、無事に議會の會期を了することを得たりと雖も、爲に憲政運用の惡例を貽し、議會

史の開卷、拭ふへからざるの汚瀆を印したり。當時民黨たるもの、益、其結束を鞏うし、權勢に屈せず、利慾に惑はず、飽くまで所信に邁進せば、政局爲に或は一時否塞すへしと雖も、亦自ら新生面の展開を誘致し、藩閥以て殫すへく、民權以て弘むへく、眞個憲政の美を濟して、維新の運を啓くこと、敢て必ずしも難しと爲さず。不幸にして中道變節の徒を生じ、政府と妥協して、一時の苟安を貪る。此姑息の療法は、自ら餘毒を後年に流し、政局常に陰翳に鎖され、小紛絶ゆるに時なく、各種名稱の下、屢、妥協政治を行ひ、離間誘惑亦從て起り、利害を以て主張を易へ、黄白を以て節義を沽り、憲制の名、徒に美にして、毫も其實あるなく、閥族の勢威獨り盛にして、民權年と共に屈し、立憲以降二三十年を経るの後、尙ほ國民をして長く其餘弊に堪へさらしむ。此の如きもの皆な憲政の發程に其舉措を誤り、至善を盡さざるの致す所なり。世或は妥協政治若くは黄白政治を以て、後年憲政の墮落に伴ひ、新に發生したる現象と爲すと雖も、焉そ知らん初期帝國議會、早く既に其端を啓き、後年の政府及政黨、唯、此惡例を襲踏し、且つ一層の甚しきを加へたるに過ぎざるを。爾く初期議會は、妥協政治の端を啓き

たりと雖も、議員概ね忠實以て其職に服し、豫算の審査討議に會期の大半を費し、八千三百餘萬圓の歳計中、六百五十餘萬圓を削減するの功を收めたり。之を後年の議會、漫然數億圓計上の豫算を容認し、黙々として政府に追従するに對比せば、其得失果して如何そや。

第五章 内閣崩壊

首相乞骸。其眞意。

首相山縣有朋、曩者就任以來、各種の法令を布き、凡百の策術を運らし、以て豫め民勢の侵犯に備へ、第一回議會の議政壇上、熱力以て藩閥擁護に努めたりと雖も、民黨の勢力意外に強旺にして、區々の策術、到底之を抑止する能はず、終に枉て歳計六百五十餘萬圓削減に讓歩するの已むへからざるに至る。加之行政整理を議會に約し、以て僅に會期を畢へたりと雖も、議會をして満足せしむるの改革は、到底之を期し難く、次期の議會、再ひ此問題の紛議を生ずるは、勢の終

に避くへからざる所なり。有朋今に及んで始めて憲政運用の至難なるを感し、議會操縦の煩累に倦み、且つ閣裡往々統一を缺くに懊惱し、乃ち姑く閑地に就き、徐に他日の再舉を圖らんとし、茲に第一回議會の閉會を機とし、決然辭表を捧呈するに至れり。

三條實美の計。其事業。

二十四年二月十八日、内大臣公爵三條實美薨す。實美篤厚忠懇、名門の偉器を以て、夙に王事に勤勞し、王政復古の後、副總裁、輔相、右大臣等を経て、太政大臣の重職に任し、獻替實に十有五年、具に匪躬の誠を效す。内閣制度創設の後、退て閑地に就き、其志仍ほ君國に存し、覃竭懈るなく、終始渝らす。天子深く倚信し、以て中興の元勳、臣庶の龜鑑と爲し、生前特に正一位に敍し、其純忠を彰す。(以中數句、勳語) 訃音倏ち到り、九重宸悼し、朝を輟むること三日、恩賜太た渥し。御誄に曰く、「皇道を擴張し、中興の宏猷を賛く。積弊を革除し、維新の偉業を擧ぐ。」

大鈞を乗て誠を致し、重望を負うて謙に居る。勳徳俱に崇し、萬古匹と希なり。今や溘焉として長逝す、曷そ痛悼に勝へん。乃ち侍臣を遣し、賻を齎らし弔慰せしむ。」

第二編

第一次松方内閣

(自二十四年五月六日
至二十五年八月八日)

第一章 内閣更迭附政黨事情

元老の勢力、黒幕會議、後繼内閣銓衡。

抑も我國の政界、元首と内閣との間に元老と名くる特種の階級あり。曾て明治維新の政變に當り、身を雄藩に起し、日に風雲に奔走し、倖に殘生を具代に保ち、明りに榮爵を辱うしたる者、是れ之を元老と謂ふ。官制固より其資格を公認するにあらず、憲法上、何等の責任を之に課するなし。然るに此輩、往々にして局外より政府を掣肘し、之をして自由に國政を鹽梅することを得ざらしむ。世に元老を稱して舅姑政治家と謂ひ、其會議を呼んで黒幕政治と謂ひ、内閣後繼の事案の如きは、必ず決を此に取るを例とす。今や總理大臣山縣有朋、表を捧けて骸骨を乞ふあり。皇上乃ち二三の元老に下命し、之か後圖を畫せしむ。

當時薩長勢力均衡保維の思想、仍ほ閥族の間に熾にして、長人内閣倒るゝの後、累ねて長人内閣を組織するを許さず。此を以て元老會議は、後繼の總理大臣を薩人中に求め、先づ黒田清隆を推し、次て西郷從道を説き、二人共に固く之を辭す。爲に威望尙ほ菲薄なる現任大藏大臣松方正義を推舉するの議を生し、交渉累日にして、評議始めて一決す。

松方内閣の組織。 大津事變の突發。

二十四年五月六日、松方正義を擧げて内閣總理大臣に任し、之をして大藏大臣を兼ねしむ。時適、善隣露國の皇儲遠く來りて我國に遊ひ、日に畿甸の間を徜徉し、月の十一日、護衛の警吏津田某、遽に狂疾を發し、琵琶湖畔、刃を此國賓に加ふるの事あり、世に之を稱して大津の變と謂ふ。變や倉卒に起り、上下色を喪ひ、爲に新閣の首腦僅に成りて、未だ其軀體を完うするに遑あらず。既にして略、事變善後の計を了へ、乃ち順次閣員を銓衡し、首相就任後約一月を経て、始めて新閣の完成を告ぐ。之を時として宮中顧問官伊藤博文、再ひ樞密院議長に

任せらる。左に新内閣員の配置及親任月日を録す。

内閣總理大臣(五月六日任)	伯爵	松方正義
外務大臣(五月二十九日任)	子爵	榎本武揚
内務大臣(六月一日任)	子爵	品川彌二郎
大藏大臣(兼任)	伯爵	松方正義
陸軍大臣(五月十七日任)	子爵	高島綱之助
海軍大臣(留任)	子爵	樺山資紀
司法大臣(六月一日任)	子爵	田中不二麿
文部大臣(六月一日任)	伯爵	大木喬任
農商務大臣(留任)	陸	奥宗光
遞信大臣(留任)	伯爵	後藤象二郎

閣員更迭の所因を按ずるに、陸軍大臣大山巖の罷めたるは、前首相山縣有朋と進退を偕にせんとするに出で、大津事變以前、内議夙に定まる。外務大臣青木周藏の罷めたる、榎本武揚の其後任たる、共に敬意を露國に致し、其愠を和けん

とするに出つ。明治初年、武揚露國に出使し、頗る其國皇室の信望を博す。今次の就任、蓋し些しく之と相關す。滋賀縣知事及警部長等、國賓の警衛疎慢の故を以て、皆な其官を免せらる。之か監督長官たる内務大臣、單り晏然として其位を保つこと能はず。乃ち西郷從道の罷めたるは、實に大津事變に基す。司法大臣山田顯義、多年法典編纂に心血を瀝き、其實施の期方さに迫るの際、議會の爲に實施延期の法律案を議決せられ、怏々太た樂ます、乃ち意を決して其職を辭す。或は言ふ、顯義は大津事變の被告に擬するに皇室罪を以てし、以て露國に媚ひんと欲し、嚴に司法部に干渉を試みたりと雖も、司法部頑として之を卻け、尋常殺人罪の刑を科したるを以て、顯義爲に終に辭意を決したりと。若し夫れ文部大臣芳川顯正の罷免に至りては、其何の故たるを知らず。

政府の訓示。行政整理。

松方内閣は、成立勿々、内務大臣の名を以て、一片の訓令を地方官に發し、略、内政の方針を指示す。左の如し。

内政の要は地方制度に在りて地方自治の制は國家組織の基礎なり誠に以て此基礎を鞏固ならしめんと欲せば徒に形式の完備を求めず實力の養成を圖らざるへからず今や地方制度の實施稍、緒に就くと雖も未だ全く完具の域に進みたりと云ふを得す今後益、自治の精神を啓發し該制度施行の目的を達せざるへからず

行政の目的は公利公益を増進するに在り此目的を達するは専ら當局者の力行如何に據る當局者たるもの宜しく茲に注意戒心し簡易敏活を主として其實績を擧げんことを要す内務省の地方に於けるや譬へは猶ほ頭首の支體に於けるか如し其精神脈絡相互に貫通するにあらざれば施政の成效得て期すへからず云々

曩者新任首相松方正義、前閣の大藏大臣を以て第一回議會に臨むや、議會閉會を待つて、大に行政を整理し、經費を節減することを明言し、以て僅に豫算に協賛を得たり。新内閣は、前内閣の責任を繼承し、官制改革を執行し、七月^{二十}年を以て之を發表す。其改革や極めて微弱にして、前衆議院民黨の標示したる希

望と相距ること尙ほ頗る遠く、俸給の減額僅に六十萬圓に過ぎず。政府は此新官制に據りて次年度豫算を編し、以て次期議會に臨まんとす。民黨は早く既に不満の意を現はし、取て以て論議の料と爲さんとし、官民再度の衝突、終に避くへからざらんとす。

自由改進兩黨の提携。板垣兩首領の會見。大隈免官。

自由改進の兩黨互に相携へて第一回議會に終始し、其力能く若干の成果を擧ぐることを得たり。爾來兩黨の感情益融和し、意思愈疏通し、相共に歩調を一にして、共同の政敵に抗せんとす。蓋し兩黨の軋轢は、一日の故にあらすと雖も、今や參政の權を握り、共同の政敵其前に在るの時、徒に鵝蚌相争うて、爲に漁夫を利するか如きは、斷して智者の事にあらざるを覺り、互に相來往して聯合を鞏うす。十一月八日、自由黨總理板垣退助、改進黨前總理大隈重信を訪ひ、迭に久瀾を叙し、談進んで現代の政治に及び、共に時事の日に非なるを慨し、子弟を指導して、憲政に貢獻せんことを約す。此兩首領の會見は、兩黨々員に至大の

快感を與へ、自ら一層の氣勢を昂進す。時に重信は、樞密顧問官の職に在り。政府は轉、重信を忌み、其至高顧問府に官するの身を以て、敢て在野政黨の首領と會見し、之と現代の政治を是非して憚らざるか如きは、是れ官紀を紊亂するの甚しきものなりと爲し、旨を諭して其官を免す。重信は寧ろ繁累を脱却し得たるを喜び、爾來自由に政論を逞うし、屢、黨人を延見して、政府反抗の策を授け、民黨の勢焰、爲に益、加はる。

大成會の變化。巴俱樂部。協同俱樂部。自由俱樂部。

前期議會の際、政府與黨たりし大成會は、其後少しく形勢に變化を來し、會員中、政府の驅使に甘んせざる者は、去て別派を作り、巴俱樂部と稱し、獨立民黨たることを標榜す。別に大成會中の一派と、平生官憲を崇拜する議員と相結ひ、協同俱樂部を組織し、第二回議會召集以前、故ありて解散したりと雖も、純粹吏黨として新議會に立つ。之を外にして、前議會に豫算再調査の動議を提起し、民黨の信條を破却したる自由黨中の一派は、新に自由俱樂部なるものを組織す。

此俱樂部は、往々民黨と行動を偕にするの態を示し、第二回議會解散後、終に自由黨に復歸す。之を概するに當年小黨派の分野、極めて混沌として、其去就亦甚た明ならず。

第二章 第二回帝國議會(二十四年十一月二十一日召集)

(豫算紛議II解散)

年二十五 豫算紛議(軍艦製造、製鋼所設立、鐵道國庫支辨) 薩長政府の自負。

費額削減、新事業否認。

第二回議會開會劈頭、首相松方正義、施政の方針を衆議院に演説す。政府は、比年財計の稍、餘裕を生したるに乘し、俄に積極主義を執り、新に各種の事業を企畫して、議會の協賛を要求す。二十五年年度總豫算に計上する金額は、歳入八千六百五十萬餘圓、歳出八千三百五十萬餘圓にして、此豫算中、諸多の新規事業を

含む。即ち陸軍兵器彈藥改良及砲臺建築費、軍艦製造費、製鋼所設立費、河身修築費、北海道土地調査費等の繼續費を設け、其總額を九百餘萬圓とし、二十五年年度に於て三百十五萬餘圓を支出せんとす。外に當年度より府縣監獄費を國庫支辨の舊に復せんとし、又總額約八千六百萬圓の公債を募集して、全國の私設鐵道を買收し、且つ要地間の鐵道を速成するの計畫を立て、各之か法律案を提出す。此より先き、岐阜、愛知兩縣の震災に際し、(二十四年八月)政府は之を救濟せんか爲に、國庫剩餘金を豫算外に支出し、今回之か事後承諾を求むると共に、岐阜、愛知、福岡、富山四縣の震災水害土木補助費を二十四年度追加豫算に編し、之か協賛を當期議會に要求す。衆議院の民黨は、主として豫算案を以て政府と相争はんことを期し、其委員會は、前期議會委員會の定めたる査定方針を踏襲し、痛く俸給諸給應費等を削減し、新規事業は、其基礎極めて確實なるものにあらすんは、一切之を否決するの方針を立て、歳入に於て五十萬餘圓を増し、歳出に於て七百九十四萬餘圓を減するの査定案を作る。政府は極力査定案に不同意を表し、吏黨亦交、其通過を妨碍したりと雖も、衆議院は以て適度の修

正なりと爲し、一々査定案を可決し、査定案以上、更に若干の削減を施し、此に豫算案全部を議了す。夫の軍艦製造費及製鋼所設立費は、其全部を削除し、治水費中の河身修築費を半減し、河川調査費を全削す。又豫算外支出の事後承諾要求案は、姑く其議事を延期し、四縣土木費補助の追加豫算は、若干の修正を施して之を可決し、監獄費國庫支辦法案を否決し、以て該經費を追加豫算に計上するの企圖を阻礙せり。鐵道各案に對しては、政府の計畫、朝夕變轉常なきを詰り、其計畫の杜撰なるを指摘し、幾と全會一致を以て、私設鐵道買收法案を否決し、鐵道公債法案は、委員會之を否決し、本會議將に委員會の決定を容認せんとするの運に進む。政府の最も力を用ゐたる所は、軍艦製造及製鋼所設立の件にして、國防上、經濟上、軍器獨立上、一日も此計畫を忽にすへからすと爲し、海軍大臣樺山資紀の如き、議政壇上、肆に自ら薩長政府の功績を誇り、極力此案の通過を圖る。民黨亦必ずしも軍艦製造及製鋼所設立を無用なりと爲さず、唯、海軍部内に弊費の重疊するを認め、當局に委するに此重要な國務を以てするは、事極めて危険なるを念ひ、別に軍制に關する上奏案を提出し、軍制の不備と部

内の弊費とを指摘し、當局不信任の意を明にし、此趣旨に依據して、兩箇の新事業費を否決したり。

衆議院解散。 豫算不成立。

曰く軍艦製造、曰く製鋼所設立、曰く鐵道買收及速成、曰く監獄費國庫支辨、凡そ政府の全力を注きたる新事業は、衆議院一切之を否認し、而して總豫算に對しては、約一割の歳出を削減す。政府は此の如き衆議院と駢ひ立ち、與に國務を料理すること能はずと爲し、斷然意を解散に決し、十二月二十五日、豫算全部を議了するを待ち、即夜解散の詔勅を傳達し、當年度豫算終に不成立に歸す。政府の解散奉請の奏議左の如く、即日官報を以て之を表示す。

臣等謹て惟ふに立憲の美は、一に行政立法兩部の相俱に和衷協同して以て國家の利益と臣民の幸福を増進するに在り、憲法の施行方に初歩に屬するに當り、不幸にして機關の調熟を缺き、議會は視て勢力競争の具と爲し、其の國運を發達するに於て殆と慎重の顧念を缺くもの、如し。

昨年豫算會議に於て議會は實に巨大の減額を唱へたり政府は殊に立憲施行の第一期なるに注意し大局を顧念するか爲めに専ら讓歩を主とし歳出六百四十五萬餘圓を節減し更に行政組織の上に改正を施して仍省減を行ひたり而して二十五年度の豫算は實に二十四年度豫算節減の餘を嗣ぎ更に及ぶ所の節減を加へ國家の生存行政組織の繼續を維持する爲め必要の限りに於て編製したり又新設事業に在ては殊に製鋼所設立の如き軍艦製造の如き治水事業の如き其他監獄費國庫支辨案の如き鐵道買収案の如き皆國防上及國家經濟上缺く可らざるの急務とす然るに議會は舉て之を排斥するの意を表したり之に加ふるに憲法第六十七條に掲げたる國家必要の費目に對し政府が屢憲法上の權力に依り不同意を表明したるに拘はらず廢除削減の所見を固執せり此の如く年々削減を以て相依りて例を爲さは行政機關は殆ど其の運轉を妨げられ維新以來施政の方針たる進歩の事業及國家の經濟は遞次退縮に傾き而して後止まんとす彼の岐阜愛知兩縣の非常なる災害を救済し破壊せる堤防工事費に充る爲めに政府の斷行

せし豫算外の支出承諾の件は政府より緊急の議決を要求したるに提出の後既に數句を経るも未だ議事に上らず富山福岡兩縣水害補助及岐阜愛知兩縣土木費補助追加豫算の件も亦之を緩慢に付したり
開會以來衆議院の經過此の如し臣等躬重責に當り國事を以て此の如き議會の贊書に託するの國家の昌運臣民の福利と相容れざることを信す臣等誠惶誠恐茲に仰て陛下の憲法第七條に據り衆議院を解散し續て選舉法第三十條に據り新に議員を召集したまはんことを謹て上奏し敢て陛下の裁可を祈る

第三章 選舉干涉附政府の動搖

衆議院議員總選舉。公權蹂躪。

二十五年二月十五日、衆議院議員臨時總選舉(第二)を行ふ。政府は多數の黨與を羅致し、以て我が政策を遂行し、以て我が地位を保維せんことを期し、苦辛

經營太た力む。當該の内務大臣品川彌二郎、其次官白根專一と相謀り、多數羅致の手段として、選舉干渉の計を樹て、密に地方長官に訓諭し、努めて政府反對の硬漢を排去し、自家に便宜なる候補者に援助を與へしむ。政府部内及元老中、選舉干渉の非を争ひたる者なきにあらずと雖も、首相松方正義、必ずしも之を抑制せざるを以て、彌二等敢然其所信を行ひ、勝を選舉に制せんことを期す。旨を希ふの地方長官、上命を部下の郡官警吏に傳へ、郡官警吏は、此公認を得て選舉に干渉し、國民の公權行使を妨碍し、詐術暴行、復た忌憚する所なし。選舉干渉は、全國到る所に行はれ、就中有力なる民黨員の根據地最も甚しく、高知佐賀熊本、石川富山福岡等の諸縣、實に其焦點たり。此等の地方に於ては、暴漢官命を衝みて、所在猛威を逞うし、劔を揮ひ、砲を發ち、家を焼き、人を殺し、亡狀に至る所なく、警吏相和して、公然選舉に干渉し、初は溫言以て選舉民に接し、次くに威嚇を以てし、甚しきは之を傷害す。此際政府は、豫戒令なる勅令を發布し、高知佐賀の兩縣に保安條例を實施し、競争の激烈なる地方に憲兵を派遣したり。是れ皆な選舉取締の爲と謂ふと雖も、概ね民黨を抑壓し、吏黨を擁護する

の用に供するにあらざるはなし。佐賀縣第三區の如きは、騷擾激甚を極め、法定當日投票を行ふこと能はず。高知縣第二區の如きは、暴漢の爲に投票函を横奪せられ、再び投票を行ふの已むへからざるに至る。要するに當年の選舉たる、實に亂雜放逸の極にして、次期議會の議政壇上、一議員は之を評して「無政府以上の極惡政治なり」と揚言し、一世概ね之に和したり。

選舉干渉事實公認。當局の自白。

後人、上叙選舉干渉の記事を以て、或は誇張に涉るものとせん、然も是れ偽らず又飾らざる當年選舉界の真相なり。請ふ二三の文書を引き、以て之か事實を立證せん。貴族院は次期集會の際、決議して曰く「本年二月、衆議院議員の總選舉を行ふに際し、官吏其競争に干渉し、之か爲め人民の反感を激成し、遂に流血の慘狀を呈するに至れり。此事たる衆目の視る所、衆口の訴ふる所にして、今や地方到る所、官吏の選舉に干渉したるを忿怒し、官吏を敵視するの狀あり」云々。是れ同院の政府に建議したる文書の一節なり。又同時に衆議院の議に

上りたる上奏案中の一節に曰く、本年二月の總選舉に際し、行政百司、擅に職權を私し、各管内選舉人を誘惑し、若くは之を脅迫し、其甚しきに至りては、選舉競争の間、法律其效を失ひ、正邪其別を淆り、紛紜擾亂殆ど政府なきに類す。是を以て兇暴の徒、所在に横行し、隊伍を結ひ、兵器を携へ、民屋を毀壞し、民人を殺傷し、慘禍劇毒、至らざる所なく、洵に典憲の神聖を涸瀆し、選權の自由を蔑如すること、之より甚しきはなし云々。此上奏案は、僅少の差を以て破れたりと雖も、衆議院は此有的の事實に根據して、直截嚴厲なる内閣問責決議案を議決したること、別章議會の部に記する所の如し。單り議會兩院、選舉干渉の事實を公認したるに止らず、當該大官、亦明に之を自白せり。即ち當時の内務大臣品川彌二郎は、官を罷めて全國に遊説するの際、某地の公會席上に放言して曰く、第二議會の際、破壊主義の徒、暴横の議論を逞うし、敢て天皇の大權を侵犯せんとし、爲に衆議院は解散を命せらるゝに至れり。次て臨時總選舉を行ふの際、余は恰も内務大臣の任に在り。若し破壊主義の徒をして、再び選に當らしめば、國安を保維するに大害あるを認め、乃ち此徒を斥けて、忠良の士を舉げんか爲

に、凡百の手段を施して選舉に干渉せり。單り既往のみならず、將來若し同様の場合に際會せば、亦必ずや選舉干渉を行ひ、神明に誓ひて破壊主義を撲滅せんことを期すと。蓋し選舉干渉の事實は、萬民の具に瞻る所、敢て當該大臣の自白を待て始めて之を知るにあらずと雖も、此自白に依り、一層干渉の跡を明にしたるものと謂ふへし。

政府の動搖。内務大臣其他の更迭。宸翰問題。

選舉干渉の一事、痛く國民の反感を激成し、到る所官吏を敵視し、政務澁滞、自治荒廢、政府の威信、地を掃つて熄む。曩者選舉干渉の不可を争ひたる元老大臣等、選舉終結の後に及んで、累ねて彌二等の處置を非議し、内訌益長す。爾く政府は、内は閣員の融和を圖き、外は國民の反抗を招き、基礎動搖して、運命日に蹙る。閣外の元老等、深く之を憂慮し、一日密議を開きて、後圖を講す。時の樞密院議長伊藤博文、固く前議を執り、苟も選舉干渉の非違に與りたる吏僚は、一齊之を免黜するの議を唱へたりと雖も、政府之を容るゝに踟躕す。博文其言の

行はれざるを憤り、断然辭表を捧げ、再三の優詔を拜辭して、決然湘南に歸臥す。政府安んぜず、終に彌二の引退を促し、以て時局を緩和するの議を定む。三月十一日、内務大臣品川彌二郎の官を免し、樞密院副議長副島種臣、新に内務大臣に任せらる。此に及んで博文の志始めて酬い、爲に留職の希望極めて切なりと雖も、前來の執拗、轉進退の累を爲し、終に留職の辭なき苦しむ。會、宸翰の下るあり、曰く「朕は常に相咫尺して、卿か啓沃に倚らんことを望む。卿其れ餐を加へて静養し、以て朕か懷を慰めよ。樞詢の職を解くは、朕か允さる所なり」と。博文此恩命を拜し、安んじて其任に留る。内閣員中、當初より選舉干渉を非議したる者は、遞信大臣後藤象二郎、農商務大臣陸奥宗光の二人是なり。總選舉終了の後、三月十四日、完光の官を免し、樞密顧問官河野敏鎌、代りて農商務大臣に任せられ、而して象二郎は依然として其任に留る。新任内務大臣副島種臣、忠誠篤厚、深く官民反目の情態を悲しみ、之を融和するに全力を用ひ、屢、民黨首領等と會見し、以て相互の意思を疏通するに努む。國民皆な之を諒とし、頭を延きて選舉干渉の善後を庶幾したりと雖も、奈何せん、次官專一、事毎に種

臣を牽掣し、官民融和を妨げ、爲に内務大臣更迭の意義、終に徒爾に歸し、官民の反目、依然として衰ふる所なし。

吏黨議員の増加。中央交渉部。

總選舉の結果、政府は意の如く多數の黨與を擧ぐることに能はざりしと雖も、之を前期議會に比すれば、少しく其數を増さるにあらず。前期議會の際、大成會其他の吏黨團に屬したる再選議員、及選舉干渉の庇蔭を蒙りたる新選議員等、相集りて中央交渉部なるものを組織し、次期議會に政府の徒與たらんとす。其所屬議員の數約百名に達し、殆ど純粹民黨に對抗するの勢力を有す。是れ他日國民協會の基礎を爲すものなり。

民黨三派の優勢。

曩者大隈重信、民黨首領と會見したるの故を以て、樞密顧問の官を免せらるゝ、や爾來喜んで黨人を引見し、第二回議會の解散せらるゝに及んで、公然改進黨

に加盟し、熱心其黨を指導し、屢、自由黨總理板垣退助と相來往して、互に情意を疏通す。兩黨の聯合爲に益、鞏く、努めて同志の軋轢を避け、相携へて選舉場裡に立つ。不幸にして政府の干渉を蒙り、豫定の成果を擧ぐるに能はず。改進黨の如きは、寧ろ少しく其數を減するに至れり。然れども當選訴訟及補關選舉の結果は、概ね皆な民黨に有利にして、其勢力徐々として増進す。之を外にして、先に巴俱樂部に屬したる獨立議員、再ひ舊盟を襲きて溜池俱樂部を起し、自由改進黨と行動を偕にせんとす。三派合同の勢力は、優に院内に過半數を占む。是れ第三回議會召集前に於ける政黨界の大勢なりとす。

第四章 第三回帝國議會(二十五年五月二日召集、同年六月十四日閉會)

〔解散問題再審—選舉干渉非難〕

衆議院正副議長任命。

衆議院議員臨時總選舉の結果、民吏兩黨の勢力殆ど相齊しく、民黨較、優勢を示

す。其反應は自ら衆議院正副議長選舉の上に現はれ、自由黨所屬栃木縣選出議員星亨議長に、中央交渉部所屬山口縣選出議員會禰荒助副議長に、各、第一順位候補者に當選し、次て勅任を蒙りたり。

解散諸問題再審の斷案。

政府は、前期衆議院解散の理由に供したる諸案を取り、一齊之を新選議院に提出し、解散の適否を事後に驗せんと試みたり。但し二十五年豫算は、成立せざりしを以て、憲法の規定に基き、前年度豫算を施行し、解散問題たりし豫算費目は、追加豫算を以て之を要求し、而して治水費中の多額を占めたる河身修築費は、之を提出せず。衆議院は、追加豫算歳出二百八十一萬餘圓中、九十五萬餘圓を削減し、解散問題中、河川調査費は、約一割を削減して之を存し、軍艦製造費及製鋼所設立費は、其全部を削除す。府縣監獄費國庫支辨法案は、一舉之を否決す。岐阜愛知兩縣震災救濟費の豫算外支出は、幾波瀾を重ねるの後、僅少の差を以て承諾を與ふ。鐵道問題に關しては、政府提出の私設鐵道買収及鐵道

公債の兩法案、竝に議員提出の鐵道關係各法案を混和し、一の鐵道敷設法を立案し、鐵道國有の主義を否認すると共に、公債を財源として、帝國に必要な鐵道を漸次完成すること、定めたり。解散問題に對する新選議院の斷案、實に上述の如く、其議決中、多少政府の立案を可認したるものなきにあらすと雖も、之を概するに前後兩議院の議決、大體其揆を同うす。即ち國論再ひ政府の計畫を否認し、前期衆議院解散の處置を不當と斷定したるものなり。

選舉干涉非難。處決督促。

第二回衆議院議員總選舉に際し、官吏其職權を濫用して選舉に干涉し、人民の自由を傷害したること、事跡較著、掩はんと欲して掩ふへからず。此を以て此問題は、大に第三回議會論議の料と爲る。貴族院は、選舉干涉處分の建議案を可決し、速に干涉善後の策を講せんことを希望し、以て政府の省慮を促したり。衆議院の民黨は、上奏案を提出し、行政職司の選舉に干涉したる事實の有的を斷し、其責を内閣大臣に歸し、且つ「選舉法は、立憲政治の最も重しとなす所、苟も

行政百司、其職權を擅私し、以て民意を枉屈すること此の如くんは、選舉の法、終に空文に屬し、立憲の治、遂に徒爲に歸せん。然るに私朋を賣引し、以て公義を粉飾し、上は陛下立憲の聖旨に背戻し、下は臣民翼贊の赤誠を隔塞せんとす。是れ内閣諸臣の舉措、竟に國家の昌運、臣民の福利と相容れざる所なり」と論し、以て聖明の叡斷を待たんとす。此案は、激烈なる論戰を経たる後、僅に三票の差を以て否決せらる。上奏案否決の翌々日、衆議院は更に一決議案を可決し、以て政府の處決を促したり。其決議は、選舉干涉の證迹明確、區々の辯疏を以て、之を掩ふへからずと爲し、其結尾に斷語を下して曰く、「内閣大臣は、宜しく反省して其責に任し、自ら處決する所なかるへからず、否らされは立憲制度の大綱を失墜せん」と。

政府の辯疏。停會。

選舉干涉に關する各種議案の兩院に現はるゝに當りて、政府は百方之を阻礙するに努め、又選舉干涉の事實を否認し、以て誣妄と爲し、且つ議會たるもの、院

外發生の事實を調査し、是非の議を挟むか如きは、即ち越權の處置なりと爲す。既にして衆議院、問責決議案を可決するや、政府は、七日間帝國議會の停會を奏請し、其間何等處決する所なく、停會の期空しく滿つ。議員交、政府の決心如何を問ふに及んで、首相松方正義、衆議院議場に放言して曰く、國務大臣は、至尊の信任を以て、其職に在るものにして、議會の決議に依り、輕々進退すへきものにあらず」と。更に停會の理由如何を問へば、亦之に答へて曰く、議會停會は天皇の大權に存し、政府其理由を議會に説明するの限にあらず」と。的、是れ藩閥政府多年の信條たる超然主義の應用にして、漫に君命に藉口して、一切政治上の責を遁れんとするものなり。

壯士横行。政府の議員誘拐。

第三回議會々期中、壯士横行、兇暴を逞うし、民黨議員を脅迫刃傷し、強て其意思を奪はんことを努む。政府乃ち保安條例を實施し、其他の警察法令を厲行し、以て僅に治安を保ちたり。翻て政界の裏面を見るに、政府の議員に加ふる所

遙に壯士の流毒に超ゆるものあり。當時政府は、重要議案の通過を圖らんか爲に、各般陰密の手段を施し、醜怪の風説、嘩然として道塗に滿つ。現に政府の誘惑を受け、之を議場に公言したる者あり。自ら其節義を沾らんとし、爲に黨籍を除かれたる者亦鮮からず。風説の眞偽、未だ輒く知るへからずと雖も、疑似の迹や、竟に之を蔽ふへからず。一議員あり、昏暮密に身を荷車の上に托し、赤氈之を掩ひ、貨物自ら裝うて高官の邸に出入し、以て同僚誘拐の謀議に參畫す。此苦辛の秘計、今仍ほ傳へて以て好笑の談柄と爲す。

第五章 内閣崩壊

政府の責任觀念。内閣持續の廟議。

既に選舉干渉の罪を犯し、衆議院の彈劾を被り、而して解散諸問題は、概ね前議會同一の斷定を受く。然も松方内閣は、天皇の信任を辭とし、其責任を回避し、

恬然其職を保ちて、以て第三回議會を終へたり。既にして閉會の後に及んで、閣員進退の件を以て之を閣議に付す。議輒く決せずして、之を閣外の元老に諮る。元老等亦屢會議を開くと雖も、終に適當の考案を得ず。此に於て政府は元老を謝し、閣員自ら此際に處するの策を講し、終に當時閣員の内務大臣を補ひ、以て此内閣を持続するの廟議を定めたり。

震災救済費怪聞。内務大臣其他の更迭。

此より先き二十四年十月中、政府は岐阜愛知兩縣震災救済河川堤防工事費として、國庫剩餘金中より二百二十五萬圓を支出し、之か事後承諾を第二回議會に求め、其決定以前に衆議院を解散し、再ひ之を第三回議會に提出して承諾を求む。衆議院の一議員は、本件支出の實際を調査し、偏頗不正の跡あるを認め、嚴密なる質問を政府に試みたり。新任内務大臣副島種臣、此質問を傾聽し、以て根據ある言議なりと爲し、吏を兩縣に派して、實地を調査せしめ、事の真相を確め、責任を明にせんとし、之を閣議に提唱す。内務次官白根專一、固く執りて

實地調査の無用なるを論し、閣員之に和し、吏員派遣の事終に行はれず。種臣快々、門を鎖して出てさるもの數日。六月五日、表を捧げて骸骨を乞ひ、詩を賦して志を言ふ、在職僅に三月。越て八日、詔して種臣の官を免し、首相松方正義をして、假に内務大臣を兼ねしむ。時に第三回議會々期中にして、事後承諾案の決定以前に在り。閉會後、一たび閣員總辭職の是非を議し、次て專任内務大臣を得て、内閣を維持するの議を決し、大に其選擇に苦辛す。七月十四日、現任農商務大臣河野敏鎌を擧げて内務大臣に任し、首相正義の兼任を解く。此より先き司法大臣田中不二麿、法典施行延期問題に關して其職を辭し、(議員よ商法の施行期二十六年一月一日を四箇年間延期するの案を第三回議會に提出し、政府は熱心之に反對したりと雖も、兩院之を可決す。議員よ大臣を以て、司法大臣を兼ね、次て新に内務大臣に任せらるゝに及んで、農商務大臣の任は、子爵佐野常民之を襲ひ、敏鎌依然司法大臣を兼ね、而して次官專一は、敏鎌の内務大臣親任の翌日、直に其職を辭して去る。

選舉干涉善後處分。地方長官反噬。政府の内訌。

新任内務大臣河野敏鎌、就職勿々、遞信大臣後藤象二郎と相議り、選舉干涉善後の處分に着手し、先づ干涉の事跡著明にして、官民の軋轢激烈なる地方の知事數名に對し、轉任非職を命じ、以て官民の間を融和するに努めたり。此等知事は、概ね地方官中の故老にして、深く中央の高官と結び、若くは當年嘗て之と相比肩したる者なり。爰に懲戒的辭令に接するや、此輩大に政府の措置を憤り、不平を抱きて上京し、頗る反抗の態度を露はし、陸軍大臣高島、海軍大臣樺山資紀の二人に頼りて冤を訴ふ。其意に謂へらく、「我儕唯、政府の命を奉し、忠良の士を選舉するに勉めしのみ。政府の命を奉するは、固と下僚當然の職責に屬す。當然の職責を盡したる下僚を處罰し、之を左遷貶黜するか如きは、是れ豈に條理の顛倒にあらずや」と。輒之助資紀の二人之を諒とし、密に敏鎌を牽掣し、妨碍太た力めたりと雖も、大勢之を如何ともすへからず。二人終に届し、七月二十七日、相駢ひて辭表を閣下に捧ぐ。

首相乞骸。爆彈怪事。

輒之助資紀の辭表を捧くるや、首相正義直に參内、内閣不統一の事情を奏上し、翌日捧表して骸骨を乞ふ。聖明の慰諭を辱うし、一たひ辭意を翻へしたりと雖も、能く内閣を保維する所以の策なく、呆然として進退の決に惑ふの際、切りに知友の勸告を蒙り、終に斷然意を辭職に決し、三十日、再び捧表して京地を去る。此より先き輒之助等捧表の翌二十八日夜、人あり、巧に一小函を包装し、之を改進黨總理大隈重信、内務大臣河野敏鎌の邸に寄せ、各、主公の手つから之を開披せんことを求む。家人奇しみて私に之を驗するに、意外、函中に爆裂彈を藏し、幸に之を發見すること速にして、何人も恙なきを得たり。知らず之を發送したる者は誰ぞ、其趣旨目的果して奈何。茫たり漠たり、犯人終に捕に就かずして、其真意之を知るに由なし。

第三編 第二次伊藤内閣(自二十五年八月三十一日)

第一章 内閣更迭附政黨事情

閥族の決心。伊藤内閣組織。所謂元勳内閣。

内閣總理大臣松方正義の辭表を捧呈するや、勅して黒田清隆・山縣有朋伊藤博文・井上馨等を召し、之をして善後の策を講せしむ。清隆や、有朋や、博文や、馨や、皆な世に所謂元老にして、常に局外より政府の施設に干涉したる者。此輩薩長其舊藩を異にし、文武其進路を同うせずと雖も、民黨を疎外して、政權を閥族の間に保維せんとするの念に至りては、彼此齊しく一なり。願れば立憲以來、民黨の勢焰大に昂り、歩々藩閥の城壘に肉薄し、山縣内閣之か爲に仆れ、松方内閣亦終に支へ難く、閥族の運命、日に危殆に赴く。此時運に當りて、元老の稱呼を荷ふ者、空しく幕裡に隠れて、安逸を貪る能はず。此を以て大舉出て、政局

に立ち、交うるに二三の新進を以てし、一致戮力、民黨の來襲を阻み、頼に藩閥の勢力を保維せんことを期し、略、閣員の銓衡を了へ、之を閣下に奏し、八月八日五年を以て親任を蒙る。世に之を稱して元勳内閣と謂ひ、私に成績を其前程に屬す。閣員の配置實に左の如し。

内閣總理大臣	伯爵	伊藤博文
外務大臣	伯爵	陸奥宗光
内務大臣	伯爵	井上馨
大藏大臣		渡邊國武
陸軍大臣	伯爵	大山巖
海軍大臣	子爵	仁禮景範
司法大臣	伯爵	山縣有朋
文部大臣		河野敏鎌
農商務大臣	伯爵	後藤象二郎
遞信大臣	伯爵	黒田清隆

前閣大臣中、留りて新閣に列する者は、後藤象二郎、河野敏謙の二人にして、共に別省に轉す。内閣組織會議中、前總理大臣松方正義を新閣の大藏大臣に迎ふるの議あり、試に之を慫慂したりと雖も、正義固く辭して應せず。(伊藤内閣の存きに涉り、其間閣員に幾多の異動あり。其異動は、便宜關係條下に之を説かん。)

新内閣の樞軸。藤縣併立。

新内閣は、薩長其他の分子を以て之を組織すと雖も、其人物の配置及系統より之を推せば、亦是れ長閑の内閣にして、而して其勢力の樞軸は、伊藤博文、井上馨の間に在り。薩人にして新閣に列する者、概ね淡泊の好爺にして、必ずしも政權を渴望する者にあらず。薩長以外の新閣員、亦概ね博文及馨と善し。但、等しく身を長州に起したる山縣有朋、平生相善からざる博文の内閣に入り、甘んじて伴食の地に就きたるを異とするのみ。按するに博文は所謂文治派の首領、有朋は武斷派の都督、一は進歩主義を執り、他は保守主義を持し、且つ其氣風好尚、彼此全く相反す。故を以て平時に在りて、之をして同一内閣の下に立た

しむること、固より之を期すへからずと雖も、今や藩閥擁護の爲に、最後の一戦を試みんとするの時、主義性情の異同の如きは、亦之を問ふに暇あらず。是れ平生猿犬相和せざる兩老、相駢ひて同一内閣に列したる所以にして、博文の功名心は、自ら進んで首相の地位に就き、馨を以て我か羽翼と爲し、而して有朋は僅に司法大臣の閑職に甘んじたり。

政府の訓示。政黨疎外。

伊藤内閣は、成立勿々地方官を召集し、各般行政事務に關して訓諭を與ふ。首相の演說中、政府と政黨との關係に涉るものあり、曰く、我か憲法の精神、國務大臣は天皇に直隸し、旨を奉して萬機の政を執るものにして、他の權力に依りて支配せらるゝものにあらず。將來若し政黨内閣樹立の大勢を成すあらば、憲法は或は今日の精神を一變することなきを保せずと雖も、我か欽定憲法は、決して此種内閣の存立を期するものにあらずと。亦以て其政黨に關する概念を知るべく、乃ち新内閣は、等しく超然主義を執り、政黨を疎外して憲政を運用

せんとするものなり。(註記「伊藤博文の憲法論」参照前記第三章第四節)

選舉干涉の餘毒。其善後處分。

此時に當りて、選舉干涉の餘毒益々現はれ、府縣會の紛擾荐りに起り、官民反目の蹟を存し、地方自治の制を淆り、物論沸騰、人心恟々たり。(此數句、試に第四回議會の議決採呈したる「選舉干涉善後處分」の文字を假る。)政府亦此事實を認め、之を匡救するを當面の急務と爲す。首相の地方官訓諭中の一節に曰く、「上命は、下僚素より之を奉行せざるへからず。然れとも地方長官の重寄を受くる者、單に命令に服従するを以て、其職務を盡し了れりと爲すは誤れり。上官の命令と雖も、能く其理否曲直を考へ、不法の命令は、斷して奉行を拒みて命を待つべし。徒に上命に盲隨するは、決して知事の職任にあらず」と。是れ曩者上命に盲隨して、選舉干涉の不法を敢てしたる地方官に對し、其頭上に加ふる一大痛棒なり。是より政府は、手を善後處分に下し、罪狀の顯著なる知事郡長等に非免轉官を命じ、警官郡吏等の不法行爲を檢察し、之か處分を行ふに努めたり。然れとも其處分尙ほ微温

姑息、以て民怨を緩和するに足らずして、地方議會と知事との衝突、日に益激甚に赴き、著しく府縣治を障害し、之を中央政府に陳情して、知事の轉免を迫る者、陸續踵を接す。

國民協會。藩閥擁護團。

第三回議會の際、全力を瀝きて政府を庇護したる中央交渉部は、是れ曩者選舉干涉の餘蔭を被りたる議員、及平生官權を崇拜する議員等の集團にして、此等議員は、第三回議會閉會の後、即時社交俱樂部を組織し、名けて國民協會と稱す。此協會や、藩閥政府を擁護せんか爲に起る所にして、故らに政社組織を避け、其發表したる長編の趣意書中、單に國體、國權、國勢、國力等の文字を臚列し、實業を勵まし、兵備を嚴にし、大に國家富強の實を擧げ、以て列國の競争場裡に立つの急務たるを論じ、然も政治の實動に言及するを避く。此協會を統率する者は、即ち西郷從道、品川彌二郎の二人にして、共に樞密顧問の現職を擲ち、公然之に加盟し、會員と生死を偕にして、協會設立の趣旨を貫かんことを公言す。其設

立憲親會席上、彌二は尊攘時代伏見寺田屋騷擾の實歴を語り、當年の心を以て國事に努力せんことを誓ひ、且つ曰く、余等二人の間、互に生首を賭けて、義勇奉公するの約あり。若し余等にして、敢て私心を挟み、自利を圖ることあらば、甘んじて此生首を諸君に授くへし」と。世人敢て其壯烈熱誠を稱せずして、寧ろ其滑稽狂妄を嗤ふ。既にして伊藤内閣成り、超然主義を標榜し、而して閣員固と國民協會の二首領と親交を有すと雖も、私情の故を以て、其協會を偏寵する能はず。乃ち交、從道、彌二に脱會を勸告したりと雖も、二人斷して之に應せず。此に於て政府は、表面二人と關係を絶ち、國民協會を視ること、毫も他の黨派と相異らざらんことを聲言す。二人之を諒し、爾來東西に遊説して同志を求む。從道は唯、酒を被り妓に戯れ、俚歌を以て政談に代へ、彌二は到る所先師松陰を口にし、偽りて高山正之に擬し、痛憤歎歎、以て俗士の感情を釣らんことを努めたりと雖も、輒く地方人士を瞞すること能はず、往て國民協會に投する者、極めて寥々たり。彌二の選舉干渉の事實を自白したるは、亦此際の事に屬す。

自由改進黨兩黨の態度。確執。離間。

立憲以來、自由改進黨の兩黨、相携へて帝國議會に立ち、以て藩閥政府に肉薄したりと雖も、兩黨多年の惡感、尙ほ未だ消せずして、動もすれば輒ち反目の情態に陥らんとす。第四回議會召集以前、改進黨の演説中、往々自由黨の言議を是非するものあり。自由黨大に怒り、以て故らに惡聲を友黨に加ふるものと爲し、決議書を改進黨に寄せ、大に其不信を責め、爾來公然之を論議に上せて復た憚らず。然れども改進黨を疎隔するは、必ずしも當時自由黨の素志にあらずして、唯、伊藤内閣に緣故ある一部の黨員、政府の一角と相應して、私に官民提携を策し、會、改進黨の演説、自由黨に涉るものあるを奇貨とし、利して以て兩黨を疎隔し、行く行く將に政府、自由黨提携の實を擧げんとするの苦計に出つ。自由黨多數の意向は、政府と結ぶを欲せず、又改進黨と絶つを好まず。此を以て同黨は、對議會方針として、「現政府は、依然たる情實政府なるを以て、我黨は之と争を開かざるを得ず」と。聲言し、明に民黨の旗幟を立てたり。

同盟俱樂部。東洋自由黨。

前來自由改進黨兩黨の外に獨立し、政府反對の地を占めたる議員の集團(俱樂部所在地の地名を冠して、巴俱樂部、前)は、第四回議會召集前に當りて、一俱樂部を組織し、同盟俱樂部と稱し、其趣旨目的を宣言す。曰く、本俱樂部は、政治上進歩の主義を取り、立憲的の運動を爲し、速に國民の輿望を達せんことを希望する獨立議員を以て之を組織し、藩閥政治の積弊を除き、立憲政治の完成を期し、國利民福の増進を圖るを目的とす」と。而して當面の急務として、立法權を固守して、行政を監督し、政府をして立憲的責任を以て、舊來の政弊を矯正せしめ、前内閣の貽したる選舉干渉其他の匪違の如きは、最も速に釐革せしめざるへからざる旨を議決したり。會員の數は僅に約二十名に過ぎずと雖も、最も健全新鮮なる民黨たり。

前期議會々期中、款を政府に通したるの嫌疑を以て、自由黨より除名せられ、若くは自ら脱黨したる關東會の一派は、新に東洋自由黨を結び、大井憲太郎を戴きて其首領と爲す。宣言頗る堂々たりと雖も、首領現に院内の人にあらず、黨

員亦極めて僅少にして、且つ世人皆な其黨員の系統及品性に疑ひ、相誡めて之に近づくを避く。次期議會中、此會は突如内閣不信任の動議を提出したりと雖も、徒に世上の嘲笑を贏ち得たるに過ぎず。

第二章 第四回帝國議會(二十五年十一月二十五日召集、二十六年二月二十八日閉會)

〔豫算紛議 政府彈劾 政爭勅裁〕

首相遭難。臨時首相代理。

藩閥の巨頭伊藤博文、今や他の諸老と相駢ひて、政局の表面に立ち、立憲以來陵夷せる頽勢を挽回せんと擬す。民黨聯合軍は、好敵手、共に闘ふへしと爲し、幾年連戦の効果を此時に收め、以て公議の政を弘めんことを期し、指を屈して接戦期の到るを待つ。第四回議會既に召集せられ、將に進んで會議に入らんとするの際、偶、敵手博文途上誤て重傷を負ひ、躬ら政を視る能はず。此に於てか

内務大臣井上馨内閣總理大臣臨時代理の命を拜し、第四回議會は、此代理首相輔弼の下に官民の政戦を行ふ。

政府の施政方針。

開院の首首相代理井上馨長編の施政方針書を衆議院壇上に朗讀す。是れ首相負傷以前豫め閣議の協定を経たる所なりと云ふ。左に之を掲ぐ。

余等曩に至尊の大命を恪み國務大臣たるの重任を辱くし爾後僅に數閱月而して今や本年議會の期に及び政府將來の方針を諸君の前に開陳することを得るは余等の職務上に於て殊に光榮とする所なり政府の大方針は内憲法の條章に遵由し行政百般の機關をして憲法的の動作を爲さしめ以て益其改善を圖り上は宏謨を遵奉して國家の基礎を鞏固にし下は人民の權利を保全して其慶福を増進し外列國に對して國光を發揚し以て其終局の目的を達せんことを欲するに外ならざるなり

百般行政の改良は之を言ふや易しと雖も其實行を遂ぐるは素より至難の

業なり然れとも余等の庶幾する所は其事業の至難なるか爲めに因循苟且に付して止むべきにあらず苟も國家の進運を妨害するの虞あるものあらは斷して之を排除し以て其整理を企圖する事を躊躇せざるの決心なり凡そ國務の改良整理は遠く將來の利害に察する所なかるへからず故に其效果を一朝に收むるは難し必ずや漸を追うて以て奏功を期せざるを得ず而して一國の事業を經營するは固より上下協同の力に倚賴せざる可らざるなり諸君幸に政府誠意の存する所を諒察せられん事を希望す

今地球の全局を觀れば寰宇國を成すもの星の如し而して其國力を養成し内は百般の事業を振作し外は貿易通商の利を競はざるなし輓近數十年の間各國多少の軋轢紛擾なきにあらずと雖も其大勢に於て互に泰平を裝ひ務めて修交を敦うす若し眼光を轉して他の一方を觀れば即ち國力の限りを盡して兵備を充實し以て各自衛の道を講せざるなきを知了すへきなり蓋し宇内歴史ありて以降今日の如く兵備の旺盛なるは前古未だ其比を見ざる所なり本邦の如き殊に兵備の急要ありて而も海軍の擴張は其急中の

急なるものなり抑も海軍擴張の事たる之を陸上に於ける防備に比するに事實上及經濟上に於て至難の業なるを見ると雖も亦國勢上實に一日も緩くすへからざる最急務なるを信す故に政府は本年豫算に於て海軍擴張の爲め船艦製造費として巨額の支出を要求し以て功を數年の後に期せんとす政府は諸君の國家の大計を考慮して之に協賛せられんことを希望せざるを得ず

外交の事は舊に依て益、輯睦を加ふ吾人は内に於て百般の釐正を努むると同時に於て外に對して多年期望せる條約改正の大業を執行せざるへからざるは更に多言を要せずと雖も此問題たる殊に慎重を要す故に維新以還の宿望を達せんと欲せば余等は先づ國民の意向を歸一にするの必要あるを知る而して之を略言せば條約改正の主要は凡そ國として有すべきの權利を得凡そ國として盡すべきの義務を完くするにあり

政府は國家の進運を計り國民の負擔に付き經濟上多少の變更を施すの要あるを察し此に農民の負擔する田畑の地價に於て偏重失衡の甚しきもの

を低落せんとす抑、地價の均一を缺けるは獨り民間に於て物議あるのみならず政府に於ても亦た夙に其偏重あるを憂ひ常に其調査を怠らざりし而して今や其結果として將に之を執行せんとするの機運に逢遇したり蓋し各地風土同しからず運輸交通の便否土壤の肥瘠物價の高低勞力の多少等皆異同あり其收穫する所の多寡亦之に隨ふを以て到底完全の平衡を得るの難きは又衆論の趨歸を一にする所たるに拘らず全國を通して殊に偏重失衡の甚しき其負擔に堪ふへからざるものは早晚之を救治せざるへからず唯之を執行するに於て國家の生存に必要な國費を減少する能はざるを以て勢ひ彼に減する所あれば則ち此に増す所なかるへからず則ち歲計上不足する所は他の歲入を増加して以て之を補充せんとす是れ國計上復た止むを得ざる所なるを信す

其他全國巨川の河身改築堤防修築等の爲め現在國費より支出する金額は實際の需要に足らず隨て修むれば隨て壞れ醒寤して奏功を期年の後に成すの大計畫なし仍て是等國家の急要に應ずる費額の支出も豫め規定せざ

ることを得ず其詳細の説明に至ては時機を待つて主務大臣應に躬ら辯明する所あるへし。終に臨み特に諸君の清聽を請はんとするの一事あり吾人日本國民は祖先以來忠君の志厚く其國を愛し其公に奉するの心に富むは光輝ある我帝國の歴史に明徴すへきなり而して維新中興の後僅に廿餘年にして長足進歩せること夫れ此の如く其成績の見るべきもの此の如く顯著なるは宇内列國の見て嘆稱措かざる所にして深く其事歴を探究するときは吾人自ら驚喜に堪えざるものあり然りと雖も國家か國民に望む所のもの亦決して此に止らず吾人は進て國力を發達し國威を宣揚し以て維新中興の宏謨を成就せざるへからざること即ち是なり。試に地圖を展へて萬國の形勢を看一看せよ人口四千萬を有し而も其國民は忠實義勇僅に二十年餘の間に於て大に國威を恢弘し宇内の強國と相駢進すること本邦の如きもの果して安くに在る乎吾人は生れて此盛時に逢ふ至幸何ものか之に如かんや宜く國家の進運を輔け國家の地位を高くす

るを以て自任せざるへからず而して之を爲す唯上下協同の力に憑らざるへからざるは既に上に縷述したるか如しと雖も今忠誠なる諸君に乞ふに此事を以てするは一片の微衷自ら禁する能はざるものあればなり。我帝國議會は天皇陛下の立法上の詢謀府なり而して諸君は國民の輿望を荷うて吾人か惟一の目的なる國家の休戚に關する各般問題を公議するの地位に居る者なり余か今更に之を言ふは敢て他意あるにあらず凡そ立憲國に於て必要缺くへからざる議會は實に宇内各國の瞻望する所其國威の消長國權の伸縮を品評せらるゝ所なるを以て余等至尊の大命を遵奉して帝國議會に莅み政府方針の概要を茲に開陳することを得るは余の最も欣榮とする所なり。

和協破壞の責。二十六年度豫算紛議。休會。處決督促。

施政方針書の朗讀一過、通曉洵に易からず。此を以て民黨は、先づ當路と意見を交換し、議事の進捗に便せんと欲し、院議を以て之を政府に交渉す。然るに

政府は、當初より敵意を挟みて衆議院に對し、之を日程變更の關門に扼し、終に意見交換の機會を與ふることを拒みたり。此に於て衆議院は、和衷協同を破るの責、政府に在るの議を可決し、姑く此問題の局を結び、更に豫算案を以て、大に政府と相争ふ所あらんとす。第四回議會の接受したる二十六年年度總豫算に計上する歳入は八千五百八十三萬餘圓にして、其歳出は八千三百七十五萬餘圓なり。此歳出中、幾多の新事業費を含む。就中政府の最も重きを措く所は、即ち軍艦製造費にして、其繼續費總額約二千萬圓に達す。衆議院は、前來の査定方針に遵ひ、綿密に豫算案を審査し、歳入四十六萬餘圓を増し、歳出八百七十一萬餘圓を減するの院議を定む。夫の軍艦製造費の如きは、海軍部内の弊竇、依然として積累し、且つ國防の方針、浮泛一定せざるを理由として、其全部を削除したり。豫算會議中、政府は査定案を以て、行政機關の運轉を妨げ、國家の進運を阻却するものと爲し、之に反して衆議院は、以て國情に愜ひ、民度に適するものと爲す。茲に衆議院、憲法保障歳出の削減に關し、政府の同意を求むるに當りて、代理首相井上馨、政府の抱懷を議場に披陳して謂へらく、衆議院の豫

算修正案は、退嬰自ら甘んずるの計畫にして、開國進取の國是と相背き、政府は斷して之に反對せざるを得ず。若し夫れ憲法の保障せる歳出の削減は、釐毛も之に同意する能はず。軍艦製造費は、憲法の許容する範圍に於て、斷乎として其計畫を徹底するの道を求めんことを期す」と。夫れ進取と曰ひ、退嬰と曰ひ、自らは是れ抽象の言、人各、其見る所に從ひ、任意立論することを得へし。憲法保障歳出の削減に不同意を表するも、表面敢て匪違なりと謂ふへからず。若し夫れ憲法の許容する範圍に於て、議會の一たひ否決せる軍艦製造費を支出せんと云ふに至りては、其意終に解すへからず。帝國憲法中、此の如きの支出を許容する條規、一も存せず。乃ち知る、政府は憲法の條章を無視し、偏に我が提案を貫徹せんとするの本意なることを。民黨は此妄言を聞き、極方其無稽を詰り、政府弊患の伏する所を指摘し、政費節減、民力休養の方今の要務なる所以を斷し、以て政府の悔悟反省を促したり。院議、終に憲法保障歳出の削減に關して、再考の要なきを議決し、再ひ修正案を政府に送致して、其同意を求め、政府再ひ不同意を覆牒し來る。此に於て衆議院は、三たひ修正案を政府に送致

し、且つ五日間自ら休會(自二月十八日)して、政府の處置を俟つ。曰く「政府は宜しく輿論に傾聴して、査定案に同意すへし。若し能はずんば、斷然自ら處決せよ。尙ほ能はずんば、衆議院を解散し、以て再び國民の輿論に問へ。今に於て政府取るべきの道、唯此三策の外に出てす」と。然るに政府は直に覆牒を發し、三たび衆議院の要求を拒絶し、且つ其意見は、終始一貫、毫も變動なき旨を附言したり。此に至て官民相互の意見全然相衝き、一點も融和の虧隙を見る能はざるの情勢に陥る。

政府彈劾。停會。休會。

政府既に豫算修正案不同意を反覆表明し、又自ら處決の斷に出てすして、其間休會の期空しく過く。此に於て民黨は、上奏以て聖斷を仰かんとし、之か上奏案を提出す。政府は十五日間(自二月二十三日至二月二十六日)議會を停會して、各般の策術を其間に弄したりと雖も、終に何の得る所なし。既にして停會期満了の日、首相伊藤博文病より起ち、衆議院壇上、詭辯を以て上奏案に反對したりと雖も、院議直

に之を可決し、且つ上奏に對して敬意を表し、政府をして責任ある處決を爲さしめんか爲に當期議會々期満了の前日に至るまで、繼續休會の議を決す。時に二十六年二月七日にして、捧呈する所の奏書左の如し。

衆議院議長巨星亨本院の決議を具し謹て奏す伏して惟れは天皇陛下經文緯武丕に中興の昌運を啓き參天貳地始めて立憲の大典を定め特に上下一心和衷協同の懿訓を垂れさせ給ひ天恩遍く覆ひ皇澤洽く潤ひ海内の臣民孰れか感激して以て報效を圖らさらむ臣等竊かに惟れは立憲の要は上下心を一にして以て大政を翼贊するに在り是故に立法行政各部の期する所相與に赤誠を披瀝し以て和衷協同の實を擧ぐるより重且大なるはなし然るに議會創開以來立法行政の兩部常に調和を失ひ百揆滯凝し庶績否塞し終に世局の進運に隨ひ革新改善の效を收むる能はず是れ臣等の精誠未だ貫徹せざるに因ると雖も抑も内閣大臣其職を盡さざるの致す所なり臣等政費を削減し用度を裁節せんと欲するは政府過大の弊を矯め民力休養の事を行はむか爲にして即ち第一期議會以來終始一貫敢て渝ることなし本

院茲に明治二十六年年度豫算案を議するに當り反覆審査深く國力の消長を慮り詳に事務の緩急を察し以て歳出を節省し憲法第六十七條の規定に係る歳出は本條に遵由して再三政府の同意を求めたり然るに政府は漫に不同意を表し而して其理由及費途を條舉説明せざるのみならず錢厘の微と雖も削減すべからずと斷言せり是に於て本院は休會五日以て政府の反省を求むと雖も政府は猶ほ前説を固執し敢て省みず夫れ憲法第六十七條範圍内の歳出に關し政府の不同意を表するに當ては其款項を條舉し其理由を明示するは立憲國大臣の德義にして和衷協同の道も亦此に在り然るに内閣の舉措此に出てす是れ臣等の甚だ痛嘆する所なり又軍艦製造費に關し曰く議會は之を否決せしと雖も政府は憲法の許す範圍内に於て斷乎として其計畫する所を徹底する道を求めざるべからずと臣等其事の不經なるを異み直ちに其説明を求むと雖も答へず是れ大臣たる者の爲すべき所ならむや臣等昧死敢て天威を冒し宸聽を煩し奉るは豈に臣等の素志ならむや誠に止むを得されはなり蓋し政府議會比年相賅き官民相軋る所以は

其の由て來る既に久し今に於て積弊を除き立憲政治の實效を奏せずは國家の事爲めに廢墮せむとす夫れ政費國力相伴ひ上一途の方針に據り内は以て國運を隆興し外は以て國威を宣揚するは實に方今の急務なり臣等民心の在る所を表明すと雖も内閣は之を峻拒し臣等をして協贊の任を完ふするを得ざらしむ是れ財政を調理し國家を経綸する所以の道にあらず臣等此の如き内閣と並ひ立ち上は聖意を奉體し下は民意を暢達する能はさらむことを是れ恐る伏て願くは陛下特に叡鑒を垂れ給はむことを臣星亨誠恐誠惶謹み奏す

詔勅渙發。局面一變。豫算再審及協贊。民黨の變調。

政府は此峻烈なる彈劾を被り、自ら處決するの勇なく、又衆議院解散を斷する能はず、更に別種の方法を以て、幸に時局を收理するの計畫を樹てたり。二月十日、衆議院休會期中、勅して國務大臣樞密顧問及帝國議會兩院議長を宮中正殿に召し、皇上親しく左の詔勅を賜ふ。是れ明に帝國憲法第五十五條に所謂

「國務に關する詔勅にして、親署御璽を鈐し、年月日を記入し、内閣總理大臣以下國務各大臣、悉く之に副署す。

在廷の臣僚及帝國議會の各員に告ぐ

古者皇祖國を肇むるの初に當り六合を兼ね八紘を掩ふの詔あり朕既に大權を總攬し藩邦の制を廢し文武の政を革め又宇内の大勢を察し開國の國是を定む爾來二十有餘年百揆の施設一に皆祖宗の遠猷に率由し以て臣民の康福を増し國家の隆昌を圖らむとするに外ならず

朕又議會を開き公議を盡し以て大業を翼贊せしめむことを期したり而して憲法の施行方に初步に屬す始を慎み終を克くし端を今日に正し大成を將來に期せざるへからず願るに宇内列國の進勢は日一日より急なり今の時に當り紛争日を曠くし遂に大計に遺れ以て國運進張の機を誤るか如きことあらは朕か祖宗の威靈に奉對するの志に非ず又立憲の美果を收むるの道に非ざるなり朕は在廷の臣僚に信任して其の大事を終結せむことを欲し、又人民の選良に倚藉して朕か日夕の憂虞を分つことを疑はざるなり

憲法第六十七條に掲げたる費目は既に正文の保障する所に屬し今に於て紛議の因たるへからず但し朕は特に閣臣に命し、行政各般の整理は其の必要に従ひ徐ろに審議熟計して遺算なきを期し朕か裁定を仰かしむ
國家軍防の事に至ては苟も一日を緩くするときは或は百年の悔を遺さむ朕茲に内廷の費を省き六年の間毎歲三十萬圓を下付し又文武の官僚に命し特別の情狀ある者を除く外同年月間其の俸給十分の一を納れ以て製艦費の補足に充てしむ

朕は閣臣と議會とに倚り立憲の機關とし其の各權域を慎み和協の道に由り以て朕か大事を輔翼し有終の美を成さむことを望む

聖詔渙發し、局面一變す。衆議院は、休會期中、直に會議を開き、特別委員を舉げて、審に政府の意向を質す。政府は必ずしも前議を固執せず、公約を特別委員に與へて曰く「憲法保障の歲出中、緩急を圖りて其削減に同意せん」曰く「次期議會に至るまで、行政各部の整理を遂げ、政費節減の實を舉げん」曰く「特に海軍の改革を斷し、且つ最も急速に手を此に下さん」と。既にして政府は豫算案

を訂正し、製艦費補足金百七十八萬餘圓を歳入部に追加し、衆議院は再び豫算案の審査に従ふ。從來民黨各派の結束、極めて鞏固なりしと雖も、曩日彈劾案議決の際、休會論の是非に關し、同盟派は他の民黨と意見を異にし、姑く隱忍して行動を偕にし、次て詔勅換發の後、政府の意向を質すの特別委員を擧げんとするに當り、同派は以て不穩なりと爲し、終に決然聯盟を脱す。既にして再び豫算案を審査するに際し、自由派は從來民黨の把持したる査定主義を擲ち、改進黨獨り此主義を以て政府に對抗す。然れども其査定頗る溫和にして、夫の紛議の焦點たりし製艦費の如き、何等異論を唱ふるなく、俸給諸給の如き、亦總て原案を承認し、爾餘の款項を以て相争ふ。其交渉頗る艱みたりと雖も、結局歳入四十三萬餘圓を増し、歳出二百六十二萬餘圓を減し、外に追加豫算の歳出九萬餘圓を減し、此内憲法第六十七條に掲ぐる費目の削減は、政府凡て之に同意す。尋て之を貴族院に移すに及んで、同院亦之を可決し、茲に二十六年度豫算の成立を告げたり。

閣員の異動。山縣有朋・西郷從道の進退。

閉會直後、閣員に二三の更迭あり。事概ね議會の問題と相關涉せざるはなし。乃ち茲に一括之を併記す。

三月七日、文部大臣河野敏鎌其職を辭し、樞密顧問官井上毅之に代る。敏鎌の任に在るや、其意見往々にして博文等と相合はず、提議概ね其斥くる所と爲る。敏鎌幽鬱、終に病を作し、此に第四回議會の閉會を機とし、請を以て其官を免せらる。新任文部大臣毅、世其適材を許す。不幸にして身重患を負ひ、乃ち在職年餘にして退き、二十七年十月三日、侯爵西園寺公望之に代る。三月十一日、司法大臣山縣有朋其職を辭し、其十六日、樞密顧問官芳川顯正之に代り、而して有朋は樞密院議長の任を拜す。有朋固と政黨を忌み、立憲以後、政黨の勢力、往々政府を壓迫するを憤る。其伊藤内閣の班に列して、第四回議會に臨むや、頗る強硬の意見を執り、一步も政黨に譲る所なからんことを期し、代理首相を佐けて、其政策を遂行したりと雖も、首相博文病より起ち、俄に政府の態度を易へ、議院に公約して、行政整理の義務を負ふに及んで、衷心頗る之を不

快とし、乃ち茲に議會閉會と共に、斷然桂冠を敢てするに至れり。曩者伊藤内閣の成るや、閣員戮力、以て政權を保護せんことを約し、單獨辭職の舉に出てさらんことを誓ふ。其舌根未だ乾かざるに、有朋今や博文に背き去る。亦以て二人者の感情を見るへし。

同日、海軍大臣仁禮景範其職を辭し、伯爵西郷從道之に代る。從道曩者誤て國民協會に入り、推されて會頭の任に就くと雖も、固と黨界の事に暗く、又黨員統督の適材にあらず。此を以て在任僅に朞月にして、私に自ら悔い、且つ頗る黨事に倦む。臺閣の諸老、從道の爲に慮りて、其永く政黨に在るを不利とし、交、脱會を勸む。偶、海軍は民間非難の焦點と爲り、其整理特に急を要するものあり。政府乃ち海軍の重鎮たる從道の信望を假り、以て此際に處する所あらんと欲し、之を國民協會に抜きて海軍大臣に推し、爰に此更迭を見る。

第三章 國權論勃興、黨情の變化

外政不振。外人跋扈。國民の對外觀念。

此時に當りて、民間の政論、俄に其題目を一變し、政黨の分野、亦自ら疆域を易ふ。一言以て之を約すれば、從來の政論は、偏に財政問題に集中したりと雖も、今や新に對外利權論を提げ、之を以て政争の主題に供したること即ち是なり。抑も王政維新以降、制度文物漸次具はり、内治の績較、觀るべきものなきにあらずと雖も、外政に至りては、萎靡弛廢、當局唯一時を彌縫し、皮相を糊塗し、阿諛迎合を以て、外交の能事と爲し、曾て自主獨立の策を執らず。此を以て外侮日に長し、汚辱月に加はり、國權伸ぶべくして未だ伸ひず、國利揚るべくして未だ揚らず。夫の安政の條約仍ほ儼として其效力を保ち、堂々たる日東の新興國を以てして、課税の自由權を束縛せられ、又任意に法權を其領内に行ふこと能はず。加之政府は、自ら條約外の義務を認め、居留外人の跋扈を誘致し、益々帝國の權利

利益を損傷す。國民は深く外政の不振を悲しみ、外人の跋扈を憤り、早く此弊習を掃蕩して、以て帝國の利權を完うせんことを冀はざるはなし。今次議政壇上の議論一變し、將に對外利權問題を提けて、政府と相争はんとするの勢を來したるもの、實に外政不振と外人跋扈との刺戟に出つ。

條約改正と國論。内地雜居利弊論。

從來民黨各派、其政綱に外交方針を掲げざるにあらずと雖も、其言議する所は、概ね内治政策の外に出てず。特に改進黨に至りては、先年の條約改正蹉跌以來、努めて口を外交問題に絀して復た言はず。但、自由黨中、頗る慮を對外利權の問題に寄する者あり。此輩深く現行條約に憤り、早く之が改正を熱望し、議政壇上の言議、往々之に及ぶ。謂へらく、從來條約改正の事業、毎大失敗に歸したる所以のもの、畢竟政府獨り自ら之に任し、國民の後援を度外に措きたるに維れ因ると。此に於てか同志相借に條約改正研究會を設け、對等條約の約款及其締結方法を研究し、終に自由改進黨兩黨議員の聯署を以て、一上奏案を第四

回議會に提出し、院議之を可決して閣下に捧呈したり。(其奏議は、後章條約改正の部に之を掲ぐ。)抑も條約改正は、國民多年の宿望にして、法稅兩權を全然回復し、以て真正對等の條約を締結せんことは、萬人の希望歸一する所なり。唯、外人に内地雜居を許すの可否に至りては、國論の趨向一なる能はず。概するに進歩主義者は内地雜居を可とし、保守主義者は之を否とし、兩々固く執りて相下らず。之を可とする者は、其理由を國際の通義に取り、内地雜居を許すにあらざれば、則ち對等條約を締結する能はずと爲し、之を否とする者は、我が國勢民情に鑑み、雜居の弊に勝へざらんことを虞れ、若くは姑く利弊の問題を算外に措くも、外國の強要を蒙り、枉けて内地を開放するか如きは、大に獨立國の體面に害ありと爲す。自由改進黨は、雜居許容論を取り、前奏疏中に、此意義を言明す。兩黨の特に此奏案を議決したる所以のもの、固と條約改正を促進するの希望に出つと雖も、蓋し亦雜居許容の國論を具體し、以て保守派の口を噤せんとするに在り。但し雜居許容論派を以てするも、敢て絶対に全國を開放せんとするにあらずして、北海道及沖繩縣は、之を限定雜居地とし、其他の島嶼は、一切雜居を禁遏せ

んとするは、上奏案理由書中に明記する所なり。即ち雜居の許否は、畢竟相對論たるに過ぎずと雖も、兩論派互に論戰を交へて相下る所なし。

現行條約履行の議

外人内地雜居許否の議論、囂々として尙ほ未だ止まざるの時に當り、更に現行條約履行の議を生じ、政界一段の活氣を添ふるに至れり。抑も安政條約の不利益屈辱たるや、敢て論を待たずと雖も、其約款中、在留外人に不便を與ふるもの、亦必ずしも是れなきにあらず。然るに我が歴代政府の緩怠なる、自ら條約の義務を履踐し、外人に不便なる條項は、其施行を放慢に付し、外人をして條約の羈束を免れしめ、我をして條約以外、更に一層の損害を被らしむ。條約は、外人の不動産所有權を認めずと雖も、彼等は邦人の名を假りて、各所に土地家屋を保有せり。條約は、明に外人の遊歩區域を限ると雖も、彼等は公然區域外に旅行し、復た憚る所なし。條約は、領事裁判權の範疇を劃ること極めて狹隘なりと雖も、政府故らに其範疇を擴め、甚しきは則ち自ら外國領事裁判所の管轄に

立つの屈辱を敢てす。條約は、毫も警察權を外國に許さずと雖も、居留地内、終に我が警察權の行はるゝを見ず。之を外にして、外人が條約外の利益を享受するの事例頗る多く、帝國の利權爲に益、盛る。此を以て外人は、毫も當時の實行條約を不便とせず、條約改正の議起る毎に、自己の利害に按して、肆に之を阻礙し、其日常の言動、頗る驕慢不遜に流る。然も帝國政府、毫も其醜耻たるを知らず、却て益、外人を尊ひ、滿腹の阿諛を之に捧げ、事ろ足を同胞に加ふるも、偏に外人の驕心を失はざらんことを力め、全然内外親疎輕重の辨別を顛倒す。國民は深く此情態に悲しみ、乃ち政府を鞭撻して、嚴正に現行條約を實施せしめ、多年條約外に失ひたる帝國の利權を回復し、在留外人の不當利益を奪うて、其暴慢を挫き、大に外政を張り、正氣を掲げ、施て以て條約改正の事業に資する所あらんとす。此論の一たひ出つるや、天下靡然として之に應じ、保守派となく、進歩派となく、一齊唱和して其旗下に集まる。政府は、此論の大に外政の進路に妨あるを認め、之を鎮壓するに力を用ゐ、政府の徒與は、此論を以て雜居拒絶論の變形と爲し、誣謗讒罵、至らざる所なしと雖も、以て鬱結せる國民の公憤を

抑ふる能はず、條約履行論は、倭にして一世の國論たるに至れり。

軍艦千島訴訟事件。

國民皆な國權の陵夷に憤慨するの際、又別に大に其感覺を刺戟したるものあり、軍艦千島損害賠償訴訟事件即ち是なり。千島は、佛國造船所に囑して製造したる帝國海軍水雷砲艦にして、二十五年中其工を竣へ、帝國に回航の途次、十一月三十日、我が領海瀬戸灣内堀江沖に於て、英國彼阿會社の汽船ラベンナ號と衝突し、即時沈没を遂く。我が政府は八十五萬圓損害賠償の訴訟を在横濱英國領事裁判所に提起し、被告會社は、衝突の過失千島號に在りと爲し、却て十萬圓損害賠償の反訴を提起したり。此反訴は、當該領事裁判所の初審在上海英國上等裁判所の控訴審在倫敦英國樞密院の上告審を経て、終に不成立に歸し、是より裁判の初程に回りて、本訴の審理を開始するの順序に進む。初め本件訴訟を提起するや、我が政府の訴訟代理人は、濫に天皇の御名を用ひて、以て原告たるの資格を表はし、被告の反訴に抗辯するや、天皇の神聖不可侵を以て、

唯一の主張と爲し、中間判決の理由、亦主として其論據を此に取る。世大に御名濫用の失態を咎め、至尊をして敢て外國法廷の下に立たしむるか如きは、其神聖を侵し、其威嚴を墜すの太甚しきものと爲し、痛く國民の公憤を激成し、國權論の勃興に勢儀を添ふるに至れり。(反訴結審し、是より將に本訴を進めんとす言し、損害賠償金英貨一萬磅及英國法廷の認許する一切の訴訟費用を辨償するの條件を添へ、我が政府亦直に之に應じ、終に示談を了したり。當初我が要求したる賠償金は八十五萬圓にして、受領したる賠償金英貨一萬磅は邦貨換算約九萬圓なり。我が支出したる一切の訴訟費用は十二萬四千餘圓にして、英國法廷の認許したる額は、邦貨換算一萬四千餘圓なり。)

大日本協會。國民協會の豹變。

先づ條約履行論を提唱し、且つ同志各國の中堅たるものは、大日本協會即ち是なり。大日本協會は平生國權の弛廢に憤慨せる志士の集團にして、各種の對外問題を研究し、先づ外人内地雜居拒絶論を公表し、尋て條約履行の議を唱へ、且つ軍艦千島訴訟事件の失態を捉へて、之を天下に呼號す。夫の選舉干渉の餘蔭に成りたる國民協會は、其前身以來、常に藩閥政府掩護を以て能事と爲し、

未だ曾て民黨の地歩に立ちたることなしと雖も、獨り今次の對外諸問題に關しては、頗る強硬の意見を持ち、自ら大日本協會の基礎を爲し、同協會成立の後、各地の同志、相偕に雜居拒絶條約履行論を唱へ、公然政府反對の態度を明にし、強硬民黨を以て自ら任す。左に大日本協會の設立趣意書を掲げ、當年政界の思潮を知らしむ。但し此趣意書は、單に内地雜居を云々するに過ぎずと雖も、後日の決議を以て、對等條約締結、現行條約履行、千島號訴訟事件詰責等の諸項を發表したり。

(前略)抑世局の變遷は固より國の閉鎖を許すへきにあらす列國修交、遠人を撫し外物を採るは亦盛に經綸を行ふ所以の道なり而して今の條約改正を策するものは内地雜居を以て國權回復の報酬に充て外風摸倣を以て雜居の準備と爲し復た其結果の國性に害あるを顧みず流弊の及ぶ所、現存條約も尙ほ且つ確守する能はず遂に國民相背て外を尊ひ内を卑むの風を馴致す是れ畢竟外人の意を迎ふるを以て國際の第一義と爲したるか爲に外ならず吾人以爲らく維新開國の聖旨を擴充して大日本國民特有の文化を煥

發せんとせは宜く外人の好意に是れ依頼するの陋を去り自主の元氣を振興せざるへからすと蓋國各不羈の權あり又必守の務あり若し此權にして枉屈せられ此務にして怠弛するときは嘗膽臥薪之れか伸張を努め之れか完成を圖るは則正義の存する所なり國民の本分なり
吾人固より條約改正を切望す領事裁判の制宜しく撤去すへし海關稅法及諸法制定の權宜しく回復すへし而して内地雜居は我國情未だ之を許さざるなり要は帝國固有の主權を確守し帝國須要の條件を規定すること猶ほ泰西諸邦の爲すか如きを期するのみ若し夫内地雜居の許否は本來我國の主權に屬す固より領事裁判の撤去、關稅回復と相關せず國情已に外人の雜居を許さ、れは則ち暫らく之を制限する何の不可か之れあらん
固有の國權を恢復せんか爲めに未だ許すへからざるの雜居を許し實益の消長を問はず又國勢の伸縮を顧みずして唯條約改正の名を求むるか如きは是豈大日本國民の精神ならんや亦豈維新開國の聖旨ならんや苟も對外の國是斯に定らは條約以て改正すへし實力以て養成すへし文化發揚すへ

し難居の準備整頓し大に懐柔の道を擴むる亦應に遠きに非らざるへし是れ吾人か國民的の大同盟を結合し大日本協會を設立する所以の趣旨なり

民黨聯合の破裂。改進黨及同盟俱樂部。

第四回議會中、相聯合して政府を突撃したる自由、改進黨同盟の民黨三派は、詔勅渙發以來、少しく其結束を弛へたること、曩者既に之を記したり。然れとも政府をして行政整理を議會に公約せしめたるもの、實に三派聯合の力に由るを以て、改進黨同盟の兩派は、依然三派聯合を希望したりと雖も、單り自由派は、再び舊怨を懷うて、改進黨と事を借にするを欲せず。同盟派の調停と、改進黨の隱忍とを以てするも、以て自由派の心事を融和すること能はずして、民黨三派の聯合、此に至りて破裂す。自由黨の内情は、請ふ之を次項に説かん。改進黨及同盟俱樂部は、依然として伊藤内閣を敵視し、條約履行及軍艦千島訴訟事件等に關しては、全然大日本協會と其所見を同うし、取て以て政府攻撃の具に供し、更に官紀振肅及公約履行等の諸問題を提げ、聯續して政府に肉薄する所あら

んとす。

自由黨の孤立。内訌。

第四回議會閉會前後より、自由黨の態度に一變化を來したり。自由黨は條約履行論を嘲り、以て開國進取の國是と相容れざる陋見と爲し、極力之を排撃し、必ず第四回議會の議決したる條約改正上奏案の趣旨を達成せんことを期す。然れとも外政問題を以て政府と相争ふは、當時自由黨の私に厭ひたる所にして、偏に行政整理問題を以て、政府と接戦する所あらんとす。顧みて以往の友黨を看れば、改進黨同盟俱樂部、共に條約履行問題に熱中し、内政問題は之を閑却す。自由黨深く之を憾み、又轉、改進黨の言動に銜み、宿昔の惡感、茲に再び燃え、終に斷然從來の友黨と絶ち、全然政界に孤立するに至れり。此時に當りて黨内の一角は、漸次政府に接近し、其鋒銛自ら鈍り、世上早く既に軟化の風説を傳ふ。縱令依然討論護憲の信條を抱持する者を以てするも、各自の意見、往々相睽離し、能く之を統一するなく、黨の歩調頗る紊る。此際領袖星亨、敏腕を揮

つて力を黨事に盡すと雖も、其行動頗る放肆に流れ、大に一部黨員の惡感を買ひ、排星の聲甚た高くして、内訌常に絶えず。

人權諸條例の改廢。政社の支部出張所。

帝國議會創設以來、民黨各派は、專制の遺法たる人權自由に關する諸條例の改廢を希ひ、屢之を企て、一も行はれず。僅に集會、政社、出版、版權各法律の改正案、第四回議會を通過し、既に裁可を経て、爰に法力を現はしたり。集會、政社法中、從來最も不便を感したる所は、各政社の聯結禁止の點に在りたりと雖も、今次の改正は此に及はず。唯、各政社の往復通信等の禁を解き、支社出張所の設置を許し、政談集會の届出時間を短縮し、又屋外の集會に若干の便宜を與へ、一般に涉りて犯則の處罰を寛和にす。自由黨は以て改正の第一歩なりと爲し、直に新法に基きて黨則を改正し、支部出張所を各府縣に設け、以て偏に勢力を地方に扶植せんことを努めたり。

第四章 第五回帝國議會

(二十六年十一月二十五日召集、同、年十二月三十日解散)

(紛議重疊ニ解散)

重要問題の層々續出したること、第五回議會の如きもの蓋し稀なり。曰く議長不信任の決議、曰く官紀振肅の上奏、曰く條約履行の督促、曰く軍艦千島訴訟事件の追窮、曰く行政整理の検査。是れ皆な此會期中、衆議院に起りたる重要問題にして、官民の反目其極に達し、民黨の意氣天に冲し、政府をして終に解散を奏請し、其鋒銛を避くるの已むを得ざるに至らしむ。以下事項を分ちて、各問題の經過を叙説する所あらん。

衆議院議長不信任問題。

(決議。上奏。懲罰。休會。不明。陳謝の上奏。出席停止。除名處分)

第五回議會召集直前、道途傳へ云ふ、時の衆議院議長星亨、取引所設立問題を以て、關係商賈等の請託を受け、暮夜屢此輩と旗亭に會し、議長の地位を利用して、各

般便宜を之に與ふと。衆議院の聯合民黨は、其有的なるを斷し、資て以て政治問題に供し、議會開院式の翌日、未だ常任委員選舉を了るに及はずして、急遽議長不信任案を提出し、一舉之を可決して、其處決を促したり。決議は、單に「議長星亨に信任を置く能はず」と謂ふに止り、其所謂不信任の事由を表明するとなしと雖も、之を發議者及贊成者の言に聞くに、取引所事件に關する亨の行動は、政徳に悖反する匪違にして、縱令事迹尙は疑似に屬するも、此容疑者を議長に仰くか如きは、議院の威信を保つ所以にあらずと云ふに在り。此より先き將に此案の會議に入らんとするや、亨は事の一身に關するの故を以て、席を副議長楠本正隆に譲り、去るに臨み、議場に揚言して曰く、「衆議院たるもの、其自ら選舉したる議長の信任を問ふか如きは、事固と不當にして、立憲治下の惡例なり。故に余は其決議の如何を問はず、之に遵ふの責任を有せず」と。玆に不信任案の確定するに及んで、亨來りて議長席に就く。議會は之に熟考の時間を與へんか爲に、直に當日の會議を閉つ。其翌日、亨復た來りて議長席に就く。議會は自ら之に處するの道を講せんか爲に、又直に當日の會議を閉つ。聯合

民黨は、終に上奏案を提出し、副議長統理の下に之を可決し、曩者此不信任者を奏薦したるの不明を閣下に陳謝す。各派の意、蓋し亨の頑強にして、輒く其地位を去らざるに懐み、聖斷を請うて之を動かさんことを庶幾するに出つ。偶、勅問あり、曰く、「上奏の旨意は、議長更任を請願するにあるか、議院自ら不明の罪を謝するに止るか、更に院議を盡せ」と。議會は直に不明陳謝の趣旨なることを奉答し、行文の鹵莽に恐悚す。上奏案會議以來、亨は自宅に屏居し、又自由黨を脱したりと雖も、毫も自ら處決するの色なし。此に於て聯合民黨は、更に議院の懲罰權を揮ひ、必ず其目的を達せんと擬す。懲罰の理由とする所は、亨が曩日議長不信任案會議直前、肆に院議に遵ふの責任なきことを議場に揚言したるは、即ち議院の體面を汚すものなりと云ふに存し、院議終に一週間出席停止を議決す。停止期日滿了の後、亨復た來りて議長席に就く。民黨は以て院議を輕侮し、其體面を汚すものと爲し、果ねて懲罰の動議を提出す。議長亨は、其事の果して懲罰事犯に該るや否やを先決問題と爲し、之を會議に付すること宣言し、議場爲に一大騷擾を起す。(懲罰の動議を起す者あるときは議長は討論を不用とすし、議院の決を取り之を懲罰委員)

に付すへし(衆)民黨は、此騷擾の罪を享の法令曲解に歸し、累ねて懲罰の動議を提出す。議會は此兩件の懲罰事犯を以て、情狀最も重きものと爲し、終に享を議員籍より除名したり。星亨處分の顛末略、上叙の如く、其間幾多の曲折を経たりと雖も、其起因は實に商賈會見の事に存し、而して除名の辭を議院の威信を保つに取る。夫れ議院は徳教の府にあらず、其議員に求むるに君子長者の行を以てすへからずと雖も、彼か如き事由を以て、此の如き問題を起したるの一事、亦以て一片道義の觀念、仍ほ當時の政界に伏在したるを窺測するに足る。後年の政客黨人等、公然狹斜の巷に出沒し、紅燈綠酒の間に國政を私議し、商賈と結び、貨賄を收め、議案の贊否、之を阿賭物の多寡に決し、習うて以て常と爲し、世亦甚た之を異します。若し當年星亨に加へたる所を以て之に擬せは、能く閉門除籍の制裁を免るゝ者、知らず果して幾何ありや。

衆議院正副議長補闕任命。

此より先き二十六年八月、衆議院副議長會禰荒助、議員の職を辭し、當期議會劈

頭、副議長補闕選舉を行ひ、同盟俱樂部領袖東京府選出議員楠本正隆、擧げられて其任に就き、星亨處分の諸問題は、一に副議長統理の下に會議を進む。茲に享除名の結果、議長に關位を生じ、副議長楠本正隆擧げられて議長に任じ、副議長の任は、大日本協會領袖福島縣選出議員安部井磐根之を襲ふ。

官紀振肅問題。政府彈劾。樞密院の覆奏。

勅諭。農商務大臣更迭。

取引所事件に關する醜聞は、衆議院をして其議長星亨處分の斷に出てしめ、更に進んで官紀振肅を叫ぶに至らしむ。曩者、農商務大臣後藤象二郎及其高級吏僚等、取引所設立問題を以て、關係商賈等の饗宴を享け、贈遺を容れ、密會參畫、周旋太た力む。衆議院は、此案亂せる官紀を振肅するの要務たるを認め、此問題を以て政府を彈劾せんことを期す。其議長處分に熱中したる所以のもの、畢竟先づ己を正うし、而して後に人を責めんとするの趣旨に出づ。既に議長不信任の議を決し、又之を懲罰委員に付託したるの後、衆議院は、官紀振肅の上

奏案を可決して、之を閣下に捧げたり。其奏疏、先づ閣臣たる者、宜して風紀を嚴にし、内行を肅み、以て聖明の治に奉對せざるへからざるを論し、且つ曰く、閣臣自ら誠めず、漫に臨むへからざるの席に臨み、會すへからざるの人に會し、饗宴を享け、其官僚をして贈遺を容れしめ、醜聞道塗に盈ち、惡聲街巷に喧しく、政府の威嚴行はれず、宰臣の信用地に墜ちたり。今にして之を正さずんば、恐くは上陛下の盛徳を累はし、下衆庶の離心を致さん云々。此奏疏を捧ぐるの後、既に十餘日を経て、閣臣何の措置する所なし。此に於て衆議院は、決議以て其急速處決を促したり。此會議中、總理大臣伊藤博文臨席、大に衆議院の輕躁を詰り、且つ曰く、帝國の主權は天皇に在り。天皇の大臣は、唯、天皇の宸斷に依りて進退すへきのみ。若し大臣の進退、一に議院の決議に遵はざるへからずとせば、知らず論者は、大臣任免の權、議院に在りと爲すか」と。此より先き衆議院上奏の翌日、博文は端役統督の責を引き、宸斷を乞ひ、象二郎亦奉表陳辯以て罪を竣つ。皇上乃ち各奏疏を一束して、之を樞密院に付し、特に諮詢を垂る。樞密院は、其覆奏に於て、大に衆議院の舉措を難し、閣臣と質疑討論を盡さずして、

直に上奏を敢てしたるは、輕躁粗漏の甚しきものと爲し、然も亦農商務省の吏僚中、其行爲往々疑似の迹あることは、明に之を認めたり。而して大臣の進退に關しては、「是れ特に陛下の大權に存し、外間の容喙を許さず」と曰ひ、官紀紊亂の責任問題に關しては、即ち曰く、「今日内外時局の多事なるは、陛下本年二月十日臣僚に賜ふの詔旨に宣示せらるゝ所の如し。陛下在廷の臣僚に信任して、陛下の事を終始せしめらるゝに於て、一瑣事の爲に廊廡の柱礎を搖撼するは、宜しく避くへきの事たるを信す」と。咄々、此官紀紊亂の大故を誣ひて、漫に尋常の一瑣事と爲し、以て威信の失墜せる政府を扞護せんことを努む。黨類阿比の弊亦窮れりと謂ふへし。遮莫樞府覆奏の後、皇上勅語を内閣に賜ひ、特に農商務大臣を警め、且つ宜ふらく、「國務大臣の進退に至つては、一に朕か心衷に存し、素より外間の容喙を許さず。願ふに宇内の形勢は、國家の進運を促すこと頗る急なり。而して時局多事、朕か開國進取の國是、阻格を至すか如きは、朕の最も軫憂に耐へざる所、卿等夫れ努力、以て能く朕か事を終始せしめよ」と。象二郎恐懼屏營、急に訓令を發し、以て僚屬を督勵戒飭せり。衆議院は、未

た以て官紀振肅の要を得たるを認めすと雖も、爾來停會相繼ぎ、次て解散を命せられ、爲に満足の結果を收むること能はず。然れとも議院彈劾の效驗、終に空しからず、翌年に及びて象二郎等關係吏僚皆な罷められ、而して農商務大臣の任は、子爵榎本武揚之を襲ふ。(二十七年一月二十日任命)

條約履行建議案、軍艦千島事件上奏案、

民黨各派は、政府が現行條約實施上、帝國の利權を汚損すること極めて大なりと爲し、之が履行を希望するの建議案を提出し、其理由書に於て、一々條約實施の緩怠なる實例を掲げ、頗る慷慨の字句を陳ね、之を履行するの急務なる所以を論辯せり。時方さに條約改正の談判進行中に屬す。政府は履行案の爲に、或は外人の感情を害ひ、施て改約談判の進行を妨げんことを虞れ、轉舉措に惑ふの際、東京駐在の列國使臣、相聯合して我か外務省に迫り、條約履行の條理に背くを論じ、頗る強硬の態度を示す。政府大に之を怖れ、誓て履行案を事前に阻止せんことを期し、百方之か方策を講して怠らす。履行案始めて議題に上

るの日、發議者の説明開始の刹那、直に十日間停會(自十二月十九日)の詔勅を傳へ、次て停會期満ちて、再び履行案を議事に付するに臨みて、外務大臣陸奥宗光、先つ履行案反對の演説を試み、「現行條約は、進歩せる今日の時代に適合せず、之を履行するは、開國進取の國是と相反す」と云ひ、其演説の終ると共に、即時再び十四日間停會(自十二月二十九日)の詔勅を傳へ、其翌日解散の命下り、爲に衆議院は、條約履行建議案に對し、一言を挾むことを得ず、又何等決定を下すに及はずして已みたり。

民黨各派は、更に軍艦千島損害賠償訴訟事件を以て、政府の失態を詰責せんとし、先つ質問を提けて戦を挑む。本件に於て最も重きを置く所は、御名を以て原告たるの資格を表はし、並に條約規定外の外國裁判管轄權を認めたること等の諸點にして、質問再次に及ぶも、終に的確の答辯を得ず。此に於て民黨は、事を天聽に達して、政府の責任を糺さんとし、一上奏案を提出したりと雖も、停會解散の命相踵て降り、爲に之を議題に供するに至らず。

行政整理の報告。議會の趨勢。二十七年豫算不成立。

政府は前第四回議會に對する公約に基き、閉會後、銳意行政の整理を行ひ、五月を以て海軍改革の結果を發表し、十月を以て各部整理の結果を發表す。課局を廢合し、定員を減少し、俸給を低下し、多少面目を改めざるにあらずと雖も、世仍は其姑息なるを論議して已まず。二十七年豫算に計上する金額は、歳入九千六十七萬餘圓、歳出八千五百四十七萬餘圓にして、行政整理の結果、約百七十萬圓の歳出を減すと雖も、別に軍事、經濟、教育、交通、運輸等の爲に、二十九件の新事業を起し、四百八十餘萬圓の經費を要求し、益、歳計の膨脹を來す。總理大臣伊藤博文、先づ行政整理の結果を衆議院に披示し、事情の許す限り、能力及ぶ限り、銳意整理を決行したる旨を揚言し、大藏大臣渡邊國武、亦豫算説明に當り、帝國財政の基礎、極めて鞏固なることを演述したりと雖も、聯合民黨は、一般に之を信用するなし。但、官紀國權の諸問題、議會の前路に横はり、爲に民黨は、考慮を豫算問題に費すに違あらず。單り自由黨は、一に行政整理の成績に就き、大に政府と相争はんことを期し、其所屬議員の多數に成る豫算委員會は、略

前來民黨の査定方針を踏襲し、俸給廳費等を削減し、官吏俸給十分一納付の制を廢し、砲臺建築其他の新事業費を削除したりと雖も、未だ之を議院に報告するに及ばずして、衆議院解散を命せられ、爲に二十七年豫算不成立に歸し、議院は終に行政整理の成績を檢査する能はずして已む。

衆議院解散。奏議掩蔽。

第五回議會は、前後二回停會を命せられ、第二次停會令の後、僅に一夜を距て、二十六年十二月三十日を以て、衆議院終に解散を命せらる。夫れ解散は、議政機關の成素を解き、一時其運轉を中廢する所以、宜しく最も重大なる理由に基かさるへからず。而して其理由を公表し、普く之を國民に訴ふるは、即ち輔弼大臣の責任に屬す。然るに政府黙々として一語なく、國民をして解散の理由奈何を判するに苦しましむ。爲に大に天下の物議を速き、非立憲、沒責任、憲政の通義に反すること甚しきものと爲す。此件は次期議會の一大問題と爲り、首相伊藤博文、貴族院議員の質問に對へて曰く、帝國憲法は、衆議院解散の理由を

公表するの義務を政府に負はしめず。之を公表すると否とは、宜しく時に臨みて決すべき所にして、一に政府の任意に屬す。世或は憲法的動作を云々し、此問題を以て政府を非議する者なきにあらずと雖も、帝國憲法實施以來、日尙ほ淺く、遵據すべき憲法的動作の先例あるなし。故に解散の理由を公表せざるの一事を評し、之を憲法的動作にあらずとするか如きは、其何の意義たるを知るに苦しむ。若し夫れ他國慣行の範例は、取て以て本邦を律するに足らざるなり」云々。

解散の理由。貴族院議員の非難。首相の辯解。

政府は正式に解散の理由を表示せずと雖も、解散以前再次の停會は、毎に條約厲行案の議事に伴ひ、而して閣僚の私談、亦此案の提出を以て、解散の主因と爲したることを明言す。貴族院議員中、平生政府の政策に歎焉たる者は、政府の衆議院に加へたる處置を以て輕躁無謀と爲し、解散直後の翌年一月、公爵二條基弘等三十八名聯署して、忠告書を總理大臣伊藤博文に寄す。大意謂へらく

「立憲以來、衆議院は、豫算の削減にのみ維れ專にして、復た他の國務を顧みざりしと雖も、今や從來の慣行を改め、國權の退縮を憂ひ、官紀の弛廢を悲しみ、或は上奏を爲し、或は建議を提す。是れ蓋し大政翼贊の道に向ひ、國家利弊の根源に着眼し、其蹇々の誠を致すもの、素より議員當然の職分なりとす。其建議せんとする條約厲行の如き、政府をして其當然の職務を履踐せしめんとするに存し、何等非議すべき所あるを見ず。然るに政府之を誤解し、開國進取の國是を阻格するものと爲し、議員を誣うるに頑冥攘夷の徒を以てし、屢、停會を奏請し、議會の言論を壅塞す。是れ雷に輔弼の責任に應せざるのみならず、却て外人の疑心を招き、國民の反抗を來し、遂に國家將來の一大不幸を釀成するに至らん。且つ夫れ政府一旦の意氣に任せて、猥に停會を奏請し、勅書已に下り、僅に一夜を隔て、又解散を奏請し、前日の勅書を徒爲に歸したるか如き、國家の爲に深く歎惜に堪へざる所なり」云々。博文此書を得、酬ゆるに長編の復書を以てす。是れ側面より解散の理由を説示するものなるを以て、文の長さを厭はず、其全部を録す。左の如し。

公府二條基弘君外三十七君貴下、諸君か衆議院解散に付きて博文及同僚に忠告せらるゝ一書を領す諸君情誼の殷なる感銘何ぞ堪へん博文不肖叨りに重任を受け以て大政統督の職に當る獻替の責實に一身に在り又素より自ら信する所のものなくんはあらず

來諭言ふ所、要するに客臘解散を奏請したるの非なるを論ずるものなり博文乃ち亦解散を奏請したるの理由に付て辯せずんはあらず博文謹みて惟るに憲法の施用は國家各機關の和衷協同に存す是れ憲法發布の日に宣示せられ各期の議會を開かるゝに付て亦毎々親諭あらせられ而して客臘二月十日の聖詔に至て特に申明せられたる所にして議院と閣臣との俱に眷々服膺せざるへからざる所なり則ち互に各自の權域を守り以て國務を審議するに於ては縱令常に扞格なきを得すとすも政務の大局に於て國運の進歩を企畫するもの蓋し亦難しとせず博文不肖就職以來夙夜戰兢以て重任を虚うせざらんと欲し敢て妄進を貪らす乃ち議院の議の如きは實に不肖か取て以て己の及はざるを補ふの餘師となさんことを樂む所願ふに

立憲の義亦茲に存するを疑はず如何せん衆議院の爲す所主として政府の施設と相抗議し國家事業の案件に就て深く是非利害を究むることを爲さず或は豫算に就て實施し難きの削減を加へんとし或は國防に於て最も急要とするの事業を廢止せんとし群議嗷々閣臣の説明の如き殆んと耳に入る所にあらず幸に第四議會は聖明の聖徳に依り至仁の優詔を垂れ給ふありて協贊の任を盡くし閉會に至るを得たりと雖も第五議會も亦た第四議會開會期の當初に於けるか如く諸黨派は開會の以前よりして已に互に相排擠するの端を啓き其の開會に至るや國法の豫算審査期日を特定し從つて常任委員の選舉必ず開會の劈頭に於てすへきを明示せるにも拘らず忽ちにして議長進退の爭議となり之れか爲に上奏の特權を濫用し宸問を蒙るの後ち纔に不明を謝するの陳奏を爲したり是れ果して國務協贊の任を致すものと謂ふを得る乎官紀の振肅素より政府の責任に屬し議院若し質問する所あり若くは忠告する所あらんとせば其事實を明かにし其肺肝を披くに於て政府亦た欣然之を迎ふへし願みて衆議院の爲す所を視れば會

て議事日程に豫告せず突然提議して直に宸閣に奏す是れ議院或は現内閣を以て始めより共に謀るに足らずと爲し以て宸裁を待つに至りたるなるへし然るに數日にして宸裁を得ざるや翻て政府に對し處決を望むと稱し殆ど宸裁を促すの決議を爲したり是れ果して俱に和協を望むべきものとす乎博文等客歲二月十日の聖勅を奉し行政諸般の整理を遂げ制度の必要を考へ事業の進張に應じ人民の利源を通じ經濟の發達に資し今の國情民度と方に相當するの組織を立て由て以て前年度削減額の外更に巨額の節減を經常の行政諸費に加へ得る所の餘利は以て國家民人の急需に供せんとし改正官制及其他の勅令に基て明治廿七年度の豫算を調制し必要なる事業の計畫を定め勅允を得て之を提出したるに拘らず衆議院の豫算委員は政府提案の趣旨の在る所を推究せず直に前期即ち行政未だ整理を加へざる時に提出したる豫算に對して作りたる舊査定方針なるものを取り以て直に新豫算を審査修正するの標準と爲したり然れども閣臣は猶苦心經營の存する所を貫徹せんとし委員會に出席して十分辯明を與へたる

に議員等は始め閣臣の出席辯明を求めたるに拘らず多く抗議する所あらすして而かも頑然査定方針なるものを固執し自ら改むることを爲さず而して其査定したる所に依れば客歲二月十日に下されたる詔勅の趣旨に違ひ官吏俸給十分一納付の制を廢し更に憑據なきの削減を加へんとし又國防の急要事業として提出したる海峽砲臺建築の費額を削り而も其藉口する所は政府の舉行したる改革の其前會期に宣言したる所に違ふとすと雖も抑々衆議院が政府の意向を聞く爲め選舉したる議員に對し博文が當時に宣言したるは官吏の俸給を減せず組織を簡にし吏員を汰すると云ふに止まる而して時宜の緩急を計り行政の組縮を立つるは素より政府の責任に屬し一々局外者の言議に徇ふ能はずと雖も苟も議會の審議に依て知見の至らざるを補ふを得は博文亦喜て之に就くへし獨り事實を究めず理由を尋ねず行政組織の觀念なくして政府の措置輿論に反すと稱して排撃するか如きは博文か和協の望を絶たざるを得ざる所なり然れども是れ豫算委員の言動に屬し院議の決に至ては未だ知るへからざるものなりとするも

豫算委員は議院の屬望を以て選はれたるものにして其意見は即ち實際の院議を代表すと認むべきものあるのみならず現に各黨派の豫算に就て論議する所を聞くに其妄之に加ふるあるも決して之に減せざりしは諸君も亦其記憶に存せらるゝならん來諭乃ち衆議院は豫算削減の慣行を改め大政翼賛の道に向ひ其蹇々の誠を致すと云ふ是れ博文か事實に徴して諸君と其見る所を同くする能はざる所なり開國進取の國是は政府の萬難を排して奉行せざるへからざる所而して條約を厲行して國權を擴むべきものは素より之を厲行すへき耳ならず苟も國權を主張するの必要あらん乎亦之を排除訂正するに務めざるへからず然るに現在の條約は維新前後の締結に係り今日の事情に適せざる點多く其條文を墨守するは却て國家に不利なるもの一にして足らず其得失を推窮せずして一概に厲行せんと云ふか如きは不稽も亦甚し政府は素より其利害の存する所を講究して其宜を制し以て外政の衝に當る徒に事を好み端を滋くし以て平和を傷くるか如きは務めて之を避けざるへからずと雖も未だ曾て國權の汚辱侵蝕を條約

の外に受けず而して議院の數黨派は聯合して政府を以て國權を汚損するものと爲すの建議案を提出し又名を條約厲行に託し現に條約の本文に牴觸するをも顧みず外人を畏怖し之を擱沮するの目的を以て種々の方案を立て甚しきは外交の運用か如何に重大の干繋を國家に及ぼす乎を熟識せざる者あるを利とし其説を誇張して以て一時の感情を動かし以て黨務擴張の資と爲さんとするに至る是れ實に國家の大計を玩弄するものと謂はざるを得ず政府は維新後半の事業として條約を改正し對等の國權を收復するに汲々たるか故に従來屢々着手して屢々其成るを見ざるに拘らす百折不撓以て早晚國是の目的を貫徹せんことを期す願ふに此目的の一定不動なるに於て政府か機宜に應ずるは復た内外に對して其言を二三にするの要を見ず亦實に曾て之を二三にせざるなり是を以て政府は永久無限に現條約に服従して以て我國家の權利を犠牲にすることを甘受するの義務を負はざるを確信すると同時に亦徒に遠來の外人に不便利を蒙らしめ以て自ら勇とするの行を學ぶを欲せず而して衆議院に於ける聯合諸黨派の要

望する所を視れば其主眼とする所全く彼に存せずして此に存し而も一意之を迷執して毫も慎重に對外の要務を審議するの誠意を認むべからざりしは閣臣か外政の方針を演説したる時の狀況に就ても觀るを得へし則ち條約履行に關する建議案は固より國民多數の眞正なる意思と符合せざるものたるを確信すと雖も衆議院に於ける勢の馴致する所は明に推定すへきものあり而して建議案の本文に政府國權を汚損すと明言し其理由書亦多く無稽の事實を陳ね外人擱沮の意思斑々見るへきは諸君も亦其本書に就て知らるゝ所なるへし博文素より議員の國權を以て念とするを喜ぶと雖も慎重熟計俱に開國進取の大計を講せんとするの誠を存するに非ずして無責任の言議を弄するものに與する能はず以上の數件は博文をして衆議院は到底共に大業の翼賛に和協すへきの望なしと認めしめたる所以のものにして一件は一件より迫り層疊累積して政府を排撃するも一面に議院の法定要務を緩慢にし他の一面に國家人民に利するの計畫を沮廢するの外成績の見るへきものあらず而も往々自ら休會して其職任を曠くせん

とするより政府は茲に斷して解散を奏請せんとし之か準備を爲したるは國法の規定に違ひたるに過ぎず其翌日解散を奏請したるは停會期日の經過を待つ必要あらざるを見たるか爲めにして俄に廟議を變して解散したるに非ず其詔勅を重ねざるを得ざりしは憲法の定むる所停會は解散の準備たる否とに關せず必ず大權の示命を待つを以てのみ抑解散は大權の發動にして閣臣苟も責任を取り奏請奉行す素より必ずしも一事一件を以て斷行するを要せず然れとも強て斷案を求めは今回の解散は博文衆議院を以て和協に由り大業を翼賛するの望なしと認めたるに出つと斷言するに憚らず夫れ和衷なるもの固より此れを以て彼れに徇ふの謂に非ず博文素より衆議院を以て一に政府の提議に雷同すへしと望むものに非ず俱に國務に就て得失を審議して互に憲法上の權域を守りて相踰越することなくんは立憲の美果亦之を收むるに難からざるへし惟ふに去年二月十日の詔勅其趣旨亦此に外ならず博文同僚と共に膺服他なし博文素より諸君の忠告に對し徒らに抗議を試むるに非ず唯諸君切偲の厚きに對して聊か

心衷を披陳するのみ博文敬具
右復書に依りて之を觀れば、今次衆議院解散の題目は、單り條約履行案のみにあらず、議長の懲罰處分、官紀振肅の上奏、豫算削減の豫決等、皆な解散の理由を爲すものなり。而して政府の最も重きを置く所は、即ち條約履行案に存すること、次期議會に於ける公言に徴して之を知るへし。忠告書を致したる貴族院議員等、此復書に満足せず、乃ち復論に服する能はざる理由書を博文に寄せ、一々之に反駁を加へ、其言説の誣妄を辯し、極力政府の處置の不當なるを論難したりと雖も、博文終に答ふる所なし。

第五章 解散後の政黨事情

衆議院議員總選舉。

二十七年三月一日、衆議院議員臨時總選舉(第三)を行ふ。此より先き衆議院解

散せらるゝや、政府は地方長官、警部長、憲兵隊長等を召集し、解散の理由は、條約履行建議案の提出に在ることを明言し、最も公平嚴正に總選舉を監視すへきを訓示せり。吏僚能く此訓示を奉し、爲に今回の選舉、前回の如き官憲の干渉なく、選舉民は、任意に其權利を行使することを得たり。夫の前期衆議院より除名せられたる星亨、復た候補を栃木縣に争ひ、競争激烈にして、死者一名、傷者百餘名を出し、而して亨再び當選して議院に入る。

自由黨の内紛。同志俱樂部。

此より先き第五回議會召集以前、衆議院議長星亨不信任の議、民黨各派の間に熟し、將に取て以て議會の問題に供せんとするや、自由黨亦大會を開きて、之か對策を講ず。黨員中、平生亨に嫌焉たる者あり、若くは政治上の公徳に照し、衷心亨の行動に憤る者あり。此輩交、亨の黨籍除斥の議を唱へ、若くは黨の總理をして、之に辭職を勸告せしめんとし、其他各般の諸説、紛然として黨内に湧く。然も多數の意見は之に反し、排星の議は、固と反對黨の私憤に成るものと爲し、

黨議終に議院の例規と自黨の體面との爲に、極力亨の地位を擁護するに決す。既にして衆議院、其議長不信任の議を決するや、自由黨所屬議員二十七名は、一書を黨の總理に寄せ、宜しく立憲の通義に省み、議院の決議を重んじ、速に亨を處分すへきことを要求し、若し此要求にして容れられずんば、直に自ら脱黨することを通告す。總理板垣退助、尙ほ議長不信任決議の不法なるを論じ、但、私に亨の自ら處決せんことを望み、此意を以て黨員を慰撫し、姑く善後の處理に任したりと雖も、其事の未だ決せざるに當りて、衆議院更に進んで議長不信任を天關に奏す。此を以て前日の排屋同盟は、益、亨の處分を總理に迫り、議輒く容れられざるや、十四名連署して脱黨を通告し、相結んで同志俱樂部を組織す。此政變中、自由黨は、議長不信任決議案の表決に賛票を投したる所屬議員を除名し、亨は上奏案可決後自由黨を脱し、而して自由黨の院外各團は、他黨所屬議員に辭職を勧め、又衆議院解散を政府に促し、汎く天下に飛檄して、聯合各派の横暴を鳴らし、自由黨の爲に萬丈の氣餒を吐く。以上記する所、皆な第五回議會々期中の事に屬す。既にして衆議院議員臨時總選舉を行ひ、自由黨は約百

二十人の議員を擧ぐることを得たり。此黨は前々期議會に對する政府の公約を牢記し、行政整理及海軍改革の不完全なるを鳴らし、且つ前期衆議院解散の處置を不當と認め、此等内政問題を以て、第六回議會に政府と相争はんことを期し、而して全然條約履行案に反對の旨を宣言したり。

警察法規履行。大日本協會の存立禁止。

第五回議會解散の前後、政府は大に集會結社の取締を嚴にし、各種警察法令を履行し、政府に不利益なる新聞紙に停刊を命じ、政治的集會を解散し、此等の抑壓處分、頻々相踵き、甚しきに至つては、圍碁懇親の小宴、亦警官の臨監するを見る。政府最も條約履行論を忌み、衆議院解散の前日、治安妨害の理由を以て、此論の唱首大日本協會に解散を命じ、次て其社交機關たる大日本俱樂部の存立を禁止す。其他從來政社法の外に立ちて、盛に政界に實動したる集團は、悉く之を政社と認定し、政社法を履行して之に臨み、壓迫日に益、嚴を加ふ。

國民政社結成。

國民協會は、社交俱樂部として政界に立ちたりと雖も、今次政社法の厲行に會し、政社と認定せられ、乃ち其團體を國民政社と稱し、五月三日^{二十}を以て左の主義綱領を發表す。其之を發表するや新なりと雖も、實は前年早く已に會内政社派の立案したる所なり。

我輩は天壤無窮の國體を尊重し、欽定憲法の趣旨を遵守し、社會開明の事物を併行進歩せしめ、國威を宣揚し、民論を増進せんことを企圖す。

立憲君主政體の基礎を鞏固にし、内政を整理し、社會の文明を進む。

實業を振興し、民力の發達を圖る。

海陸軍備を充實し、國家の平和を保つ。

國民的對外政策を執り、國權の擴張を圖る。

立憲革新黨結成。

同盟同志の兩俱樂部、亦共に政府の爲に政社と認定せられ、各、其名號の下に政

社の二字を附す。同盟政社は、其前身以來、概ね民黨として行動し、同志政社は、近く自由黨より分離し、固く民黨の信條を維持せんとする團體たり。兩社員の主張氣風、略、相同しく、第六回議會召集期の迫るに及んで、相合して一政黨を組織し、名けて立憲革新黨と稱し、五月九日^{二十}を以て結黨式を舉ぐ。其設立の趣旨綱領左の如し。

我輩は自由進歩の主義を執り、立憲的革新の方針に基き、左の綱領を定む。

立憲の聖旨を奉し、國民の公議に則り、上皇室の尊榮を保全し、下人民の權利を伸張す。

政弊を革新し、責任内閣の速成を期す。

財政を整理し、勉めて民業の發達を圖る。

外政は自主的方針を執り、國威の宣揚を期す。

國防は内外の緩急に應じ、其整備を圖る。

全國同志大會。聯合民黨の二大信條。

衆議院解散の一事、大に聯合民黨の反政府熱を挑發し、益、其結束力を鞏固にす。其聯合に加はるものは、改進黨革新黨國民政社、財政革新會(田口卯吉等の新に設立する所、輸出税に全廢其他の政綱を掲げ、大に)、中國進歩黨(岡山縣改進、主)、舊大日本協會等是なり。第六回議會召集期日切迫の際、全國同志大會を開くや、聯合民黨亦齊しく之に參與す。大會は決議して曰く、「本集會は、強硬的對外政略を執り、且つ責任内閣の完成を期するものとす」曰く、「本集會は、少くとも日本國民の過半数を代表するものと確信す」曰く、「故に帝國議會をして立法上に此主義を執らしめざるべからず、政府をして行政上に此主義を執らしめざるべからず」と。即ち自主外交の確立と責任内閣の完成とは、聯合民黨の二大信條にして、又實に各派結合の聯鎖たり。從來政府黨を吏黨と曰ひ、反對黨を民黨と曰ひたりと雖も、爾後其稱呼を改め、前者を對外軟派と曰ひ、後者を對外硬派と曰ふ。

第六章 第六回帝國議會

(二十七年五月十二日召集、同年六月二日解散)

(再度の彈劾——解散連施)

衆議院正副議長任命。

衆議院は、會議に入るに先ち、正副議長候補者を選擧し、革新黨所屬前議長楠本正隆議長に當選し、自由黨所屬高知縣選出議員片岡健吉副議長に當選し、各勅任せられたり。

前衆議院解散の理由。政府の希望。

開院劈頭、内閣總理大臣伊藤博文、施政の方針を衆議院に演説し、前議會解散の理由を表明して曰く、「解散は各種問題に起因すと雖も、政府の最も重きを置きたる所は、實に條約履行建議案に存す。條約履行論は、其源を外人内地雜居反對論に發し、維新以來の國是と相反し、對等條約の主義と兩立せず。政府は絶

對に此論に反對し、極力其案の通過を阻止するの政策を取りたり」と。且つ條約改正に關聯し、政府の希望を陳して曰く「政府は今や現に條約改正に従ひ、萬難を排去して、維新以來の懸案を解かんことを期し、其目的を達するも亦近きに在り。敢て衆議院に望む、姑く對外問題に聯る政争を一擲し、政府をして豫定の條約改正計畫を遂行するを得しめんことを。聞説らく衆議院は、上奏以て條約施行の緩急を閣下に訴へんとすと。年々此の如き問題を以て紛争を事とし、百般急要の事業を放慢に付するか如きは、爲に邦家の進運を誤ること鮮少にあらず。衆議院、請ふ政府をして再び最終の聖斷を仰ぐの已むを得ざるに至らしむること勿れ」と。即ち政府は、再度の解散を諷して、新選議員を脅かし、以て條約厲行論の氣勢を殺かんと試みたるものなり。

解散不當の決議

新選衆議院の各黨派は、皆な政府の前期衆議院に對する處置を不當とし、之を解散したる責任を問はんことを期せざるはなし。自由黨は、頗る政府に接近

したりと雖も、然も亦其黨の主力を注きたる豫算問題に於て、前期衆議院未だ其意思を公表せざるに當りて、政府突如之を解散し、且つ其理由を明示せざるは、是れ立憲の要義に副はずと爲し、其行爲を不當と認むるの決議案を提出す。聯合民黨は、單り解散を不當と認むるに止らず、政府一切の行爲を不是とし、自由黨提案修正の名を以て、政府不信任の決議案を提出す。此兩個の決議案は、共に否決の運命に終り、乃ち規則に従ひ(衆議院規則第百二十三條、修正案原案共に於て廢案すへからざるものと議決するときは特)更に各派の協議を以て決議案を草し、大多數を以て之を可決し、以て院議を明にせり。曰く「前期の衆議院、未だ其意思行爲を發表せざるに當て、政府之を解散し、且つ其理由を明示せざるは、立憲的動作にあらず。故に本院は、解散に伴へる政府の行爲に信任を置く能はず」と。所謂「行爲に信任を置かず」とは、其言頗る奇異なるに似たりと雖も、畢竟各案折衷の致す所にして、前期衆議院解散を不當とするの意に至りては、即ち明なり。

解散問題審議。再度の政府彈劾。

凡そ衆議院解散を命せられたる時は、其解散案件を取りて、再ひ之を新選議院の議に付し、以て國論を驗するを當理とす。願れば第二回議會衆議院の解散せられたるは、政府の提案を否決又は修正し、若くは其議事を遷延したるに出つ。故に時の政府は、此等案件を新選議院に提出し、其再議に付したり。第五回議會衆議院の解散案件は、主として議員の提出する所に繋り、而して總選舉の結果、議員自ら其人を新たにしたるを以て、一々解散案件を新選議院に提出する能はず。此を以て聯合民黨は、解散案件の趣旨を一括して、之を天聽に達し、且つ解散の匪違を彈劾せんとし、一通の上奏案を提出したり。條約厲行の件に關しては「閣臣之を誣ひて鎖國攘夷の言議と爲し、停會に次くに解散を以てし、議員をして始より口を開くこと能はざらしめたるは、是れ上下を欺罔し、皇謨に背戾するものなり」と言ひ、千島號訴訟事件に關しては「是れ天威を汚辱し、國權を毀損し、我國振古以來未曾有の失態なり」と言ひ、一般政務に關しては「苟且偷安、内治外交共に其職責を誤り、綱紀頹廢し、威信地に墜つ」と言ひ、而して

解散の行爲を非難して「非理無名、憲法を輕視し、議會を侮蔑するもの」と斷定す。此案は、僅に五票の差を以て否決せらる。此時に當りて、自由黨亦別に一通の上奏案を提出す。其案、内外の庶務に涉らすして、單に行政整理の不備を鳴らし、聖明の威徳に依りて、閣臣を戒飭せんことを冀ふに止む。聯合民黨は、前日否決の上奏案中、内外失政の字句を摘出し、之を自由黨の提案中に挿入し、以て當初の目的に邁往するの計に出で、此奇策能く功を奏し、院議終に修正上奏案を可決し、六月一日、之を閣下に捧呈したり。左の如し。

衆議院議長臣楠本正隆誠恐誠惶謹み奏す、敬聖文武天皇陛下登極の首め五事の誓文を下し明かに億兆に示したまひ上下心を一にし盛に經綸を行はしむ大詔の嚴なる屹として山嶽の如く天恩の厚き穆として春風に似たり臣等瞻仰景從日夜孳々として盛徳を翼賛し鴻旨に奉答せむと欲するもの年已に久し然るに比年閣臣其施設を誤り内治外交共に其職責を失し動もすれば則ち累を帝室に及ぼすに至る曩に第四期帝國議會に方り閣臣の見と臣等の議と相觸れ臣等内閣と並ひ立つ能はず謹て上奏以て罪を竣つ陸

下畏くも誓文の意に基かせられ大詔を下し在廷の臣僚及帝國議會の各員に告げ和協の道に由り以て大事を補翼し有終の美を濟さむことを望み特に閣臣に命ずるに行政各般の整理を以てしたまへり國務大臣も亦隆渥の聖旨を奉し第五期帝國議會を期し政綱を振厲し政費を節減し海軍を釐革せむことを誓へり是に於て舉國の民陛下か輿論を嘉納したまふを聽き額手して第五期帝國議會を俟ち來蘇の慶あらむことを翹望せり然るに閣臣の經營一時を彌縫するに止まり政綱未だ振厲せず海軍未だ釐革せず惟僅に費途を節し吏員を沙汰し以て大事を摸稜するに過ぎず特に外政に至りては儉安姑息唯外人の歡心を失はむことを是れ畏れ内外親疎輕重の辨別を顛倒するに至る是れ臣等か偏へに聖旨に背戾せむことを恐れ戰兢自ら安する能はざる所以なり臣等區々の微衷恭しく大詔に遵ひ經綸を盡し至誠以て天意に奉答せむと欲すと雖も閣臣常に和協の道に背き臣等をして大政翼贊の重責を全ふする能はざらしむ是を以て臣等閣臣に信を置く能はざるなり今にして之を匡正せずは臣等竊に恐る憲政内に紊亂し國威

外に失墜せむことを是れ臣等か默せむと欲して默する能はず敢て赤心を披瀝し闕下に陳奏する所以なり仰き願くは陛下覆載の聖恩を敷き日月の照鑑を垂れたまはむことを衆議院議長臣楠本正隆誠恐誠惶謹み奏す

奏議不省。解散連施。政府の奏議。

衆議院の奏議捧呈の翌日、宮内大臣は「衆議院の上奏は御採用に相成らず。上奏に對しては、別段書面を以て勅答あらせられず」との聖旨を傳達し、次て内閣總理大臣は、衆議院解散の詔勅を傳達す。政府は、曩者第五回議會衆議院解散の理由を秘し、爲に大に天下の物論を惹きたるに鑑み、今次の解散に際しては、即時官報を以て解散奉請の奏議を公示したり。左の如し。

臣等叨りに重任を辱くし未だ報効する所あらず惟た仰て聖旨を奉體し一定の廟謨を恪守して内は庶政の整理に外は國權の恢張に順次計畫し歩を逐て施措し經費の節減すべきは及ぶ所之を節減し冗官の沙汰すべきは及ぶ所之を沙汰し臣民の災害疾苦は敢て救濟を怠らず國防の急務は敢て經

營を缺かす日夜汲々として仍及はさらんことを恐る殊に中外交渉の大事は一日の緩慢を容れず而して責に重局に任ずる者は一步遲疑するを容るる時に非ざるを知る是れ臣等か駑鈍を顧みず心力を瘁盡し艱險を排除して以て中興の偉業を九俛に贊襄し維新の國是を一簣に翼成せんと期する所以なり豈他あらんや不幸にして臣等か微衷未だ衆議院の諒する所とならず内治外交俱に職責を失ふと爲し群議室出以て聖聽を煩はすに至る臣等恐懼自ら措く所を知らず顧るに國家の大計は放言壯語の能く了する所に非ず臣等唯維新の國是は中道にして廢沮すへからず百年の大計は群議の爲に敗壞すへからざるを信し専ら國家の隆昌臣民の幸福を重んじ茲に衆議院解散の命を奏請す伏して陛下の明斷を仰く謹て奏す

憲政上の惡例。條約改正の犠牲。

之を要するに新選衆議院は、前期議會解散を非立憲と認め、之を奏請したる政府に信任を置かざるの議を決し、而して一々解散案件を提議覆審せずと雖も、

其意義を包括せる上奏案を可決し、以て前後兩議會の所見一致したるの國論を明にしたり。乃ち政府たるもの、宜しく其責に任し、斷然處決する所なかるへからず。然るに伊藤内閣の計此に出てす、却て再び衆議院を罪し、同一問題を以て、肆に解散を連施す、是れ豈に立憲大臣責任の義に副ふものと謂ふへけんや。之を帝國憲法の明文に見るに、解散の度數を限ることなしと雖も、同一問題を以てして、敢て解散を連施するか如きは、眞に憲政上の惡例にして、辭を憲法の明文に藉り、惡例作爲の罪を免るへからず。然りと雖も政府の苦衷、亦諒とすへきものなきにあらず。當時政府は、條約改正に全力を注ぎ、萬難を排して之を大成せんことを期し、當期議會の初、首相博文、之を議會に披示す。衆議院依然前議を固執して、毫も更むる所なきに及んで、政府終に豫定の計畫に遵ひ、斷然解散を奏請す。奏議中に所謂「中外交渉の大事は、一日の緩慢を容れず、責に重局に任ずる者、一步遲疑するの時にあらず」とは、明に條約改正の事業を指斥するものにして、政府は所謂群議を排して所信を行ひ、以て中興の偉業を九俛に贊襄し、維新の國是を一簣に翼成せんことを期したるなり。閣員た

る者、徒に政權に眷戀し、爲に解散を連施したるにあらざるは、之を諒として可なり。功名に奔馳して、條約を改正せんとするにあらざること、亦之を諒として可なり。然れども立憲治下、議院の存立を以て、我が政策の遂行に利ならずと爲し、累ねて其機關の運轉を停止するに至りては、是れ自己の便宜の爲に、肆に憲法を玩弄するものにして、縱令其成績をして良好ならしむるも、未だ以て其罪跡を滅するに足らず。況や此非常手段を以てして、僅に贏ち得たる改正條約は、相互對等の義を距ること、尙ほ頗る遠きに於てをや。(第八章 參照)

第七章 對清開戰、韓國經營

附軍國情勢

日韓修交小史。韓國獨立承認。大院君の亂。

神后征韓の事、遼たり。猿郎の雄圖、亦終に浪華の夢に歸す。爾來帝國の力、久しく海外に伸ひず、桃源春深くして、上下共に太平に醉ふ。蓋し李氏朝鮮を登

めてより、其國勢に一弛一張ありと雖も、概するに自主の實力を闢き、中葉以後、幾と日支二國に兩屬し、歲時禮聘を通し、然も尙ほ獨立國の空名を存す。明治初年以降、我が新政府、屢、修交の議を提すと雖も、彼れ言を左右に託して之を拒み、爲に我が國內に征韓の議を生じ、議成るに及はすと雖も、國人敵愾の意氣、久しきに涉りて消せず。既にして八年八月、江華島事件の起るに及んで、參議黒田清隆を全權辦理大臣に、議官井上馨を副大臣に任し、彼國に前往して、維新以降屢次の罪を問はしめ、使節は彼國議政府の謝狀を收めて、江華島暴擧の罪を宥し、別に修交の議を提し、折衝累日、終に彼をして悉く我が要求を容れしめ、九年二月二十六日を以て、日韓修交條規に調印し、茲に兩國始めて對等締盟の與國と爲る。(征韓論の起因及其結末、並に江華島事件は、本國と爲る、(征韓論の起因及其結末、並に江華島事件は、本國は自主の邦にして、日本國と平等の權を保有せり。嗣後兩國和親の實を表せんと欲するには、彼此互に同等の禮儀を以て相接待し、毫も侵越猜嫌することあるへからず。先づ従前交情阻塞の患を爲せし諸法規を悉く革除し、務めて寛裕弘通の法を開擴し、以て雙方とも安寧を永遠に期すへし)と。此に至り

て朝鮮の國格始めて定り、帝國は其獨立を世界列國に紹介し、之を指導啓發すること亦頗る到る。然るに朝鮮國內、固陋頑冥の思想朝野に滿ち、單り我國を德とせざるのみならず、衷心寧ろ之を怨み、間、敵意を挟みて我に對す。加之其國の貴族高官等、互に相忌み相軋り、常に權力爭奪を事とし、内訌紛議休む時なし。皇曆明治十四五年の交、王妃閔氏の族黨、傲然權勢の地位に據り、外戚の威を挟みて私福を弄し、内政紊亂して、民怨日に長す。王の生父大院君李昰應、常に閔族と善からず、又頗る我か帝國を忌む。茲に閔族の權勢益熾なるを見て、事に託して部下の軍屬を煽し、一舉諸閔を戮し、併せて其平生の鎖國主義を行はんと欲し、十五年七月二十三日、俄に一隊の兵勇を率ゐて、先づ我か公使館を襲ひ、火を縱ちて之に迫る。事の起る倉卒にして、館員支ふる能はず、公使花房義質以下、相偕に京城を脱し、逃れて本國に還る。我か廟議、再ひ義質を朝鮮に遣り、之をして嚴に彼國の亡狀を詰らしむ。八月三十日、濟物浦に一條約を結ひ、謝罪賠償兇徒究治死者禮葬、軍隊駐屯等の諸件を約し、事輒ち緩む。條約中最も重要なるものは、公使館警衛軍隊駐屯の件にして、帝國は此條約に遵ひ、一

大隊の兵を京城に駐む。是より先き大院君の亂起るや、清國は直に水陸の兵を朝鮮に急派し、其陸軍を以て京城諸門を衝り、大院君を其軍艦に拉し去り、終に之を自國に護送し、長く之を保定府に幽し、漸次朝鮮の内政に干涉し、異時東洋の禍亂、實に其端を此に發す。

韓國兩黨暗闘。暴動。天津條約。日清勢力の消長。

大院君の亂熄むの後、朝鮮國內に獨立及事大の兩黨を生ず。獨立黨は、大に近世の文明を攝取し、漸次國本を培養して、獨立の實を擧げんと欲し、平生日本の文明を欽仰する青年貴族等之を唱へ、我か帝國の後援に待ちて、其素志を貫かんとす。事大黨は、依然舊習を墨守し、唯、大國に倚賴して、幸に存立を保たんとし、其意中の大國は即ち支那にして、閔氏一族之に屬す。故に獨立黨は、別に之を開化黨と曰ひ、又は日本黨と曰ひ、事大黨は、別に之を守舊黨と曰ひ、又は支那黨と曰ふ。兩黨の暗闘排撃日に益、長し、而して後援兩國の策術も亦縱横、終に發して十七年十二月の事變と爲る。時に清佛兩國兵を交へ、清國其力を朝鮮

に主らにする能はず。獨立黨乃ち乘して以て一舉事大黨を掃蕩せんと欲し、同月四日、京城郵政局の創業式に際し、群聚混擾の席上、事大黨の大臣閔泳翊を傷け、直に王宮に入り、閔族の大臣數名を戮し、朴泳孝、金玉均等の獨立黨を以て内閣を組織し、國王を擁して大政改革の號令を發せしめ、且つ急に救護を我が公使館に請ふ。公使竹添進一郎、請に應じ兵を進め、嚴に王宮を衝る。清韓兩國の兵、大舉來つて我兵に抗し、王宮内外、互に砲火交へ、國王終に逃れて清兵の營に投し、我が公使及兵員、亦去て公使館に歸る。敵兵要撃、進んで公使館を圍み、砲火益々急にして、糧食亦漸く乏し。公使終に意を決して仁川に逃れ、公使館は一炬焦土と化し、在留邦人にして、清韓兩國兵及暴民の爲に、殺傷掠奪を被りたる者算なく、兵員の死傷亦甚た多し。事此に至りて、獨立黨は一敗地に塗れ、其首謀者は他國に亡命し、政權再び閔族の手裡に歸す。事變の報、一たひ東京に達するや、國を擧げて清韓兩國の亡狀を憤り、政府に迫るに國威回復の事を以てし、出師問責の議、亦甚た熾なり。政府は先づ外務卿井上馨を全權大使に薦め、朝鮮に前往して、其國政府と交渉する所あらしむ。十八年一月九日、條約

調印成り、姑く對韓交渉の局を結ぶ。其條項は、謝罪賠償、帝國武官殺害者極刑、新築公使館の地基房室及工費交付の件是なり。次て宮内卿伊藤博文、全權大使の任を拜し、清國に前往して、其國政府と交渉す。蓋し今回の事、清兵の暴戻特に甚しく、其國政府の責亦自ら重し。此を以て我が國論、大に清國に憤り、我が全權大使、亦主として之を争ひ、不法將官の處罰と、損害賠償とを求めたりと雖も、清國全權は、見證の存せざるを辭として之を拒む。我が全權、強て之を争ふことを爲さず、僅に軍事に關して三件を約す。曰く、日清兩國は、本約調印後四箇月以内に、各、朝鮮の駐兵を撤し、以て將來滋端の虞を免る。曰く、朝鮮國王に勸め、他國の武弁を選備して、其兵を教練せしめ、日清兩國は、均しく教練の事に干からず。曰く、日清兩國、將來若し朝鮮に出兵の要ある時は、互に豫め行文知照し、事定るに及んで、即時之を撤すと。此條約は、十八年四月十八日を以て、天津に於て之を結ひ、世に之を天津條約と曰ひ、兩國は約に遵ひ、同年六月齊しく朝鮮の駐兵を撤す。國論皆な政府外交の軟弱を鳴らし、多年朝鮮半島に扶植し來れる勢力、一朝にして泯滅するを憤慨し、失政を非難するの聲、天下に轟

し。然も天津條約締結の後、政府は全然對韓對清方針を一變し、退嬰維れ事をし、偏に目前の苟安を偷む。此を以て清國益、無忌の行動を逞うし、朝鮮の獨立日に愈々覺る。

韓國東學黨の亂。清國の禍心。日清交渉。

爾來幾年、清國の勢力益々朝鮮に伸ひ、吞噬の計亦漸く熟す。唯、我が帝國を憚り、輒く之を斷する能はず。會、帝國は新に憲法を實施し、國內に激烈なる政争を生し、官民の相容れざること、猶ほ水火の如く、政府之か折衝防禦に忙殺せられ、朝鮮の事の如きに至りては、拱手して空しく之を傍觀するのみ。清國の有司、此情勢に按し、日本復た慮るに足らずと爲し、密に手を下すの機を覘ふ。時なる哉、甲午^{皇曆明治二十七年}初夏の交、朝鮮の一隅に東學黨の動亂起り、漸次猛威を諸道に振ひ、其政府の力微にして、自ら之を鎮定する能はず。清國は、宿昔の野望を滿たすの機、方さに此時に在りと爲し、乃ち巧に韓廷大臣を唆かし、辭を屬邦の拯難に藉き、大兵を朝鮮に出し、頗る陰險の策を弄す。我が政府亦天津條約に

基き、兵を出して不虞に備へ、且つ日清戮力して朝鮮の治安を保ち、施て東洋の平和を維持せんと欲し、此議を將て之を清國に謀ると雖も、彼れ敢て辭柄を設けて之を拒む。此に於て帝國政府は、獨力以て朝鮮の保全に任し、銳意經營する所あり。清國政府、以て其禍心を貫くに便ならずと爲し、陰に帝國の施設を妨碍し、一方大に水陸の軍備を補充し、續々兵を派して威力を示し、現然たる禍心、復た掩ふへからざるに至れり。

日清國交斷絶。宣戰の詔勅。

風雲益々急、國論略々主戰に決し、交之を當路に促し、舉國一致、以て時局に應ずる處あらんとす。當路優柔、尙ほ最後の斷に出つるの勇なく、徒に樽俎の間に折衝して、姑息の平和を求めんとし、人をして懊惱禁する能はさらしむ。其間清國は、著々軍備を充たし、終に武力を以て宿望を貫かんと擬し、七月二十五日、其國軍艦は、朝鮮豊島附近に於て、突然我が軍艦を要撃し、平和の關係、此に至て全く絶ゆ。優柔なる我が政府を以てするも、亦終に戰意を決し、八月一日を以て開

戦を布告す。當日煥發の宣戰詔勅左に之を掲ぐ。

天佑を保全し萬世一系の皇祚を踐める大日本帝國皇帝は忠實勇武なる汝有衆に示す

朕茲に清國に對して戦を宣す朕か百僚有司は宜く朕か意を體し陸上に海面に清國に對して交戦の事に従ひ以て國家の目的を達するに努力すへし苟も國際法に戻らざる限り各權能に應じて一切の手段を盡すに於て必ず遺漏なからむことを期せよ

惟ふに朕か即位以來茲に二十有餘年文明の化を平和の治に求め事を外國に構ふるの極めて不可なるを信し有司をして常に友邦の誼を篤くするに努力せしめ幸に列國の交際は年を逐ふて親密を加ふ何ぞ料らむ清國の朝鮮事件に於ける我に對して著々隣交に戻り信義を失するの舉に出てむとは朝鮮は帝國か其の始に啓誘して列國の伍伴に就かしめたる獨立の一國たり而して清國は毎に自ら朝鮮を以て屬邦と稱し陰に陽に其の内政に干渉し其の内亂あるに於て口を屬邦の拯難に藉き兵を朝鮮に出したり朕は

明治十五年の條約に依り兵を出して變に備へしめ更に朝鮮をして禍亂を永遠に免れ治安を將來に保たしめ以て東洋全局の平和を維持せむと欲し先づ清國に告ぐるに協同事に従はむことを以てしたるに清國は翻て種々の辭柄を設け之を拒みたり帝國は是に於て朝鮮に勸むるに其の稅政を釐革し内は治安の基を堅くし外は獨立國の權義を全くせむことを以てしたるに朝鮮は既に之を肯諾したるも清國は終始陰に居て百方其の目的を妨碍し剩へ辭を左右に托し時機を緩にし以て其の水陸の兵備を整へ一旦成るを告ぐるや直に其の力を以て其の欲望を達せむとし更に大兵を韓土に派し我艦を韓海に要撃し殆と亡狀を極めたり即ち清國の計圖たる明に朝鮮國治安の責をして歸する所あらざらしめ帝國か率先して之を諸獨立國の列に伍せしめたる朝鮮の地位は之を表示するの條約と共に之を蒙晦に付し以て帝國の權利利益を損傷し以て東洋の平和をして永く擔保なからしむるに存するや疑ふへからず熟其の爲す所に就て深く其の謀計の存する所を揣るに實に始より平和を犠牲として其の非望を遂げむとするもの

と謂はさるへからず事既に茲に至る朕平和と相終始して以て帝國の光榮を中外に宣揚するに專なりと雖亦公に戰を宣せざるを得ざるなり汝有衆の忠實勇武に倚賴し速に平和を永遠に克復し以て帝國の光榮を全くせむことを期す

列國の局外中立。

我か帝國と砲火相見ゆるは、清國政府の豫期せざりし所なり。此より先き帝國政府頗る強硬の決心を以て時局に對するや、清國政府は、事の意外なるに驚き、窃に調停を露國に乞ひ、露國之を諾し、兩國同時撤兵を我に勸告す。帝國政府は、朝鮮の實情を辭として之を拒む。清國政府、更に英國に倚りて、朝鮮の共同扶植を我に提言す。帝國政府は、清國の背信を慮りて又之を拒む。爾來各般の支障層々續出したりと雖も、我は一切之を排除し、着々豫定の計畫を實行し、終に發して宣戰の大詔と爲る。事此に及んで、列國皆な局外中立を宣言し、姑く手を收めて戰局の推移を視る。

韓國經營。内政改革及清兵驅逐。

帝國政府は、全力を揮つて朝鮮の獨立を扶植するの意を決し、宣戰以後、十月十五日、内閣の柱礎たる内務大臣井上馨を抜き、之を朝鮮駐留全權公使に任じ、内外相應して、其對韓政策を遂行し、而して内務大臣の任は、子爵野村靖之を襲ふ。馨の任に赴くや、先づ其國の閣員を易置し、内政改革要務二十條を示して、之か實行を促し、京城釜山間軍用電信架設權を獲得し、清韓兩國間に存する一切の條約を廢棄せしめ、且つ在韓の清兵を國外に追放せしむ。朝鮮微力、自ら此等約束の履行に任ずること能はず、是れ亦一に我か帝國の後援助勢に待つ。既にして帝國は、朝鮮と暫定條約を結ひ、自ら其國の内政改革に任じ、又日韓攻守盟約を結ひ、以て在韓清兵擊退の任に膺る。朝鮮高官中、尙ほ日清交戰の勝敗を疑ひ、私に心を清國に寄する者頗る多く、爲に帝國の對韓政策遂行の苦辛實に尋常ならざるものあり。

宣戰前後の政黨界。對韓同盟會。主戰論。

翻て國內の政界を看れば、第五第六兩回議會の交、政府の在野政派に加ふる壓迫は、痛く國民の公憤を速き、皆な其暴横專肆に慨然たらざるはなし。第二次解散の後、對外硬各派は、益、其結束を鞏うし、自主外交及責任内閣の二大信條を鼓吹し、全國の同志新聞は、新聞同盟會を作りて、盛に之に聲援を與へ、在野黨の意氣爲に益、振ふ。政府仍ほ抑壓政策を改めず、先づ新聞同盟會に解散を命じ、政社法を厲行して、各政社の聯結を禁止し、以て其勢力を抑制せんことを努む。此に於て各派の領袖は、陽に其所屬黨派を脱し、相結ひて別に中央政社を組織し、此機關を以て各派聯結の實を擧げ、固く從來の主張を持して天下に號呼す。我か官民の反目、此窮極に達するの際、偶、朝鮮に東學黨の亂起り、清國其爪牙を磨きて、將に擄奪の擧に出でんとす。各派は、深く時局の趨勢に鑑み、舉國一致、以て此際に處するの至計たるを認め、乃ち釋然として舊怨を一擲し、其自主外交論を取りて、直に之を現下の東洋問題に應用し、別に對韓同盟會を起し、必ずや朝鮮の獨立を保護するの議を定め、全力を傾注して政府を聲援し、之をして

國策を誤ることなからしめんとす。既にして清國益、忌憚なき行動を敢てし、公然我か對韓政策の進行を阻碍するに及んで、各派は終に主戰の議を定め、國論亦之に一致し、政府之を容れ、茲に日清兩國の交戦と爲る。

衆議院議員總選舉。各派の意向。舉國一致。

二十七年九月一日、衆議院議員臨時總選舉(第四回)を行ふ。是れ連施の解散に伴ふ總選舉にして、前回の總選舉を距ること、僅に六閱月に過ぎず。時方さに交戦の初程に屬し、朝野皆な軍事外交を顧念するに專にして、亦他あるを知らず。爲に選舉場裡、極めて平穩にして、無事の間に投票を了することを得たり。其結果を見るに、各派當選者の員數、略、前回と相同し。各派は一致して外敵に抗し、宣戰の目的を達するに至るまで、猛然干戈を繼續し、爲に要する經費は、之に協賛を吝まざることを決議し、其間、民黨なく、吏黨なく、硬派なく、軟派なく、渾然一和、相共に戮力して、東洋平和の基礎を固めんことを期す。憐むへし清國政府、我か帝國官民の衡争を奇貨とし、乘して以て朝鮮吞噬の計に出でたりと雖

も、其放肆なる行動は、却て益、帝國官民の結束を鞏うし、其強大なる反撥を被るに至る。此の如きもの畢竟我か帝國の道德及民性を解せずして、徒に豚尾漢の心を以て、君子國を付りたるの過に坐す。

熾仁親王薨去。

二十八年一月二十四日、參謀總長、陸軍大將熾仁親王薨す。親王の事業と勳績とは、詳に録して國史に存し、固より區々の絮説を須るす。今適、征清時局の中道に際り、俄に斯の文武の重臣を喪ひ、國家の損傷、將た何ものか之に加へんや。賜ふ所の御誅、親王一世の勳業を總攸して、復た餘蘊あるなし。曰く、卿、懿親の躬を以て、夙に維新の宏圖を翊け、文武の資を抱て、克く中興の鴻業を輔く。積徳盛望、内外重を歸し、偉勳丕績、古今觀る希なり。洵に是宗室の羽翼、實に國家の棟梁たり。今や隣邦釁を啓き、六師征て討す。卿、職軍機を掌り、日に帷幄に參し、籌畫愆りなく、贊襄功あり。惜むらくは全局を收むるに至らず、中道にして長逝す、曷ぞ痛悼に勝へん。

第八章 條約改正

政府は、東洋の風雲益々急なるの時に乘して、年來の懸案たる列國通商條約改正を企て、絶對に内容を秘し、極端に國論を壓し、以て僅に其事業を大成することを得たり。請ふ其顛末を叙説し、溯りて其由來に及ぼし、併せて政府の計畫と國民の希望とを詳にする所あらん。(立憲以前の條約改正計畫は、前來隨ては、立憲以後の其經過顛末を叙す。其)

立憲以後の條約改正事業。

蓋し條約改正の事業、我か帝國官民の思慮を惱ましたること、洵に一日の故にあらず。夫の明治四年岩倉大使一行の歐米視察、條約改正に於て何の得る所なく、同十一年の日米改正條約、僅に調印を完了し、然も其效力を生ずるに至らず。尋て井上約案前に倒れ、大隈約案、後に躓き、帝國をして長く屈辱損害より脱するを得ざらしむ。按ずるに藩閥政府の意、條約を改正するにあらずれば、

未だ以て維新の大業を完うしたるものにあらずと爲し、必ず憲法實施以前に之を達成せんことを期したりと雖も、不幸其志を遂ぐることを能はず。乃ち其事業を立憲の後に紹き、歴代の當局、銳意其任に服して懈らず。(以上前編 各章散錄)初期帝國議會に於て、外務大臣青木周藏の衆議院に答ふる所曰く、「外人の内地雜居を許す。土地所有權を外人に與へず。絶対に沿海貿易を禁止す。一時に法稅兩權全部を回復するは、事情之を許さざるものあるを以て、姑く其一部を回復し、漸を以て其大成を期せんとす」と。周藏此方針を以て、外使と改約の交渉を進めたりと雖も、閣僚中間、之に異論を挟み、剩へ大津事變に遭ひ、中道俄に其職を辭し、在職中の勞務、終に徒爾に歸す。後任外務大臣榎本武揚の時代、亦條約改正調査委員を置き、之か調査に従ひたりと雖も、武揚在職僅に年餘にして退き、功程爲に甚だ進まず。次て成立したる伊藤内閣、自ら元勳内閣の聲譽に省み、懸案一決の功を收めんことを期し、外務大臣陸奥宗光専ら其事に任し、先づ英國と新約を締するの議を定め、駐英公使青木周藏をして、彼國政府と交渉する所あらしむ。

衆議院の上奏。改正希望要目。

立憲の首、國論の嚮ふ所、主として内政に在りたりと雖も、未だ必ずしも全然國權國利を慮らざりしにあらず。初期議會以來、一部の議員、深く意を此に致し、條約改正の進程及其方針を政府に問ひ、又之か希望を表示したり。既にして伊藤内閣成り、政府は萬難を排して、條約改正を遂行せんことを期し、略之を民間に漏らす。時適、外人の内地雜居に關し、民間に許否兩論を生ずるや、自由黨は、先づ國論を一定し、政府に後援し、以て條約改正の大業を完成せんと欲し、同志の各派と相議りて、一上奏案を第四回議會に提出したり。中に言ふあり、曰く「治外法權の撤去せざる、海關稅權の回復せざる、爲に自ら法網痿痺し、外人侵凌し、商工萎靡し、民力凋羸し、終に拯ふべからざらんとす」。又曰く「有司屢蹉跌して、未だ陛下の軫念を安んせざる所以のものは、廣く之を國論に詢はざるの致す所なり。臣等竊に列國に觀るに、國交の事は國論に決し、廷臣の專行を許さず、我國何ぞ獨り然らざらん。惟ふに有司をして曩に此に慮る所あらしめば、條約改正の事、或は蕭斧を揮て、朝菌を斬るの快あらん、何ぞ又今日の議

あるを要せんや。更に希望條項を陳して曰く、「條約の締結は、陛下大權の存する所、臣等敢て猥に議すへきにあらずと雖も、陛下既に萬機公論に決し、盛に經綸を行ふを以て、天神地祇に誓ひ、國民の心を以て心と爲したまへり。臣等謹て衆議院の公議、國民の輿論を聖聽に達せん。曰く治外法權の撤去、海關稅權の回復、沿岸貿易の禁止、國家の法律に屬すへき事件の拒絶等にして、對等條約の締結是なり」云々。奏案に記する所、此の如きに止まり、改正の細目に言及することなしと雖も、添附理由書中に於て之を詳にす。曰く、「治外法權撤去、稅權回復、沿岸貿易禁止、此三項は、現行條約上、改正を要する條款たり」。曰く、「内地雜居は、一般に外國人の自由に任するも、北海道、沖繩縣は、特に區劃を限定して之を許し、其他の島嶼は、一切之を禁す。土地の所有、鑛山、鐵道、運河、船渠、造船所等の所有權及營業は、之を許さず。此二項は、國家の法律を以て隨意規定すへし」。曰く、「一國に許したる特許特權及特免は、之と同種又は同價の報酬を得るにあらざれば、他の締盟國に之を許さず。我か締盟各國か、最惠國條款に依り他の各國に與ふる特權は、我も亦同しく之に均霑す。此二項は、對等條約

締結の要件なり」と。此上奏案に對し、夫の内地雜居拒絶論派は、極力異論を唱へたりと雖も、院議終に上奏案を可決し、之を天閣に捧げ、爾來世人の耳目、漸次對外問題に向ひ、而して政府の條約改正事業、亦着々として進行す。

對外硬派の決議。眞正對等條約要求。

衆議院の前掲奏疏を捧けたる所以のもの、國論を一定し、政府を鞭撻し、以て國家の宿望を達成せんとするに在り。次て對外硬各派の條約厲行論を唱へたる所以のもの、主として外政の不振を慨し、現約の權義を明にせんとするに在り。雖も、然も亦側面より條約改正に資せんとするの希望に出つ。既にして第六回議會解散の後、改約の功程益、進捗するに及んで、對外硬各派は、左記數條の決議を公にし、以て不對等條約の締結に反對するの氣勢を示す。蓋し政府の手腕及其對外態度の極めて微温なるに徴し、大に改正條約の眞價に危ふむ所あるを以てなり。

吾人は條約改正に關し、文面上の對等に満足せずして、實効上の對等を期す。又如何

なる條約にても嚴守する能はざるは國權國利に益なきを信す。外に向ひて依頼し内に向ひて彌縫し因て以て仕遂けたる條約改正は眞正の對等條約なるを得へからざることを斷言す。法典の實施を約して領事裁判の撤去を期し行政の特惠を賭けて内地開放の許諾を爲すか如きは國權回復に反するものと認む。内地に於ける外國人の權利を國法に定めずして條約に定むることは立法權を拘束するものと認む。海關税は國法に定むることを常則として條約に定むるものは國別互惠たるに非ざれば決して稅權回復に非すと信す。輸入品に係る内地稅は其何種たるを問はず條約を以て規定すべきものに非すと信す。沿海貿易規則檢疫法港則等は其制定及變更を條約に於て拘束すべからず若し之あるは國權回復の義に反す。要するに吾人は開國懷柔の大道に従ひ今世に於ける宇内各邦の對等策に應じて多少の制限を外國人に加ふるの必要を認め中外間永く思ありて怨なからしめんか爲には條約の實施上偏利の嫌を避くる必要を認む。

政府の祕密嚴守。國論抑壓。改正條約調印。

伊藤内閣の條約改正に従ふや、最も祕密を嚴守し、單り他の質問に應答せざるのみならず、亦之を聲色にたも形はさず、人をして其事業の方針及功程を知るを得さらしむ。且つ政府は、憲法上、條約締結の天皇の大權に屬するを奇貨とし、獨斷以て事を處し、議院の決議の如きに至ては、總て之を東風に付し、國論清議に其耳を傾けず。若し世上我が政策の進路を阻格する者あるに遭へば、之を防遏排去するに全力を注ぎ、秋毫も假借する所あらず。條約厲行案抑壓に苦辛したるは之か爲なり。衆議院の解散を連施したるは之か爲なり。各種の警察法令を厲行し、政府反抗の政團を解散し、且つ言論集會に酷烈なる壓制を加へたるは、亦皆な之か爲なり。既にして改約の交渉益進捗し、其内容民間に漏れ、國論將に鼎沸せんとするの形勢を呈するや、政府は既往幾回の事歴に鑑み、絶對に國論を鎮壓し、以て豫定の方針に邁往するの議を決し、全國の新聞雜誌に令し、一字も條約改正に關する記事論說を掲載するを得さらしめ、又此問題以て、公衆相會同合議するを禁制し、全然志士の口舌を障き、庶民の耳目を

掩蔽す。嗚呼誰か伊藤内閣は自由を尊重すると曰ふ、輿論を傾聴すると曰ふ、將た憲法的動作を執りて、大政を翼賛すると曰ふ。其改約當年國民に臨む所、暴戾恣睢、權變欺誑、未開時代の專制政府を以てするも、尙ほ且つ恥つる所なり。政府は此非常手段を取てし、且つ日清兩國間の葛藤を好機とし、巧に民心を對清問題に誘ひ、之をして國內復た條約改正の事あるを忘れしめ、此間隙に乘して交渉を進行す。既にして對英交渉全く成熟し、七月十六日^{二十}を以て兩國全權委員の調印を了し、尋て主權者の批准を交換し、八月二十七日、勅令を以て之を公布す。爾餘各國との條約、一に日英條約を以て準と爲し、容易に交渉を了へ、茲に始めて多年の宿案を解決することを得たり。

實質上の不對等條約。議定書及公文。

此抑壓政策と陰險手段とを以て、僅に締結したる日英改正條約、其眞價果して如何。(各國改正條約は、總て標準を日英改正條約に取るを以て、本文の記事、亦姑く日英條約を以て筆を下す。)此條約は、實質に於て帝國に不利の條項尠からず。沿海貿易の規定を國法に讓るの原則を定めたる

に拘らず、英國船舶が帝國の現開港場間に積荷を運搬するを許すの但書を設けたるか如き^{第十}現在居留地内に於ける永代借地券の效力を無條件に認めたるか如き^{第十}絶對無制限の最惠國條款を設けたるか如き^{第十}是なり。且つ條約の成文は、力めて相互對等の主義を執ると雖も、議定書及公文を以て、即時に此主義を抹殺し、條約當然の效力を奪ひ、且つ自主權の任意行使を拘束せり。議定書附屬輸入税目を以て、重要輸入品の税率を特定し、自ら課税の自由權を擲ち、且つ新條約實施に先たち、單り此税率を實施せんことを約したるか如き、内地旅券方法の擴張を諾したるか如き、某種列國同盟條約加入を約したるか如き、又公文を以て、法典實施以前に改正條約實施の通告を爲さることを約したるか如き、皆な條約の相互對等主義を抹殺し、且つ自主權の行使を拘束したるものなり。抑も議定書及公文は、天皇の批准を乞はず、租税事項に關して、議會の協贊を経ず、又之を發布するに正式の手續を以てせず。此等一片の文書を以て、肆に條約の效力を左右し、而して得々天下に誇り、自ら對等條約締結の功に居らんとす。昧者或は欺くへし、識者豈に之を信せんや。

帝國議會協贊權蹂躪。海關稅獨制。

更に一事の大に論議を要すべきものあり、帝國議會協贊權の蹂躪是なり。夫れ條約の締結は、固と天皇の大權に屬すと雖も、條約中、法律の制定を要し、又は租稅の新課若くは稅率の變更を要すべき事項は、必ず帝國議會の協贊を求めざるへからず。是れ憲法の明定する所にして、其間一點の疑義あるなく、衆議院亦曾て之を決議して、協贊權を保留したり。然るに政府は、今次條約を改正するに當り、議定書を以て輸入海關稅目及稅率を協定し、之を帝國議會の議に付するなし。此處置たる、憲法の條規を無視し、議會の協贊權を奪ひたるものにして、若し之を極論せば、此違憲の議定書は、何等效力を有せざる空紙なりと斷定するも亦妨けず。蓋し條約改正の内容及進程を祕密に付したるか如き、若くは此問題を以て議會の解散を連施したるか如き、其立憲の本義に悖るや論を待たずと雖も、憲法違反と言ふは即ち未たし。若し夫れ議會の協贊を経ずして、海關稅を協定したる一事に至りては、明に憲法の條規に違反する行爲にして、斷して許すへからざる罪惡たり。平生憲法的動作を執ることを標榜

する伊藤内閣、其言行の相背馳すること概ね此類なり。

國民の誤想。改約實施準備。

改正條約の實質上不對等なること、寔に上述の如し。唯、奈何せん當時言議の禁極めて嚴にして、一言雙辭の評論を挾むことを得ず。國民亦舉な臆として條約の實質を解せず、漫に改正の聲を聞きて、對等完全の條約を得たりと爲し、相率ゐて之を慶し、間、當路の功を贊する者あるに至る。後年の議會、兩院議員は、改正日英條約の闕點を指摘し、質問を政府に試みたりと雖も、政府は辭を他の各國と談判進行中なるに藉り、之か答辯を拒絶し、一切の條約改正は、總て闇黒祕密の裡に成る。此新條約は、調印後四年を経て、之か實施を對手國に通知することを得るの規定を存すと雖も、法典實施は即ち條約實施の條件なるを以て、政府は爾後銳意法典編纂の事に従ひ、又諸般の條約實施準備を講ずるに維れ忙はし。(第七編第四
章へ接続)

第九章 第七回帝國議會

(對清宣戰の後、大難を廣島に進め、皇上親しく戎事を統ふ。未だ幾くならずして臨時議會を廣島に開き、次て冬期の通常議會を東京に開く。兩議會の議事、齊しく軍國の事に涉るを以て、便宜之を一章の下に收む。)

第七回議會 (二十七年十月十五日召集、同年十月二十一日閉會)

臨時議會召集 衆議院正副議長任命

當期議會は、憲法謂ふ所の臨時會にして、期に先たちて之を廣島に召集し、其會期を七日間と定め、軍國の要務に關して其協贊を求む。(八月十一日宣戰詔勅發。同二十一日臨時議會召集勅諭。十月十五日召集。同十八日開院) 開院の首、衆議院は正副議長候補者の選舉を行ひ、前議長楠本正隆議長に、改進黨所屬神奈川縣選出議員島田三郎副議長に、各勅任せらる。

軍事費豫算 一舉協贊

臨時議會召集の要務は、軍事費豫算に協贊を求め、且つ之に關聯せる法律案、及召集前の緊急勅令豫算外支出等に協贊又は承諾を求めんとするに在り。兩院は總て政府案を可決し、咄嗟の間に、軍國議會の要務を盡したり。軍事費豫算は、歳入歳出共に一億五千萬圓にして、歳入中、二千六百萬圓は國庫剩餘金に取り、殘餘は公債募集金に待つ。蓋し立憲以後議會は年々歳計豫算に削減を施し、爲に國庫に巨額の剩餘金を藏す。今次軍事費の一財源たる國庫剩餘金は、即ち主として以往議會の豫算削減に負ふ所にして、此剩餘金を藏したるの故を以て、政府乃ち之を流用して機宜の處置を取り、終に開戰の斷に出つることを得たり。

闔國の決心 衆議院の建議

「豈端既に開く、交戰の目的を達せずんば以て止むへからず」とは、今期議會の開院式に賜はりたる勅語中の一節なり。兩院は謹て聖旨を奉體し、一致協

和、以て皇謨を贊襄せんことを奉答す。政府亦開院の首に當りて、日清兩國間往復の公文を披示し、開戦の已むへからさりし所以を告げ、當局をして後顧の憂なく、其計畫を遂行するを得しめんことを要望し、兩院之を諒とし、總て政府の計畫に同意したり。別に衆議院は、征清事件に關する國民の意思を披瀝して、之を政府に建議し、政府をして今後の處理に遺算なからしめ、又親征の勞を奉謝するの上奏文を捧げ、且つ出征陸海軍隊に謝意を表するの議を決したり。征清事件に關する建議、左の如し。

謹て按ずるに、征清の詔勅は宏遠にして正大なり、森嚴にして公明なり、蓋世の雄圖百年の長計寔に此に外ならず、苟も帝國臣民たる者孰れか聖旨を奉體し、鞠躬盡瘁以て報國の誠を效さざるあらんや、衆議院か帝國臣民の代表者として敢て輔弼の重責ある内閣大臣に望む所は、征清の聖旨に遵ひ全局の大捷を奏し、東洋の平和を回復し、以て國光を宣揚するに在り、乃ち清國を膺懲し、之をして改悛悔悟自ら禍心を杜絶せしめ、而して我國は他の干涉の爲に終局の大目的を廢沮すること莫く、以て我帝國の威信と利益を完ふし

以て國家千載の鴻圖を定め、東洋の平和を永遠に扶持するの擔保を掌握するに在り、是れ實に叡聖文武なる天皇陛下の帝國議會に賜はりたる聖勅の洪旨にして、帝國臣民の大希望なり、故に衆議院は之を言明し、敢て内閣大臣に向て其奉行實踐を促さんとす。衆議院は此大希望を達せんかため、上一致和協以て事に斯に從はんと欲す、故に凡そ軍備を充實する事項は緩急宜に從ひ、其施設を爲さんことを期す、恭しく惟みるに、天皇陛下は列聖の遺烈を紹き、中興の偉業を弘め、清國の暴慢を赫怒し、爰に六師を發し、大讜を進め、戎事を宸裁し、給ふ是に於て、舉國の臣民皆な心を一にし、力を協せ、同仇敵愾、聖旨に獎順し、邁かに大捷を遂げ、目的を達せんと欲せざるは、莫し、是れ衆議院の丹誠を表し、赤心を披き、從來趨向の異同ありしを問はず、敢て内閣大臣に向て此建議を爲す所以なり、今や帝國旭旗の向ふ所攻めて取らざるなく、戦ふて勝たざるなく、水陸風靡して、敵國震懼す、然れとも前途を思料すれば、局面愈大に事端愈、滋からんとす、若し或は意外の障礙に觸着し、中道にして交戦の目的を阻滯するか如き、あらは實に國家の大事を誤るものなり、故に

衆議院は輔弼の重責ある内閣大臣に向て能く外政の機務を操縦し漸を防
き微を杜き誓て上は征清の聖旨を對揚し下は國民の輿論を貫徹せしめん
ことを望む

第八回議會

(二十七年十二月二十二日召集)
(二十八年三月二十三日開會)

軍國要務經營方策

第七回臨時議會閉會の後、未だ幾くならずして第八回通常議會を開く。當時
交戦方式に耐にして、水陸の捷報荐りに臻る。政府は深く内外の情勢に鑑み、
専ら意を軍事外交に注ぎ、其他の施設の如きは、一切之を後日に譲るの廟議を
定め、二十八年度豫算の編成、亦此主義を以てし、法律案は、最も急を要するもの
にあらざれば、力めて之を提出するを避け、國民と共に主力を時局に集中し、以
て交戦の目的を貫かんことを期し、開會の初、首相伊藤博文、此希望を議政壇上
に表示したり。

各派の意向。軍事費及^{二十八}年^度豫算協賛。

各政黨、皆な依然好意を政府に維き、之を援助して以て開戦の目的を達成せん
ことを期し、此決議を齎らして第八回議會に臨む。前期議會の協賛したる臨
時軍事費は、尙ほ多額の殘餘を存すと雖も、衆議院自ら進んで、前途支出の要求
に應せんことを決議し、國民の意思を表示して、懇に政府を督勵したり。臨事
軍事費追加豫算一億圓、朝鮮政府貸付金三百萬圓の如き、直に之を可決す。若
し夫れ二十八年度豫算案は、歳入九千三十萬餘圓、歳出八千九百七十五萬餘圓
にして、政府自ら稱して、緩急を圖りて編成したる所なりと曰ふ。衆議院各派
は、努めて政府と相衝突するを避け、姑く從來の査定方針を擲ち、枉けて原案に
賛成するの黨議を定め、唯、歳入に於て十萬餘圓を減し、歳出に於て五十七萬餘
圓(内^庫五十萬圓は^國を減し、外に追加豫算に於て約二十萬圓を減し、他は總て原
案を可決し、貴族院亦一も衆議院送付案を動かす所なく、茲に各豫算の成立を
告げたり。當時衆議院一部の議員は、豫算編成の不備と、經費過大の弊とを舉
げ、外征事件の爲に、豫算審査の常務を曠廢するの謂れなきを論じ、寧ろ此軍費

多端の際、大に國用を節するの要ありと爲し、豫算を再審して、痛く經費を削減すへきの動議を提出したりと雖も、院議之を否決す。願れば立憲以來、豫算案は毎に官民衝突の題目たりしと雖も、今や形勢一變、何等紛議の生ずるなく、極めて平靜の間に其成立を告ぐ。衆議院は、單り豫算案を以て政府と相争はざるのみならず、總て好意を以て他の政府案を迎へ、紛議の生し易き議案は、自ら之を提出せず。別に上奏以て征清の威武發揚の聖徳を奉頌し、又出征海陸軍隊に對する感謝慰勞の議を決し、官民の關係極めて圓滑にして、和氣常に議場に滿つ。(帝國議會は、今回の會期より始めて決算検査に手を下したり。蓋し決算検査は、豫算審査と相駢ひて、議會の重要權能に屬すと雖も、兩院頗る之を輕視し、財政事後の監督を疎慢に付し、世亦甚た之を異しむなし。)

第十章 平和克復

附 遼東還付、對韓政策變更

戰況一斑。

日清兩國、樽俎折衝の末期、七月二十五日^{二十}清艦は、突如我艦を朝鮮豐島沖に要撃し、我れ直に之に應戦し、偶爾の奇捷を開戦の初頭に收め、尋て二十九日、清兵を成歡に破り、其牙山の本據を覆へす。越て八月一日、宣戦の大詔渙發し、茲に東洋の平和を旗鼓の間に求むるの斷に出つ。請ふ先つ彼我戰鬪の梗槩を叙し、以て講和の記事と相反照する所あらん。

我が陸軍は、大要第一、第二の兩軍を組織し、外に二三獨立の部隊を置く。第一軍(軍司令官陸軍大將山縣有朋、旅順陥落の後、陸軍大將野津道貫之に代る。)は、行く々々朝鮮内地を北進し、大に平壤に克ち、(九月十日)鴨綠江を越え、安東縣、九連城、大東溝等を平らけ、漸次敵地に進入す。第二軍(軍司令官陸軍大將大山巖)は、旅順を目標として前進し、大孤山に克ち、金州城

を抜き、大連灣諸砲臺を占領し、次て第一軍の一部と聯繫し、海軍掩護の下、一舉旅順の要害を衝き、容易に之を攻陥す。(十一月二日) 別に山東作戰軍は、先づ榮城を取り、海軍と力を懸せて、敵の根據威海衛に薄り、二月初旬を以て之を傾覆す。之より先き別隊は、北進して鳳凰城、海城、蓋平等の敵兵を奔らせ、大に羽翼を遼東に張る。茲に旅順、威海衛の戦果既に揚かるの後、各軍各隊、齊しく馬首を北方に轉し、鞍山站、牛莊營口、田庄臺等の要地を攻撃し、又之を占領し、茲に作戰第一期を終り、四月十三日、征清大總督府を旅順に進め、是より將に第二期作戰に入らんとす。

我が聯合艦隊(司令官海軍大將伊東祐亨)は、宣戰と共に直に活動を起し、大に黃海に勝ち、敵國海軍の死命を制す。(七月十日) 十一月に入り、陸軍の旅順攻撃に参加し、是れ亦偉大の成績を擧ぐ。既にして次年一月下旬より、二月中旬に涉り、陸軍の威海衛攻撃に共助し、連日相踵て北洋の敵艦を轟沈し、終に敵將に降服を勧め、之をして自ら其身を殺して、殘艦を我に捧くるに至らしむ。此に於て東方の海上、復た一隻の敵艦を見ず。

敵國の講和提唱と幾と同時に、皇師南して臺灣方面に向ひ、海陸兩軍力を懸せ、早く既に澎湖列島を占領す。(三月六日) 既にして和約成り、臺灣我が領有に歸し、而して島民輒く歸順の誠を表はさず。我れ乃ち征討の師を起し、先づ兵を北部より西部に進め、基隆、臺北、新竹、苗栗、彰化等を鎮定し、尋て別隊を以て、西部沿岸一帶鳳山、臺南、恒春等の地を徇へ、茲に略戰闘の一段落を劃す。

列國の嫉視。

此より先き開戰の初、列國概ね交戦兩國の勝敗を疑ひ、姑く形勢を觀望したりと雖も、一戦を交ふる毎に、明に強弱の數を示し、前途の勝敗略、定まるに及んで、皆な我が帝國を嫉視し、早く戰闘終止を希望して休まず。英國先づ列國聯合仲裁を試みんと企て、次て米國亦單獨に仲裁を提言す。帝國は當初開戰の目的に省み、東洋永遠の平和に慮り、巧辭以て之を謝す。列國は再び退て傍觀の地に立ちたりと雖も、帝國をして十分に其威力を揮はしむるを欲せず、常に耽々として仲裁提言の機を覘ひ、幸に能くすべくんば、兵力干涉も且つ之を辭せ

さらんとし、暗流の頗る急なるものあるを見る。

清國乞和。講和會議。和約調印。償金及割地。

清國連敗、和を冀ふの念太切、終に其雇吏獨逸國人某を我邦に差遣し、之をして陰に講和に周旋する所あらしむ。是れ固と正式の使節にあらず、我れ直に之を斥く。次て一月下浣、總理各國事務大臣張蔭桓等、講和の使命を銜みて來朝す。其來るや、米國公使を介し、正式に之を我に通告す。此を以て帝國亦略、講和條件を定め、内閣總理大臣伊藤博文、外務大臣陸奥宗光の二人を全權辦理大臣に任し、以て清使の來るを待つ。清使帶有する國書の體例備らず、我か全權乃ち接見を拒む。既にして戰程益進み、我れ將に第二期作戰を始めんとするに及び、清國和を冀ふこと益急にして、終に直隸總督李鴻章を頭等全權大臣に任し、正式完全の委任狀を授け、來て和を乞はしむ。其來朝したるは三月二十日にして、新に征清總督府を設置したる直後に在り。彼れ先つ休戰を要求し、對應條件相容れずして、自ら其要求を撤し、是より將に講和談判に入らん

とするの際、會、狂豎あり、途に鴻章を要撃して之を傷く。(三月四日)我か皇上大に聖慮を勞し、特に二十日間の休戰を許し、何等の條件を之に添へず。幾くならずして鴻章病より起ち、彼我談判を開始し、折衝累日、多少の論争を経て、協議茲に成熟し、四月十七日を以て講和條約に調印す。條約は、其首章に於て、清國は朝鮮の完全無缺なる獨立自主の國たることを確認し、其獨立自主を毀くへき貢獻典禮等は、將來一切之を廢止することを明記し、清國は、奉天省の南部(鴨綠江口より該江を溯り安平河口に至り、該河口より鳳凰城海城營口に亘り、遼河口に至る折線以南の地、並に遼東灣東岸及黃海北岸に在る奉天省に屬する諸島嶼、臺灣全島及澎湖列島を我國に割與し、庫平銀二億兩を以て我か軍費を償ひ、將來締結すへき日清通商航海條約の基礎を定め、清國の日本の爲に開放すへき港市と、擴張すへき航路とを指定し、撤兵時期を限り、且つ清國は、本約實行の擔保として、日本軍隊の一時威海衛を占領することを諾し、別約を以て占領の細則を定めたり。

平和克復の詔勅

講和條約の調印成るを告ぐるや、四月二十日、我か皇上之を批准し、翌二十一日、平和克復の大詔を發す。左の如し。

朕惟ふに國運の進張は治平に由りて求むべく治平を保持して克く終始あらしむるは朕か祖宗に承くるの天職にして亦即位以來の志業たり不幸客歲清國と釁端を啓き朕は止むを得ずして之と干戈を交へ十閱月の久しき結ひて解くる能はず而して在廷の臣僚は陸海兩軍及議會兩院と共に威能く朕か旨を體して朕か事を獎め内に在ては參畫經營し費用を給し需供を豊にし防備に力め外に在ては櫛風沐雨祁寒隆暑に暴露し百艱を冒し萬死を顧みず旭旗の指す所風靡せざるなし出征の師は仁愛節制の聲譽を播し外交の政は捷敏快暢の能事を盡し以て能く帝國の威武と光榮とを中外に宣揚したり是れ朕か祖宗の威靈に頼ると雖も百僚臣庶の忠實勇武精誠天日を貫くに非ざるよりは安そ能く此に至らむや朕は深く汝有衆の忠勇精誠に倚信し汝有衆の協翼に頼り治平の回復を圖り國運進張の志業を成さ

むとするに切なり

今や朕清國と和を講し既に休戰を約し干戈を戢むる將に近にあらむとす清國滄盟を悔ゆるの誠已に明にして帝國全權辦理大臣の按定せる條件克く朕か旨に副ふ治平光榮併て之を獲る亦文武臣僚の互に相待て全功を收めたるに外ならず祖宗大業の恢宏今や方に其の基を鞏め朕か祖宗に對するの天職は斯に其の重を加ふ朕は更に朕か志を汝有衆に告げ以て將來の嚮ふ所を明にせざるへからず

朕固より今回の戦捷に因り帝國の光輝を剛發したるを喜ふと共に大日本帝國の前程は朕か即位以來の志業と均く猶ほ甚た悠遠なるを知る朕は汝有衆と共に努て驕泰を戒め謙抑を旨とし益々武備を修めて武を顯すことなぐ益々文教を振て文に泥むことなく上下一致各其の事を勉め其の業を勵み以て永遠富強の基礎を成さむことを望む戦後軍防の計畫財政の整理は朕有司に信任して専ら贊籌の責に當らしむへしと雖も積累蘊蓄以て國本を培ふは主として億兆忠良の臣庶に頼らざるへからず若夫勝に狙れて自ら

驕り漫に他を侮り信を友邦に失ふか如きは朕か斷して取らざる所なり乃ち清國に至ては講和條約批准交換の後は其の交友を復し以て善隣の誼念、敦厚なるを期すへし汝有衆其れ善く朕か意を體せよ

次て將に進んで兩國主權者の批准を交換せんとするの時に際し、端なく外國の干渉に接し、事業の進行に一頓挫を來すに至れり。

三國の干渉。帝國の應諾。和約批准交換。

此より先き講和談判中、列國皆な猜疑の眼を放ちて、其進行如何を視る。就中露國は、帝國の勢力日に伸展するを忌み、若し帝國にして一朝遼東半島に蹙據せは、爲に或は自國東方經略の宿志を阻礙せんことを虞れ、敢て帝國に干渉して、遼東半島を放棄せしめんことを期し、盛に兵備を増し、自國單獨の力、或は此目的を達するに足らざるを慮り、乃ち佛獨兩國を誘ひ、俄に同盟を結ひ、四月二十四日、東京駐在の三國公使、正式に干渉を我か外務省に提言す。曰く、「貴國か遼東半島を永久に領有するは、東洋の平和を保持する所以にあらず。故に

望むらくは之を清國に還付し、以て世界の康寧に資せんことを」と。今に至るまで戰勝に得々たる我か政府、此霹靂を聞て俄に色を失ひ、周章狼狽、策の出つる所を知らず。之を拒まんか、三國を敵として、砲火の間に相見へざるを得ず、然も我か實力、果して能く之に耐ふるや否やを疑ふ。之に應せんか、百戰連勝の光榮を没却し、外は列國の嗤笑を招き、内は國民の公憤を激成するに至らん。連日の御前會議、文武高官の頭腦を悩ますこと多時。議終に和約の批准を交換し、一たひ遼東半島の主權を我に收め、然る後に之を清國に還付するの議を決し、五月六日、忠告容認を三國政府に照覆したり。

講和條約は、其成文を以て、批准交換期日を五月八日と定め、清國芝罘に於て之を交換せんことを約す。時に三國既に干渉の議を我國に提し、海上に、陸地に、露國の示威特に著し。清國は切に干渉の結果を知らんと欲し、爲に批准交換の延期を我に要め、我は五日を限りて之を許す。既にして我か廟議還遼に決するや、清國終に交換延期の要求を撤し、豫定當日の深夜を以て批准交換を行ひ、條約一たひ其效力を發す。

還遼の詔勅。其條約。

越て五月十日、遼東半島還付の詔勅を頒つ。左の如し。

朕嚮に清國皇帝の請に依り全權辦理大臣を命し其の簡派する所の使臣と會商し兩國講和の條約を訂結せしめたり

然るに露西亞獨逸兩帝國及法朗西共和國の政府は日本帝國か遼東半島の曠地を永久の所領とするを以て東洋永遠の平和に利あらすと爲し交、朕か政府に懇懇するに其の地域の保有を永久にする勿らむことを以てしたり願ふに朕か恒に平和に眷々たるを以てして竟に清國と兵を交ふるに至りしもの洵に東洋の平和をして永遠に鞏固ならしめむとするの目的に外ならず而して三國政府の友誼を以て切憊する所其の意又茲に存す朕平和の爲に計る素より之を容るゝに吝ならざるのみならず更に事端を滋し時局を艱し治平の回復を遲滯せしめ以て民生の疾苦を醸し國運の伸張を沮むは眞に朕か意に非す且清國は講和條約の訂結に依り既に淪盟を悔るの誠を致し我か交戦の理由及目的をして天下に炳焉たらしむ今に於て大局に顧

み寛洪以て事を處するも帝國の光榮と威嚴とに於て毀損する所あるを見ず朕乃ち友邦の忠言を容れ朕か政府に命して三國政府に照覆するに其の意を以てせしめたり若し夫れ半島曠地の還付に關する一切の措置は朕特に政府をして清國政府と商定する所あらしめむとす今や講和條約既に批准交換を了し兩國の和親舊に復し局外の列國亦斯に交誼の厚を加ふ百僚臣庶其れ能く朕か意を體し深く時勢の大局に視微を慎み漸を戒め邦家の大計を誤ること勿きを期せよ

還遼一切の措置は、之を彼我全權委員の商定に付し、帝國は庫平銀三千萬兩を以て、一たひ獲得したる奉天省南部の地を清國に還付するの條約を結ひ、(十八日調)直に之を實行したり。

臥薪嘗膽。論功行賞。

既に一たひ還遼の廟議を定むるや、政府深く國論に怖れ、乃ち暗に國勢國力に託して、三國の忠言を容るゝの已むへからざるを説き、普く都鄙に内諭して、平

和回復の祝宴を催さしめ、放歌亂舞、以て國辱を忘れ、偏に公憤を抑制せんことを努む。之と同時に、直に戰役勳功の銓衡に従ひ、八月中、早く既に最高文武官數輩の行賞を公にす。爵秩陞り、位階進み、胸間の采飾、亦皆な光輝を増す。(其辭令中の一例「從二位勳一等伯伊藤博文、依勳功特陞授、侯爵、敘大勳位、賜菊花大綬章」)時是れ出征の將卒、未だ凱旋を畢へず、内に在るの國民、將に臥さんと欲して爾の薪を積み、將に嘗めん欲して爾の膽を懸け、其準備方さに酣なるに當り、會、此行賞の事あり。世皆な官人の自榮に敏捷なるに驚嘆し、其機智策略、毫も夫の出征軍人に遜色なしと爲す。

遼東割取の利害。千古の失態。

遼東半島還付の事たる、赫々たる戰勝の偉績を泥土に委し、施て皇室の威嚴を害ひ、國家の體面を穢したるものにして、眞に千古の失態たり。蓋し遼東割取の利害に關しては、當時消積兩極の説あり。我か忠勇なる將卒、百戰血を流し骨を暴らし、僅に占領を完うしたるの地、永久に之を我か版圖に加ふるは、一般國民の齊しく熱望したる所なり。然りと雖も大戰の終局に際し、外國の干涉

之に乗するは、古來往々にして其例を見る所。當時帝國の實力、能く他の干涉を排去するに足らば則ち可なり、若し其能はざるを知らば、寧ろ初より遼東を要求せざるに孰與れそや。少數識者の意見、蓋し此に在り。帝國政府は前説を執り、清國に迫りて遼東を割取し、三國の干涉を蒙るに及んで、倉皇之を還付して復た惜まず。若し干涉の襲來を豫知せざりしとせば、短見の謗を免れず。之を豫知して、割取を取てしたりとせば、輕舉の罪恕すへからず。且つ夫れ自己の力倆、固より之を量らざるへからずと雖も、漫に干涉の聲に避易し、之を排去せず、之に抗議せず、又何等の約束を残さず、唯々として一に其言に聽くに至りては、外交の無能無策、亦極れりと謂ふへし。此無能無策と短見輕舉とは、相參差して千古の失態を醸し、皇室の威嚴を害ひ、國家の體面を穢し、戰勝の偉績を擧げて之を泥土に委す、痛嘆曷そ勝ふへけんや。

拓殖務省設置。臺灣總督府條例發布。

臺灣及澎湖列島を我か版圖に加へたるは、日清戰役の收穫なり。領有當時、島

民未だ王化に霑はず、我れ乃ち威武を此地に用ひ、轉戦半歳、略、鎮定の功を奏す。此に於て政府は、此新領土及北海道に關する諸般の政務を管理せんか爲に、新に拓殖務省を設け、二十九年三月三十日、之か官制を發布し、臺灣總督及北海道長官の監督を拓殖務大臣の權内に置く。同時に臺灣總督府條例を發布し、新領土經營の規矩を定む。其大意、臺灣に臺灣總督を置き、臺灣島及澎湖列島を管轄せしむ。總督は親任の官とし、陸海軍大中將を以て之に充つ。總督は、委任の範圍に於て陸海軍を統率し、拓殖務大臣の監督を承け、諸般の政務を統理す。總督は主任の事務に付、總督府令を發す。總督は其管轄區域内の防備を掌る。總督は其管轄區域内の安寧秩序を保持する爲、必要と認むるときは、兵力を使用することを得。等是なり。總督府に民政軍務の二局を置き、臺灣總督の管轄に屬する行政司法の事務は、總て民政局之を整理し、之に牽聯する幾多の法令、亦同時に發布せらる。拓殖務省設置せらるゝや、始めて其大臣に任命せられたる者は、子爵高島綱之助是なり。

還遼の影響。京城兩度の政變。對韓政策放棄。

露勢進展。

還遼の一舉、大に帝國の面目を失墜し、自ら朝鮮の侮慢を速き、露國の禍心を長し、漸次東洋禍亂の趨勢を誘致するに至れり。開戦以來、帝國は獨力以て朝鮮扶植の任に膺り、其國の内政、稍、觀るべきものなきにあらすと雖も、多智狡慧なる王妃閔氏、轉、帝國の干渉を忌み、露國の勢力を假りて、我か羈絆を脱せんとし、牝雞晨を報し、蒼狗災を爲し、國王李熙、一に婦言に聞き、我か忠告に遇ふ毎に、陽に之を奉して、陰に之を斥け、綱紀弛廢して、復た收拾すへからず。帝國政府は、曩者三國の突兀たる還遼干渉に戰慄し、次て露國の放膽なる對韓行動に喫驚し、漸次當初の方針を擲ち、將に朝鮮の經營を擧げて、之を其國の自治に委せんとす。國王夫妻、密に時運の到來を喜び、屢、露使を引見し、族黨と謀議し、先づ日本官の訓練したる新式兵隊を解き、露國の勢力を各方面に植ゑ、將に進んで日本黨の大臣を免黜暗殺し、一舉帝國の勢力を掃蕩する所あらんとし、計圖全く熟し、實行期迫る。十月某日、大臣等密に急を我か公使館に告げ、切に救護を

懇請す。時に公使井上馨既に其任を去り、子爵三浦梧樓、其後を襲うて京城に在り。李閔二姓の此時に乗して事を構ふるもの、畢竟梧樓を輕視したるに出つ。烏そ知らん梧樓素と倜儻の才、加ふるに悲歌勇敢の志士、其身邊を圍繞し、此輩皆な本國政府の柔軟を悲み、朝鮮宮廷の暴慢を憤り、慷慨の念、禁せんと欲して禁する能はず。會、韓廷大臣哀訴の事あるや、志士奮躍、慨然劍を撫して起ち、一齊叫んで曰く、「唯、斷あるのみ」と。公使梧樓、一に之を可とし、密謀凝議、夫の老獪大院君を起し、相借に事を舉ぐるの策を定め、説くに利害を以てし、愆通具さに到る。院君や、太公の尊を以てして、往年幽屏の地に就き、鬱勃たる雄心、尙ほ未だ消せず、常に天の一方を睨みて、再舉の機運を俟つ。時なる哉、日本志士の來りて奇計を薦むるに會し、其心爲に大に動き、帝國の力を假りて、宿志を濟さんと欲し、一言唯々として諾し、十月八日拂曉、新式訓練兵隊及日本志士擁護の下、威風凜々として王宮に入る。事や突忽として起り、廷臣宮女、錯愕色を失ひ、而して閔妃終に之く所を知らず。此一舉、大に列國の非難を蒙り、又朝鮮上下の深怨を買ひ、帝國の威信、全然地に掃ふ。露國は此機會に乗して、益、朝鮮

經略の歩を進め、甘言贈遺、巧に閔妃の殘黨を籠絡し、半乎抜くへからざるの勢力を樹つ。既にして二十九年二月十一日、多數の露兵、俄に王宮を襲ひ、國王世子内官宮女等を拉して、之を自國公使館に幽す。國王李熙、露國公使の威壓を蒙り、現任閣員を免黜殺戮し、代ふるに露國黨の儕輩を以てし、新内閣を露國公使館内に置き、凡そ大小の政令、悉く其公使の檢閲を経て之を發布す。此悲運に際し、帝國政府空しく之を傍觀し、終に全然朝鮮扶植の大方針を擲了す。爾來帝國政府は、屢、露國と協商を累ね、五月十四日の京城協定書、六月九日の莫斯科議定書、及三十一年四月二十五日の東京協商を以て、朝鮮の施政を其自治に委し、且つ日露兩國の對韓權利を均等することを相約す。協商第一條に所謂「日露兩國政府は、韓國の主權及完全なる獨立を確認し、且つ互に同國の内政上には、總て直接の干渉を爲さざることを約定す」とは、是れ明に此主義を公文に現はしたるものなり。願ふに帝國政府、當初朝鮮扶植に銳意なりしこと、彼か如く、後日之を捨て、願みさること亦此の如し。事の此に至る所以のもの、遼東還付の失態、實に之か主因を爲す。若し此失態あるにあらずんば、朝鮮

の侮慢を速かず、露國の禍心を長せず、從て朝鮮扶植の方針を擲つを要せざりしなり。唯、夫れ此方針を擲つ、此を以て露國は、隙に乗して東方經略の計を進め、日露協商を無視して、忌憚なき行動を逞うし、益、勢力を滿韓に植ゑて、東洋の平和を擾亂し、爾後十年を過くるの後、終に發して日露の交戦と爲る。嗚呼、一たひ外交を誤るの弊、其餘毒綿々として長く絶えざること、實に此の如きものあり。後の政を爲す者、大に此に鑑みる所なかるへからず。

第十一章 還遼責任論

附 政黨事情、提携政治の起端

講和前後の政黨界

交戦以前水火相争ひたる官民兩派、一朝清國と覺端を開くに及んで、恩怨兩つなから相忘れ、一和して國外の大敵に膺り、其力能く偉大の戦績を收め、帝國の威武を四表に輝すことを得たり。然りと雖も由來兵は國の重事、些の懈怠を

容さず、列國の動靜、亦之を冷眼に付すへからず。衆議院は、夙に交戦の前途に關心し、曩者政府に建議し、「漸を防ぎ微を杜き、誓て萬難を排して、交戦の目的を達成せよ」と警告せり。不幸にして此建議や、終に杞憂に歸せずして、講和談判を開始するの前後、外國の干渉、漸く將に其隙に乗せんとするの情況を呈す。前來の對外硬派は、此形勢に鑑み、益、其結束を鞏固にし、好意と熱心とを傾け、一意政府を後援し、以て國策遂行に努めたりと雖も、政府心を外交に用うることに切ならず、漫に對手國に迫りて遼東を割取し、倏ち局外國の言に聞きて之を放擲し、拭ふへからざるの失態を演出す。事此に至りて、官民融和の途全く絶え、政界再び開戦前の舊態に回る。

還遼責任論 各派の決議 政府の抑壓

遼東割取の利害に關し、可否兩論を生したること、曩者既に之を記したり。乃ち兩論を存すと雖も、一たひ割取したる國土を還付するの失態たるを認むるは、彼是等しく一なり。茲に還遼の事あるや、各黨派所屬の有志、屢、相會して善

後の策を講し、其會を政友有志會と名け、與に偕に此非常の時局に處せんとす。皆乃至尊忍容の洪量に感激し、又軍隊の忠勇義烈を深謝し、單り當局者外政の失態は、之を不問に付すへからすと爲し、六月十五日の集會に於て、下記事項を決議す。曰く、「帝國の光榮を興復する爲め、速に軍備を擴張し、外交を刷新する事。遼東半島の還付に對して、内閣をして其責任を明にせしむる事。朝鮮の獨立を扶植し、該國に於ける我帝國の地位勢力を維持する事」是なり。政友有志會は、臨時議會召集の急務たるを認め、之を政府に促し、且つ舉國人民をして還遼の屈辱たるを悟らしめ、其公憤の力を以て、帝國の光榮を興復せんと欲し、百方時事の真相を國民に披示するに努む。此時に當りて政府は、偏に國民の公憤を抑制するの政策を執り、政友有志會を認めて、安寧秩序に妨害あるものと爲し、其結社を禁止し、爾來頻々新聞紙を停刊し、演說會を解散し、政社の聯結を禁止し、且つ之を告發し、政客をして幾と言動の自由を領することを得ざらしむ。夫の自由黨及國民協會所屬の黨員は、當初より政友有志會に聯盟したりと雖も、漸次聯盟より遠さかり、終に全然團外に脱出す。對外硬各派は、

其去るに任せ、自ら確く前來の決議を守り、政府の壓迫益、急なるに及んで、別に同志會なる一團を組織し、各派の代表黨員之に投し、以て相互の脈絡を貫通す。是れ他日進歩黨の基礎を爲すものなり。

自由黨と政府の提携。超然主義の運命。

茲に本邦の政界に於て、最も注目すべき一新事例を生したり。何ぞや、自由黨と政府と公然相提携したること即ち是なり。抑も自由黨は、創立以來、常に藩閥政府に對抗し、屢、之を窮地に擠扼し、中道一たひ友黨と絶ち、稍、政府に接近し、頗る天下の非難を蒙りたりと雖も、尙ほ自ら民黨たるを標榜す。遼東半島還付の事あるや、自由黨亦其事の一大失態なるを認め、其黨員は、他の各派と共に聯合會を起し、政府問責、軍備擴張等の議を決したり。既にして黨内一部の人士、深く戦後内外の情勢に鑑み、徒に政争を事とするは、終に、國家の進運を誤るものなりと爲し、寧ろ既往の繫累を一掃し、更めて政府と提携し、相偕に國家を経綸するの要務なるを唱道す。此論は大に全黨を衝動し、七月の大會、八條の

方針を議決し、茲に全然從來の態度を一變す。其方針條目は、立憲政體の完成、世界平和の保障、海陸軍備の擴張、農工商業の獎勵、冗費節減、朝鮮の獨立扶植等にして、遼東還付及戰後經營に關しては即ち曰く「遼東の還付は誠に遺憾なりと雖も、今日は實に是れ善後の策を施すに急なり。此事に關し漫に爭鬭を生し、以て國家の大事を誤るは、我黨の斷して取らざる所なり。故に今後我黨と其方針を同うし、相共に謀るべき者は、相共に内外の事に力を致し、誓て愛國の至誠を推し、私を去り公に徇ひ、以て將來の謀を爲すべし」と。自由黨は、此決議を提げて之を政府に議る。抑も藩閥政府は、夙に超然主義を執り、痛く政黨を忌み、立憲以後、内閣幾更迭するも、常に之を繼承して以て今に至る。然も亦時運の趨勢に鑑み、徒に政黨を疎外するは、憲政を的正に運用する所以にあらざるを悟り、自由黨と相交渉し、終に歴代保持したる超然主義を放棄し、茲に公然提携の約を締したり。左に自由黨の宣言を録す。

我黨は夙に立憲政體を扶植し責任内閣の基を鞏くし以て皇室の威嚴を保ち其國民の康福を進めんことを企圖する年既に久し議會開設以來幾歳を経るも其效果

未だ全きを得ず從て國家急要の事業未だ興らず海陸の軍備未だ整はず而して海外の形勢は日に迫り終に我國は忽然彼の朝鮮の變亂より延て清國との變戦と爲り國力の足らず軍備の全からざるも尙能く凱旋の功を奏し世界列國に對し強國の名を得ると共に益、其關係の重きを加へ外交の危變測る可らず此際上下一致以て百年の大計を定め内外の庶政を理するは當さに務むべきの急たり區々争鬭の爲めに前途を誤るか如きは我黨の深く憂慮に堪へざる所なり是を以て我黨は本年七月方針を議定して之を世に公にし今後我黨と其方針を同ふし相共に謀るべき者は相共に内外の事に力を致し以て將來の謀を成さんことを宣言し即ち朝野を論せず其方針の相同しき者あれば相共に提携せんことを以てせり我黨愛國の至誠又た必らずや大に一世を警醒するに足るべきを信し肝膽を吐露し以て之を當路者に詢る所あり當路者亦た深く時局の要を察し我黨の誠を諒し間、民議を容るゝに吝ならざらんとし其立憲政體を完美にし國家の基礎を鞏固にするの方針を取り内外の事を處するに於て我黨は將來に其望あるを認めたり是に於て我黨は向來當路者と其針路を同くして進み之と相提携して其國家の要務を處するに協翼し以て我國の進運を致さんとす我黨は立憲政體を首唱せり即ち之か完成を期するは宜く自ら任すべき所なり我黨は深く内外の形勢に鑑み憂國慨世の情自ら禁する能はず唯我黨は唯た至誠以て國に盡すあるを知るのみ豈に他心あらんや人に自主あり黨に主義あり苟くも其自主を害し其主義に反るに至ては固より

之を爲さず而して意氣相投し借に時運に察して當路者と進路を同くするに躊躇せざるものはれ我黨が大に國家將來に向て期する所あるを以てなり

提携理由の表裏。憲政弛廢の趨勢。流毒の淵源。

自由黨亦明に還遼の失態たるを認め、唯、時局の多難に顧み、枉けて之を寛恕し、以て政府の責任を不問に付せんとす。其漫然政争を事とするの國家の深患たるを念ひ、寧ろ政府と提携して、相偕に戦後經營の任に膺らんとするは、自ら是れ一種の識見にして、多少の條理を認むへからざるにあらず。知らず彼黨は、果して國家を慮るに維れ専らにして、乃ち截然從來の態度を一變したるものなりや否や。蓋し或は是れあらん然も亦多年の政戦に疲れ、意氣自ら消磨し、寧ろ權勢に接近して、飽暖の計を爲さんことを念ひ、此私心を挟みて政府に奔りたる者、其人甚た少からざるを知らざるへからず。翻て政府を見る、今に於て重襲捧持したる超然主義を擲ち、一政黨と提携を約したるもの、必ずしも單り公共の觀念に出るのみにあらずして、蓋し亦其黨の力を藉り、以て我か地

位を保ち、我か權勢を護らんとするに出つ。願ふに立憲以後、官民の軋轢激甚にして、紛争其跡を絶つことなく、而して庶政の改革は、却て此軋轢紛争の間に成りたりと雖も、兩者提携の事一たひ行はるゝに及んで、政界はより平板に歸し、活氣なく、光儀なく、政府は、巧に政黨を操縦して、我か權勢を擁護するの具に供し、政黨は、主義を捨て、主張を擲ち、一に政府に屈從して、利權を網せんことを努め、立憲の名の下に、專制の實を行ひ、終に人をして議會存置の要不要を疑ふに至らしむ。此の如きもの實に官民提携の餘弊にして、而して公然提携の端を啓きたるは、正に二十八年戦後經營の際に在り。此流毒の淵源、豈に夫れ輕々に之を看過すへけんや。

國民協會の態度。

前年國權論の勃興するや、國民協會實に其唱首にして、爾來常に對外硬派の重鎮たり。協會亦等しく還遼の失態たるを認め、其會員は、當初政府問責の聯合會に加はりたりと雖も、俄然態度を一變し、問責以前、先づ戦後の經營案に協賛

する所あらんとす。其方針に曰く「今や國家方さに戦後に屬す。百般の事業は、宜しく朝野の紛争を排して經營せざるへからず。然れども政府の失政を認め、之を問はざるは、國家に忠なる所以にあらず。故に協會の第九議會に對する、先づ國家經綸の大業を襄成し、而して後に現内閣の失政を糾すへし」と。即ち國民協會は、敢て政府の失政を不問に措かんとするものにあらずして、之を戦後經營案の確立以前に於てするを不可とするものなり。而して此協會の第九回議會に於ける行動、一に政府を掩護するに在りたること、次章記する所を見て之を知るへし。

第十二章

第九回帝國議會

(三十八年十二月二十五日召集、三十九年三月二十八日閉會)

(政府彈劾の議——戦後經營案)

臨時議會召集の希望。政府の施政方針。

日清戦争は、舉國一致の力に成り、其偉大の戦果を收むることを得たるもの、國

民の後援、亦大に之に與かる。平和克復し、還遼の失態之に伴ふに及んで、臨時議會召集の希望、油然として國內に湧き、對外硬各派は、此希望を代表して政府に迫り、大官中亦之に共鳴する者なきにあらず。政府は此希望を斥け、十二月歳末に際して、通常例會を召集し、而して首相伊藤博文の施政方針演説、一も講和談判、還遼交渉、對韓政策等の事に涉るなく、此等事項は、凡て關係文書を一括して、之を議會に提出し、一切口頭の説明を省き、議員の質問を蒙るに及んで、辭を左右に託して明答を避く。其施政の方針として、口舌に上す所を聞くに、曰く「戦後我が帝國の國情、百事面目を一新し、其世界に於ける地歩大に進展す。此の如きもの、一に君民上下協同の力に成る」と曰く「帝國は此時運に際し、規畫經營すべきもの甚だ尠からず。財政に按して、軍備を充實せざるへからず。殖産・興業・教育・運輸等の事業、亦其發達を圖らざるへからず。新領土臺灣は、戦勝の紀念として、之か經營開發を怠るへからず」と云々。其他、開國の宏謨を云ひ、國民の自由を云ひ、憲法政治の功用を云ひ、巧に其辭を文飾したりと雖も、要は抽象的の空言のみ。唯、最後の一句「憲法政治は、國民の發達と隨伴して、相

戻らざらんことを期せざるへからず。而して之か運用に至りては、偏に政府と議會との妥協に待つ」とは、是れ暗に自由黨との提携を披示すると共に、戦後經營案に對して、議會の協賛を要望したるものなり。

政府問責の諸案。否決。停會。撤回問題。

開院劈頭、衆議院の民黨各派は、一通の上奏案を提出し、遼東半島の還付及十月八日の京城事變に關し、嚴に政府の責任を問はんと擬す。遼東還付に關しては即ち曰く、「奉天半島は、陛下の赤子の流血伏屍を以て領有し得たる所なり。若し空しく之を還付せば、大軍を無用の地に進め、徒に人命を傷ひたるの責を免るへからず。況や割取の大詔發後、未だ二句を経ざるに、露獨佛三國の干渉に逢ひて、忽ち前の論旨を抹殺し、以て還付を約するか如きは、爲に帝室の威信を傷け、爲に國家の體面を汚すこと、實に深大なるに於てをや」と。京城事變に關しては即ち曰く、「政策其宜に違ひ、奏薦其人を誤り、指揮監督其道を失す、閣臣の失政亦大なりと云ふへし」と。而して政府の責任を論して謂へらく、「設

令陛下の洪量能く之を忍容し給ふも、之か爲、憲政の大義紊亂し、國家の進運を阻碍するを如何せん。臣等、東洋の前途益々多難なるを知る。國家此多難に處せんと欲せば、既往の失政を糺し、閣臣をして其責を引かしむるより急なるはなし」と云々。時に自由黨は、既に政府と提携を約し、爲に此案に反對し、國民協會は、戦後經營諸案の未だ成立せざるの故を以て、是れ亦之に反對す。單り民黨各派は、盛に政府の責任を論し、案の成敗を問はずして、偏に民聲を議事録に留めんとす。討論多時、衆議院終に上奏案を否決す。否決後未だ幾くならずして、再び二月十一日の京城事變を生ず。(前章參觀)民黨各派は、以て政府の對韓政策浮泛不定の致す所なりと爲し、詰問論難の聲頗る囂し。國民協會は、曩者戦後經營案未だ成らざるの故を以て、問責上奏案に反對したりと雖も、再度京城事變の起るに及んで、以て恕すへからざるの失政なりと爲し、經營案の成否を度外に措き、憤然として一決議案を提出す。曰く、「今回朝鮮事變の失政は、炳乎たる宣戰の詔勅に對し、其措置を誤りたるものなり。故に現内閣は、大臣輔弼の大義に顧み、速に處決するあらんことを期す」と。是れ民黨各派の自ら進て言は

んと欲したる所、此を以て喜んで之に賛し、既に之を日程に掲げ、將に會議に付せんとするの時に當り、候ち十日間停會の詔勅を拜す。(自二月十四日)停會期中、政府は朝鮮に對して何の策する所なく、却て國內の言論を鎮壓するに力を用ゐ、先づ國民協會の首領品川彌二郎に迫り、決議案撤回を促す。彌二之を諒とし、巧に會員に諭して曰く、「對韓失政の責、固より之を不問に付すへからずと雖も、更に戦後經營の最も急を要するあり。未だ其成立を見るに及はずして、徒に外政責任論を云々するか如きは、緩急其宜を得たるものと謂ふへからず。故に姑く決議案を撤回し、先づ戦後經營案の大成を圖るを急務とす」と。會員中、不満を抱く者鮮からずと雖も、議終に決議案撤回に決し、停會期満了の後、之を議場に提言す。院議撤回を許さずして、之を會議に付す。(一たび議事日程に掲げたる議案は、提出者の任意を以て、之を撤回するを許さず。)民黨各派は、盛に對韓政策の失錯を論じて、政府を追究し、國民協會は、其案の自家の提出に係るを忘れて、自由黨と共に之に反對し、院議終に決議案を否決して、政府の責任を不問に付したり。

戦後財政計畫

二十九年度豫算

軍備擴張

租稅增徴

歳計緊縮論 默從協賛

戦後經營第一歩の議會、其議決の適否は、自ら帝國財政の弛張に關し、施て國運の汚隆を決す。乃ち其責務の重大なること、他の平時通常の議會と日を同うして語るへからず。此を以て開院式の勅語、自ら恒例と相異なるものあり。一般政務に關しては即ち曰く、「向後の急務は、専ら平和を保持して國運の伸張を求むるに在り。乃ち國務大臣に命して、殖産交通及教育等に關して、國家の發達に必要なとする諸般の計畫を盡さしむ」と。國防に關しては即ち曰く、「國防は、曾て漸を以て完成を期せり。今交戦の爲め缺損せるものを補充し、竝に自衛に必要なる設備を爲さんとし、臣僚をして贊畫の任に當らしめ、必要の支出に就て、議會の協賛を待たしむ」と。此等計畫は、總て二十九年度豫算中に包含す。其豫算に計上する總額は、歳入一億三千八百七萬餘圓、歳出一億五千二百七萬餘圓にして、提案後、政府自ら修正して其額を増し、且つ續々追加豫算を

提出し、其金額を彼此通算せば、歳入歳出共に二億圓に前後し、之を前年度豫算に比すれば、明かに倍加の數を示す。一般の事業費及政務費、共に自然に其額を増加し、特に増額の最も巨大なるものを軍備擴張費と爲す。政府は、交戦の爲に缺損したる海陸軍備を補充するの外、更に大に之を擴張し、以て増大せる版圖領海を掩護し、且つ時運の急に應せんとし、頗る尨大なる計畫を樹つ。其計畫は、概ね繼續的性質を帶ひ、經費總額二億圓に垂んとし、二十九年支出額は、兩軍共に二千萬圓を下らず。此等各般歳出の増加、固より以て既往固有の歳入を以て之に應ずること能はず。此に於てか酒造税を増徴し、登録税及營業税を新設し、葉煙草を政府の專賣に置き、外に公債を募集し、清國債金を繰入れ、以て歳入不足を補はんとし、豫算案と共に此等關係諸法律案を提出したり。政府の説明に曰く、「戦後の財政計畫は、國家百年の利害に關係するを以て、最も其起端を慎み、急激疎大に流れず、緩慢狹少に失せず、能く内外の形勢に應じ、國家の生存發達に必要な度合を審按して、以て其適度を定めざるへからず。政府提出の戦後財政計畫の精神は、軍備の整頓と俱に、經濟の發達を規畫し、財

政の鞏固を慮ると同時に、民産の増殖を力むるを以て、其大主義大綱領と爲したり」云々。世論、概ね國費増加を以て必至の數と爲し、軍備擴張、亦已むへからざるを認めたりと雖も、其計畫の細目に至りては、是非の議論甚た夥し。然れとも自由黨は既に政府と相提携して、戦後を經營するの黨議を定め、國民協會亦同一の計を立て、共に政府案に對して、何等異論を挾まず。獨り民黨各派は、政府の軍備擴張計畫を以て、突飛急激にして、民力國勢に相應せずと爲し、其擴張を適度に止め、且つ大に一般行政費を削減せんとし、辯難最も力めたりと雖も、政府は軍備擴張計畫の内容を詳説するを拒み、衆議院終に極めて僅少なる修正を施して、原案を可決す。其修正は、總豫算本案の歳入八萬餘圓を減し、歳出三十一萬餘圓を減し、追加豫算に於て、歳入歳出共に三百三十四萬餘圓を減したるに過ぎずして、毫も軍備費を動かす所なし。若し夫れ増税案に對しては、政府黨を以てするも、亦非難を之に加へたりと雖も、院議の決する所、總て政府計畫の外に出でず。貴族院一部の議員、亦豫算及増税諸案に異議を挾み、特に夫の急激なる軍備擴張を以て、立國の大本を誤るの妄舉なりと爲し、極力

緊縮論を唱へたりと雖も、一も其院の容るゝ所と爲らすして、全部衆議院の送付案を可決したり。

第十三章 内閣崩壊

提携の効果。政府の背信。自由黨の内訌。

政府と相提携して、其政策の實行を責くるは、必ずしも自由黨全體の志にあらず。黨員中、當初より私に之を不快とする者なかりしにあらずと雖も、姑く歩調を一にして第九回議會に立ち、政府の失政を寛恕して、不信任の上奏案及決議案を排撃し、以て戦後經營の各案に協賛したり。翻て政府の爲す所を見るに、間、自由黨の意見を採納するに吝み、徒に之を驅使して、以て自家の走狗と爲したるに過ぎず。人權自由に關する舊法改正の如き、地方自治制度の刷新の如き、是れ自由黨の多年來唱道し、常に藩閥政府の妨碍に遇ひ、未だ其素志を達する能はざる所のもの。今次政府と相提携するに當り、此等諸懸案、亦協同し

て之を解決せんことを期し、政府亦略之に同意を表し、幾と暗黙の提携條件たり。自由黨の提携宣言中に所謂「當路者深く時局の要を察し、我黨の誠を諒し、問、民議を容るゝに吝ならざらんとし、其立憲政體を完美にし、國家の基礎を鞏固にするの方針を取り、内外の事を處するに於て、我黨は將來に其望あるを認めたり」とは、即ち此間の消息を語るものなり。然るに政府の不信なる之を實現するの誠意を闕き、毫も自由黨に後援を與ふるなし。例へば郡制府縣制及衆議院議員選舉法各改正案の如き、自由黨か多年の主張に基き、立案提起したる所にして、政府は之に對する賛否の態度を曖昧に付し、甚しきは即ち陰に貴族院議員を指駭し、之をして此等諸案の通過を妨げしむ。又夫の新聞紙條例を改正し、發行停止制度を撤廢するは、國民多年の熱望なるに關せず、政府提出の改正案は、依然停止制を存し、唯、停刊日數を制限し、又其事項を指定するに止めんとす。爾く自由黨は忠實に提携の責務を盡し、而して政府の爲す所實に此の如し。此を以て黨内不平の聲益、高く、政府の不信を難し、幹部の無能を詰り、寧ろ斷然政府と絶ち、自由黨の本領を發揮するの切要なるを論し、同志相

共に之に和し、党内頗る動搖の情景を呈す。幹部以て黨の平和を破るものと爲し、首唱者を除名して黨に徇へたりと雖も、以て党内の不平を鎮むるに足らず、同志相踵て其黨を脱し、漸次黨勢の不振を招來す。事は第九回議會々期中より、延て閉會の後に渉る。

板垣退助の入閣。提携の報酬。内務大臣更迭。

自由黨の動搖、尙ほ未だ熄まず、黨の幹部、亦自ら第九回議會の成績に顧み、徒に政府の驅使に供したるに過ぎずして、我が得る所の絶無なるに悔い、乃ち別に報償を政府に獲て、會期中の勞務に酬い、併せて党内の動搖を制せんとし、先づ其首領板垣退助を内務大臣に推薦するの計畫を樹て、之を挈けて以て政府に圖る。此より先き第九回議會々期中、内務大臣野村靖、自由黨の跋扈に憤り、之か抑制を首相博文に促したりと雖も、博文依違として決する能はず。靖乃ち二月三日を以て、斷然冠を掛けて去り、司法大臣芳川顯正、一時内務大臣を兼攝す。自由黨の特に内務大臣の地位を覬ひたるもの、蓋し此空位あるを以てなり。

閣員及閣外元老中、退助の入閣を拒む者尠からず、交渉爲に甚た艱むと雖も、時の内閣書記官長伊東已代治、主として自由黨の爲に周旋し、内閣を將來に持續するの道、唯、退助を内閣に迎ふるに在りと爲し、熱心之を閣僚の間に説く。四月十四日、芳川顯正の兼官を免し、板垣退助を以て内務大臣に任す。退助は當時の世相に省み、任官と共に自由黨を脱し、公平無私以て其職を盡さんことを聲言し、二三黨員を高官に登庸したるの外、中央及地方の官吏を動かす所なく、勉めて屬僚の反抗を防遏するに力を致す。自由黨の末輩、深く自黨首領の入閣を喜び、驕矜の氣、自ら言動の間に現はれ、而して党内の動搖、亦從て熄む。若し夫れ國民協會は、轉た政府の措置を不是とし、其板垣退助を内務大臣に推薦したるは、即ち破壊黨の強談に屈伏したるものにして、我が國體及憲法の精神に反することを宣言し、以て政府反對の義を明にしたり。

外務大藏兩大臣銓衡の苦心。閣員總辭職。

是より先き日清交戦の末期、將に作戰第二期に入らんとするの時に當り、二十

八年三月十七日、前内閣總理大臣松方正義を起して大藏大臣に任し、大藏大臣渡邊國武、逓信大臣黒田清隆、樞密院議長に轉し、清隆をして特に内閣に列せしむ。蓋し當時の形勢、講和の時機、早晚必ずや到來すべく、而して戦後の経営中、最も重要な國務は實に財政に在り。是れ財政の經驗、富贍なる松方正義を起したる所以にして、特に勅語を賜うて、之か重寄を託す。講和既に成るの後、正義の戦後経営意見、大に他の閣僚と差ひ、爲に在職僅に數月にして、八月二十五日、蹶然其任を去り、國武一時大藏大臣を兼攝し、次て十月九日、再び大藏大臣に專任し、而して逓信大臣の任は、宮中顧問官白根專一之を襲ふ。此更迭を経るの後、政府は多數の與黨を擁して第九回議會に臨み、大に軍備を擴張し、戦後を經營するの計畫を樹て、幸に二十九年豫算に協贊を受くることを得たりと雖も、尋て次年度豫算を編成するに當り、各省交、過大の經費を要め、其總計概算二億三四千萬圓の巨額に上る。若し一々其要求を聽容せば、直に既定の十年計畫を覆へし、茲に財政の紊亂を來すへきや、昭々乎として甚た明なり。大藏大臣渡邊國武、之か調節に苦心すと雖も、功を收むること容易な

らすして、終に斷然辭職の意を漏らす。此より先き五月三十日、外務大臣陸奥宗光、篤疾の故を以て其職を辭し、文部大臣西園寺公望、一時外務大臣に兼任す。政府は、適任の外務、大藏兩大臣を得て、戦後の外交及財政を處理せんと欲し、銓衡太た力むと雖も、任重く材乏しく、輒く適者を得る能はず。此時に當りて、閣外の元老井上馨、敢然起て、幹旋の勞を取り、大隈重信を外務大臣に薦め、松方正義を大藏大臣に薦むるの計畫を樹つ。曰く、「今の時は是れ戦後の経営に急なり、宜しく、重望老熟の人を挙げ、之をして十分に其力倆を揮はしめざるべからず。區々黨派の異同を論し、感情の好惡に泥むか如きは、斷して戦後の経営を完うする所以にあらず」と。首相博文、衷心之を好まずと雖も、姑く之を二三閣員に議り、又元老の意見を徵し、終に枉けて二人推薦の意を決し、尋て正式に之を閣議に付す。正義推薦の事、閣員皆な喜んで之を贊し、一人の不可を言ふ者なし。重信推薦に至りても、閣員概ね以て妙計と爲し、單り内務大臣板垣退助、極力異議を之に挾む。曰く、「重信は、現内閣の正敵改進黨の首領なり。之を内閣に迎ふるか如きは、明に憲政の本義に反す。且つ夫れ改進黨は背信不義共

に事を借にする能はず。重信にして若し内閣に入らば、余は一日も之と駢ひ立つを欲せず」と。閣議終に重信を除き、獨り正義を内閣に迎ふるに決す。正義は單獨入閣に意なく、乃ち政府の交渉を拒絶して自ら長嘯す。此に於て閣議再ひ二人推薦の事を議したりと雖も、退助の重信を忌むこと、依然として前日に異なる所なく、更に一層の熱烈を加ふ。閣議此に至りて全く蓋し、即日博文、退助相共に辭表を呈し、爾餘の大臣皆な之に倣ふ、時に八月二十八日二十九年なり。三十一日、内閣總理大臣伊藤博文の官を免し、樞密院議長黒田清隆をして臨時内閣總理大臣を兼ねしむ。既にして局面一變、松方正義、大隈重信二人、相駢ひて内閣を組織し、曩者二人の聯袂入閣を排撃したる板垣退助、却て自ら失脚し、内務大臣の任を保つこと、僅に一百三十有餘日のみ。

伊藤内閣の回顧。其功罪。

願れば伊藤内閣成立以來、其潰裂に至るまで、歲月を経ること凡そ四箇年餘、帝國議會を累ぬること六會期。此長日月の間、伊藤内閣たるもの、果して幾何の

功績を國家に捧けたるか。蓋し首相伊藤博文、聲望一世に高く、其始めて衆議院に臨むや、堂々所懐を披瀝し、文章煥乎、頤る俗耳を驚かしたりと雖も、其行ふ所は、其言ふ所に反し、虚譽徒に熾にして、實績毫も之に副ふものなし。衆議院民意を酌みて、大に經費削減の議を定むるや、其閣員は頑強に原案を固執し、釐毛の讓歩も之を肯んせず。剩へ議院の否決費目を支出して、所信を徹底せんとし、公然之を議場に放言するに至る。(時に博文)此等層々の事由に因り、衆議院の彈劾を蒙るに及んで、自ら處決するの勇なく、又議會解散の斷に出つる能はず、敢て詔勅を請ひ得て、國論を抑壓し、袞龍の御衣に隠れて、自全の計を爲す。其心事や陋劣なり、其手段や奸譎なり。爲に皇室の尊嚴を冒瀆し、憲政の本義を壊敗したること、其幾何なるを知らず。此陋策の一たひ功を奏するや、得々として私に自ら伐り、爾來政局の否塞に遭ふ毎に、屢之を襲用し、後の局に當る者、亦往々にして其垂訓に學ぶ。凡そ帝國の憲政、久しく成績を擧ぐる能はざりしもの、詔勅政策の濫用、實に其重大の原因を爲し、而して博文の終に社鼠城狐の誹を免れざる所以、亦實に此に存す。且つ夫れ此政府は、當時の思潮たる

國權論を誤解し、其或は外國の感情を害はんことを虞れ、之を抑壓するに全力を瀝き、絶對に言論集會の自由を奪ひ、議會解散を連奏し、此卑劣暴戾の手段を以て、條約厲行其他の國權問題を抑壓し、實質の不對等なる條約改正を斷行し、以て益、帝國の權利々益を損傷す。既にして對清交戦の後、勢に乗して講和の約を締し、倏ち三國の干渉を蒙り、戰捷記念の領土を賣却し、交戦の理由を徒爾に歸し、尋て朝鮮扶植の計畫を擲ち、異時東方禍亂の種子を下す。閣員たる者、此曠古の失態を敢てし、悔いす又愧ちず。國民に強ふるに以薪膏膽を以てし、己は則ち榮爵を貪り、寵光を叨りにし、印綬々、綬若々、昂然として天下に傲り、得々揚々以て自ら賢とす。其人間羞耻の事あるを知らずして、大臣責任の義を解せざる、此に至りて亦極れりと謂ふへし。然りと雖も伊藤内閣の施設中、或は機宜に適したるものなきにしもあらず。條約改正の決行、是れ其一なり。對清開戦の布告、是れ其二なり。政黨を認識し、超然主義を放棄したること、是れ其三なり。但、夫の條約改正や、絶對の祕密主義と、極端の抑壓政策の下、巧に時人の耳目を外戦に奪ひ、暗黒場裡に之を決行し、剩へ附屬の約束を以て、成文

の對等主義を抹殺す。乃ち條約改正の事、其聲や甚た大なりと雖も、未た必ずしも政府の功を録するに足らず。對清開戦の斷、眞に好適の處置たるを失はずと雖も、不幸講和の外交を誤り、終に彼か如き絶大の醜果を結ぶ、政府の功罪、相償はざるや論を待たず。若し夫れ超然主義放棄の一事、固と是れ政黨を籠絡して、以て我か障壁と爲し、其扞護に依り、幸に我か地位を保たんとするの私心に出て、而して其流毒の激甚なること、前論既に之を盡す。凡そ伊藤内閣四年間の施爲、其主要なるものを檢するも、略、此の如きものあり。世人徒に伊藤博文の盛名に眩し、却て其國策を誤り、憲政を賊ひ、施て邦家民人を禍したること、爾く著大なるを知らず。余故に博文在職中の功罪を條列し、直筆盡言、之を後人に貽すと云ふ。

第四編

第二次松方内閣

(自二十九年九月十八日
至三十一年一月十二日)

(前半は松隈聯立内閣、後半は純薩内閣)

第一章 内閣更迭

附政黨事情、提携政治再演

松隈聯立内閣組織 權勢の歸宿 伴食宰相

伊藤内閣は、外務大藏兩大臣の銓衡に窮し、終に閣員總辭職の已むへからざるに至る。此に於て元老等大命を奉し、内閣の後任を議し、終に松方正義大隈重信の二人を推薦す。二人共に伊藤内閣の補闕大臣に擬せられたる者、元老會議の之を推薦したるは、蓋し起因あり。抑も立憲以來、重信は其徒を率ゐて、藩閥政府に反抗し、嘗て初次松方内閣に對し、激甚なる攻撃を敢てしたりと雖も、私情常に薩人と和し、間之と相提携して朝に立たんことを念はざるにあらず。

正義の希望、偶爾之と合ひ、相互の意思益、疏通し、茲に聯立内閣組織の議を決す。二十九年九月十八日、松方正義新に内閣總理大臣兼大藏大臣に任せられ、尋て漸次に他の閣員を任命す。新内閣員の配置左の如し。

内閣總理大臣	伯爵	松方	正義
外務大臣	伯爵	大隈	重信
内務大臣	伯爵	樺山	資紀
大藏大臣 <small>(兼任)</small>	伯爵	松方	正義
陸軍大臣	子爵	高島	輅之助
海軍大臣 <small>(留任)</small>	侯爵	西郷	從道
司法大臣		清浦	奎吾
文部大臣	侯爵	蜂須賀	茂韶
農商務大臣 <small>(留任)</small>	子爵	榎本	武揚
逓信大臣	子爵	野村	靖
拓殖務大臣 <small>(兼任)(留任)</small>	子爵	高島	輅之助

正義・重信の二人、新内閣の雙柱たるや論するを須ひす。輔之助、資紀の二人、亦大に新内閣の設立に力を致し、自ら重要な地位を占む。若し夫れ奎吾以下數人、共に新内閣の異分子にして、長閑先輩の指嗾を承け、往々新政の進路を妨碍す。世之を呼て伴食宰相と曰ひ、私に銓衡の疎虞を嗤ふ。

第十回議會閉會の後、三十年三月二十九日、武揚の農商務大臣を免し、重信、外務大臣を以て農商務大臣に兼任し、次て九月二日、拓殖務省を廢し、輔之助、陸軍大臣に專任たること故の如し。(松隈聯立内閣破裂に伴ふ閣員の異動は、總て後章關係事項の下に讓る。)

政綱表示。 政務調査。

正義・重信等、多年衝争を事したりと雖も、今や偶然の動機に依り、同一内閣の下に立つ。若し依然個々の見を固執せば、國務睽離、民望亦隨て去らんことを虞る。此を以て新内閣は、一定の政綱を立て、閣員皆な之に依據し、以て國政に膺らんことを相約し、組閣後未だ幾くならずして、同年十月、地方官會議を開き、

總理大臣の名を以て之を發表す。爾來政府は臨時政務調査會を設け、審に政務を調査し、又官民茶話會を催し、以て相互の情意を疏通せんことを努む。新内閣の政綱左の如し。

本大臣新に恩命を辱うし、國務の重任に膺る今や戰後經營の大業、纔に其端を啓き、百事尙草創に屬す、實に非常至難の時なり、宜しく内は國民の輿論に考へ外は列國の形勢に察し、以て處理の至當を求めざるへからず、叨に菲才を以て任を此際に受く、或は克く負荷に堪へざらんことを恐る、唯誠實以て經營の務を致し、輔弼の職を盡し、而して帝國議會の協贊を完うするを務め、上下一致の效を圖り、至尊に對して大政の責に任せんと欲するのみ、列國の交際は親睦渝らす、政府は益、其交誼を敦くすると、俱に國家の權利を進暢して、貿易の擴張を企圖せんことを務め、條約改正未だ畢らざるものは、速に之を締結せんことを期す、而して改正條約實施の準備に關しては、最も意を用ひて、當然收むべき效果をして、遺漏なからしめんことを務む、へし、護國の軍備は、財政の整理と相俟て、國力の許す限り、其擴張を圖らざるへか

らす又國家永遠の富強を圖らんと欲せば其根源たる教育及農工商の事業を發達せしめざるへからず故に政府は軍備の擴張と俱に力めて教育及實業を獎勵するの方針を執て進行せんと欲す

言論出版集會等憲法上人民の享有すべき權利自由は政府厚く之を尊重し其保障を固からしめんことを計るへし

繁文を省き簡捷を主とし職司の統一を保ちて各部の調和を存するは行政事務に於て至要とする所なり選叙を慎み功過を彰にし廣く能者を得るの途を開くは行政の實績を擧ぐるに於て亦極めて緊切の事とす政府は最も意を此に用ひ尙進んで行政事務を改良せんことを期す又官吏の品位は社會の風紀に影響すること少からず政府は今日に於て特に官紀を振肅するの必要を認む

財政の整理は政府の最も困難とする所なり之れか整理を圖るには専ら國力に應し以て現今の形勢に通ずるの策を定め出入の平均を保つことを務め一方に於ては國家經濟上の擴張發達をして國勢の進運に後るゝことな

からしめんことを期す

顧ふに戦後經營の事業は前途猶遠く海外貿易は輸出入の權衡を失ひ加ふるに天災荐に臻り人民の生命財産を傷害亡失するもの數十年來殆と未た有らざる所なり此難局に處して以て國運の進歩を期す豈に容易の業ならんや上下一致官民協力以て其事に従ふにあらざれば何の時か其績を底さん諸君は厚く此意を體し上來示す所の方針に従て一意力行地方行政の整理を計り以て國家富強の基を宏張するに務められんことを切望す

進歩黨結成。其黨系。

曩者二十六年前後、國權論勃興以來、民間同憂の諸黨派、相偕に自主外交及責任内閣の二大義を標榜し、以て伊藤内閣と對抗す。爾來日清戰爭を経て、遼東還付の事に及び、各派皆な政府の内外失政に憤慨し、特に外交政策の柔軟卑屈に流るゝを悲しみ、益其結束を鞏うし、以て之か匡救を圖る。唯、奈何せん政府は、毎次政社法を厲行して之に臨み、各派をして意の如く言動するを得ざらしむ。

此を以て各派は開戦以前に在りては中央政社を組織し、講和以後に在りては同志會を組織し、之を別種獨立の團體と爲し、各派の代表者、各其黨を脱して之に投し、以て僅に同志の氣脈を聯結す。第九回議會々期中、其評議に成りたる上奏案先つ破れ、各般の言議、一も行はるゝ所なく、剩へ政社法の禁令、大に言動の自由を妨げ、其不便實に尠少にあらざるを以て、各派は斷然其黨を解き、相合して一政團を作し、名けて進歩黨と謂ひ、三月一日^{九二十年}を以て其結黨式を行ふ。是れ正に第九回議會々期の末季に在り。之に参加したるものは、改進黨革新黨、財政革新會、中國進歩黨、大手俱樂部^{舊大日本協會系の集團にして、越佐會(新潟の部)同志會(各派の聯結機關)及其他の獨立小政團等にして、其所屬議員の數約百名に達し、大隈重信隱然之を指導す。左に進歩黨の宣言書及綱領を掲ぐ。}

國家内外の形勢は吾人をして一大政黨を樹立せしむ今茲に結黨式を擧ぐるに方り其因て起る所以を宣言し以て舉國同憂の志士に告ぐ
吾黨は進歩主義を執り茲に責任内閣を設立し茲に外政を刷新して國權を擴張し茲に財政を整理して民業の發達を誘致し以て立憲政治の實を擧げ

維新興國の丕基を完成し以て皇室の尊榮を宣揚し民人の權利幸福を増進し以て宇内の文化を大成せんことを欲す

維新中興の初に當り大に聖謨を定め玉ひ詔に曰く廣く會議を起し萬機公論に決すへしと爾來三十年憲法既に制定せられ天皇の神聖大臣の責任人民の權利分界明確復た疑を容るへきなし然るに閣臣有司尙ほ陋習を俊めず或は言論集會を箝制して公論の發動を阻碍し或は濫りに帝國議會を解散し或は屢、外交の措置を誤りて威信を中外に失ふ凡そ此の如きもの臣民豈一日も之を默過するに忍ひんや

吾黨は行政機關を革新し税法を改め冗費を除き以て之を國家有用の費途に充て萬事質實を旨とし創業進取の精神を作興し以て綱紀を振張せんことを期す

願ふに維新中興の丕基を完成し萬里の波濤を拓開するの聖謨を翼賛せんと欲せば主として外政を刷新し國權を擴張せざるへからず然るに従來の外政は多く國家の威信光榮を毀損し特に征清の終局に於ける特に對韓の

政策に於ける國家の威信光榮を失墜せる之より甚しきはなし今や東洋の形勢益々非にして隣邦の危急旦夕を測られざるに至れり此時に當り國民をして狂瀾を既倒に回すの大氣力を發動せしむるにあらずんば金甌無缺の國家を如何せん吾黨の外政恢弘の策を把持し之を貫徹せんとするものは決して偶爾にあらず

今や帝國の實勢と寰宇の大機とは小黨の分立を容さず茲に在野の各黨派を解散し以て進歩黨を樹立し其政綱を頌ち其宣言を發し猛進して以て第二維新の大業を贊襄せんと欲す請ふ舉國同憂の士來りて以て此の舉を贊せよ

我黨は進歩主義を執り皇室の尊榮を宣揚し人民の權利幸福を増進せん爲め左の政綱を定む

政弊を改革し責任内閣の完成を期す

外政を刷新し國權の擴張を期す

財政を整理し民業の發達を期す

進歩黨と政府の提携。政弊助長。

進歩黨結成の際、時恰も伊藤内閣と自由黨と相提携し、他派の主張政見は、總て其疎却する所と爲る。圖らざりき僅に半歳を経て、松方内閣爰に成立し、而して進歩黨の中堅たる前改進黨の首領大隈重信、入て其内閣の棟梁たらんとは。願ふに多數議員の後援を有する伊藤内閣の崩潰したるもの、適任の外務大藏兩大臣を得ざるか爲と謂ふと雖も、進歩黨の陣容の盛、蓋し亦其因を爲さすと謂ふへからず。進莫進歩黨は、偶然松方内閣の成立に遭ひ、其發表せる政綱は、自黨の方針と大差なしと爲し、之を贊けて以て其政綱を遂行せしめんとし、茲に明に政府黨の地位に立ちたり。蓋し夫の自由黨の伊藤内閣と提携したるは、表裏兩面の理由を有し、而して提携政治の流毒の恐るべきは、曩に既に論議を經たり。今夫れ進歩黨と、現閣の柱礎たる大隈重信とは、固と政治上の深縁を有し、其提携や、敢て唐突背理にあらずと雖も、爾後冥々の間、政界の情氣を誘致し、未だ提携の功を收むるに及ばずして、百弊續出し、終に内閣の成素を變ずるの已むを得ざるに至れること、後段の敍説を見て之を知るへし。

自由黨と國民協會の向背。

自由黨は、政府反對の地位に立ち、特に外務大臣大隈重信を正面の對敵とし、徐攻撃の鋒鏑を露はす。國民協會亦此内閣に不快の念を抱きたりと雖も、其所屬議員の數極めて少くして、微力復た言ふに足るものなし。

第一章 第十回帝國議會(二十九年十二月二十二日召集
三十年三月二十四日閉會)

衆議院議長補闕任命。

衆議院議長楠本正隆、曩に華族に班列せられ、議員の資格を失して其職を退く。當期議會は、先づ其補闕選舉を行ひ、進歩黨所屬東京府選出議員法學博士鳩山和夫其選に當り、直に勅任せらる。

議會の大勢。各黨沈黙。三十
年度豫算協贊。

松方内閣は、組織以來日尚ほ淺きを辭とし、概ね前内閣の計畫を踏襲し、其抱負

の實行は、之を他日に期す。此を以て自由黨は、前内閣を掩護したる緣故に依り、現内閣の踏襲計畫を是非するの辭を有せず。進歩黨は、政府の徒與たるの故を以て、滿腹の贊意を之に捧く。爲に政海毫も波瀾の起るなく、剩へ英照皇太后俄に登遐し、(三十一一年一月)議會は哀悼の至誠を表し、又大葬奉送の爲、屢、休會を累ね、極めて平靜の間に會期を終ふ。政府の當期議會に提出したる三十年度豫算、亦是れ前内閣の立案を基礎としたるものにして、其歳入歳出共に約二億四千萬圓に達し、之を前年度に比して、五千三四百萬圓の増加を示す。政府は次期議會に至るまで、大に庶政革新の實を擧ぐることを公約し、衆議院は此言明に信頼して、革新の成績を次期議會に待ち、却て政府に勸めて、二三繼續費の年度を變更せしめ、以て當年度歳出の増加に資す。唯、貴族院内、軍備緊縮論尙ほ甚た盛にして、政府の反省を促さんか爲に、各種の動議呈起したりと雖も、一も成立するに至らず。結局兩院は、僅々一萬七千餘圓の歳出を削減して、凡て原案を可決したり。

新聞停刊制廢止、政府の反覆。

新聞紙條例を改正し、行政部の停刊命令權を奪却したるは、當期議會の成績中、最も著大なるものと爲す。此條例の沿革は、立憲前記中、既に之を敘説す。立憲以後、衆議院は屢次新聞紙停刊全廢案を可決したりと雖も、貴族院常に之を阻み、爲に長く此武器を藩閥政府より奪ふこと能はず。茲に松方内閣は、其政綱を以て人民の權利自由を尊重することを宣言したりと雖も、政府の爲す所、往々にして其宣言と違ひ、頗る天下の物論を醸す。(雜誌、二十六世紀なるもの、宮内大臣論を掲げ、廷臣の匪遺を條擧して、其惡徳を痛擊するや、二三新聞、争うて之を轉録し、嫉に於て天下に傳播し、大に一世を聳動す。廷臣官僚等、以て不敬と爲し、政府言論監視の機を鳴らし、閣僚中之、大和して該新聞雜誌發行禁止の議を唱ふ。政府は當初の宣言に省み、之を不問に付したりと雖も、不敬論益々高きを加ふるに及んで、終に其動かす所と爲り、十數日前に溯りて、二十世紀に禁止を命じ、又之を轉録したり。)既に第十回議會に入り、政府自ら新聞紙條例改正案を提出したりと雖も、其案は依然停刊の制を存し、唯、停刊事項を指示し、且つ停刊最長期を限局するに止る。自由黨及進歩黨、共に之を不可とし、停刊全廢の修正案を提出し、國民協會獨り之か存續論を唱へたりと雖も、衆議院容易に修正案を可決し、之を貴族院に送る。從來貴族院の停刊全廢案

に反對し、之を握殺し、若くは之を否決したるもの、必ずしも單に各員自己の主張に出るにあらずして、背後より政府の之を操縦したるを以てなり。今や政府は、國論に省み、衆議院の修正に同意するの言を漏らしたるを以て、貴族院の形勢亦自ら一變す。同院一部の議員は、仍ほ停刊制全廢を不可としたりと雖も、院議終に衆議院の修正案を可決し、政府之に同意し、茲に始めて停刊權を行政部より奪ふことを得たり。事は單に一條例の改廢に過ぎずと雖も、亦是れ憲政運用上の一大著例なり。

製艦恩賜金辭退、金貨本位制確立、重要事案。

第十回議會は、極めて平穩に終始すと雖も、其議事中、重要なるもの亦尠からず。母後の登遐を奉悼し、製艦補足賜金辭退を上奏し、剩餘金支出に事後承諾を與へ、緊急勅令廢止の緊急勅令に異議を挟み、其他政府を督促して、前年の日露協商を公表せしめたるか如き、又貨幣法案に協賛し、金貨本位制度を確立したるか如き、皆な當期議會の成果なり。此等諸事項中、製艦補足賜金辭退の件は、第